

令和6年度

環境報告書

令和5年度実績報告



国分寺市

(再生紙使用)

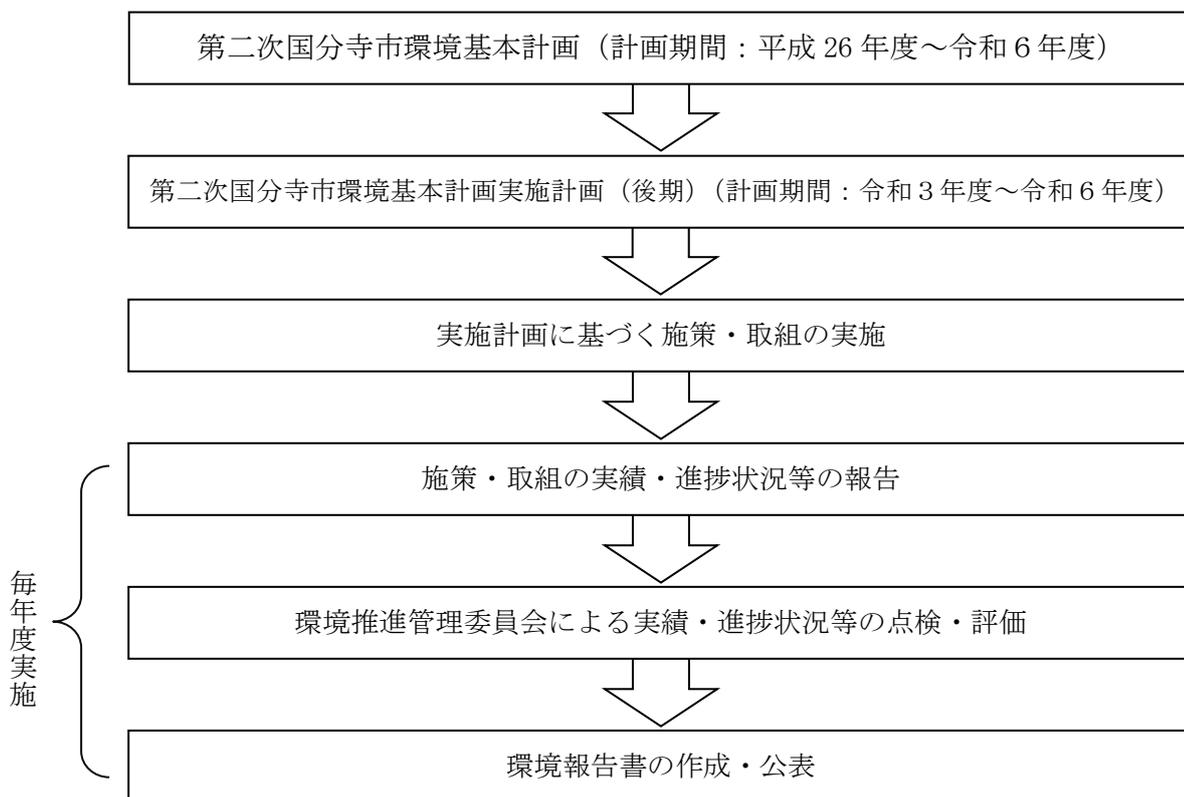
令和6年度環境報告書について

環境報告書は、国分寺市環境基本条例（平成16年条例第21号）第26条（環境報告書）に基づき、環境基本計画の適正な進行管理を行うため、市の環境の保全、回復及び創造に関する施策の実施状況を公表するものです。

令和6年度環境報告書である本報告書は、『第二次国分寺市環境基本計画実施計画（後期）』（令和3年3月策定）に基づく各施策の令和5年度実績を環境推進管理委員会において点検・評価したものを取りまとめています。

本報告書の作成・公表により、市民や事業者の皆さんへの情報提供を行うとともに、環境の保全、回復及び創造に関する取組の推進につなげてまいります。

なお、環境施策の推進には、市民や事業者の皆さんのご協力が必要です。引き続き、市の環境行政にご理解とご協力をお願いいたします。



目 次

第1章 環境基本計画の概要	1
第2章 市内の現状	9
第3章 重点プロジェクトの評価	19
重点プロジェクト①「在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進」.	21
重点プロジェクト②「地産地消の推進による都市農業の支援」.....	22
重点プロジェクト③「野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用」.....	23
重点プロジェクト④「安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供」.....	24
重点プロジェクト⑤「自転車・公共交通機関の利用促進」.....	25
重点プロジェクト⑥「歴史的景観や文化財の保全・活用」.....	26
重点プロジェクト⑦「資源循環型のまちづくりの推進」.....	27
重点プロジェクト⑧「環境負荷の少ないライフスタイルの促進」.....	28
重点プロジェクト⑨「環境面における参加と協働による地域の活性化の推進」.....	29
第4章 施策の評価及び各施策に紐づく取組の進捗状況	30
【自然環境】基本方針1 緑と水が調和した潤いのあるまち	
1-1 緑と水のネットワークの形成.....	33
1-2 緑の保全.....	39
1-3 まちなかの緑化.....	44
1-4 水環境の保全・整備.....	47
1-5 都市農地の保全・活用.....	52
1-6 生き物の生息空間の保全.....	59
【生活環境】基本方針2 安全・安心に暮らせるまち	
2-1 生活環境の確保.....	64
2-2 生活環境のモニタリング.....	70
2-3 化学物質対策の推進.....	73
2-4 食の安全性の確保.....	75
【都市環境】基本方針3 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち	
3-1 環境に配慮したみちづくり.....	80
3-2 環境に配慮したまちづくり.....	83
3-3 地域性豊かな景観の形成.....	90

【地球環境】基本方針4 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち	
4-1 地球温暖化対策の推進	94
4-2 省エネルギー・省資源の促進	98
4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	99
4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進	100
【環境教育・環境学習】基本方針5 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち	
5-1 環境教育・環境学習の推進	109
5-2 人づくり、仕組みづくり	118
第5章 環境学習・啓発活動等	121
1 環境ひろばと市の共催事業	121
2 課別事業一覧	122
第6章 委員会等の開催実績	132
1 国分寺市環境審議会(附属機関)	132
2 国分寺市環境推進管理委員会	132
3 国分寺市環境ひろば	133
第7章 その他の市の環境配慮の取組実績	134
1 地球温暖化防止行動計画(市役所版)	134
2 グリーン購入基本方針及びガイドライン	138
第8章 資料編	139
1 大気環境分析調査	139
2 騒音・振動及び交通量調査	141
3 酸性雨調査	143
4 野川の水質状況	144
5 野川の底質状況	146
6 湧水の水質状況	147
7 井戸水調査	151
8 野川水生・底生生物調査	153
9 野川・湧水地の流量	159
10 放射線と放射性物質への対応について	162
11 環境基準一覧	163
12 国分寺市の環境年表	168

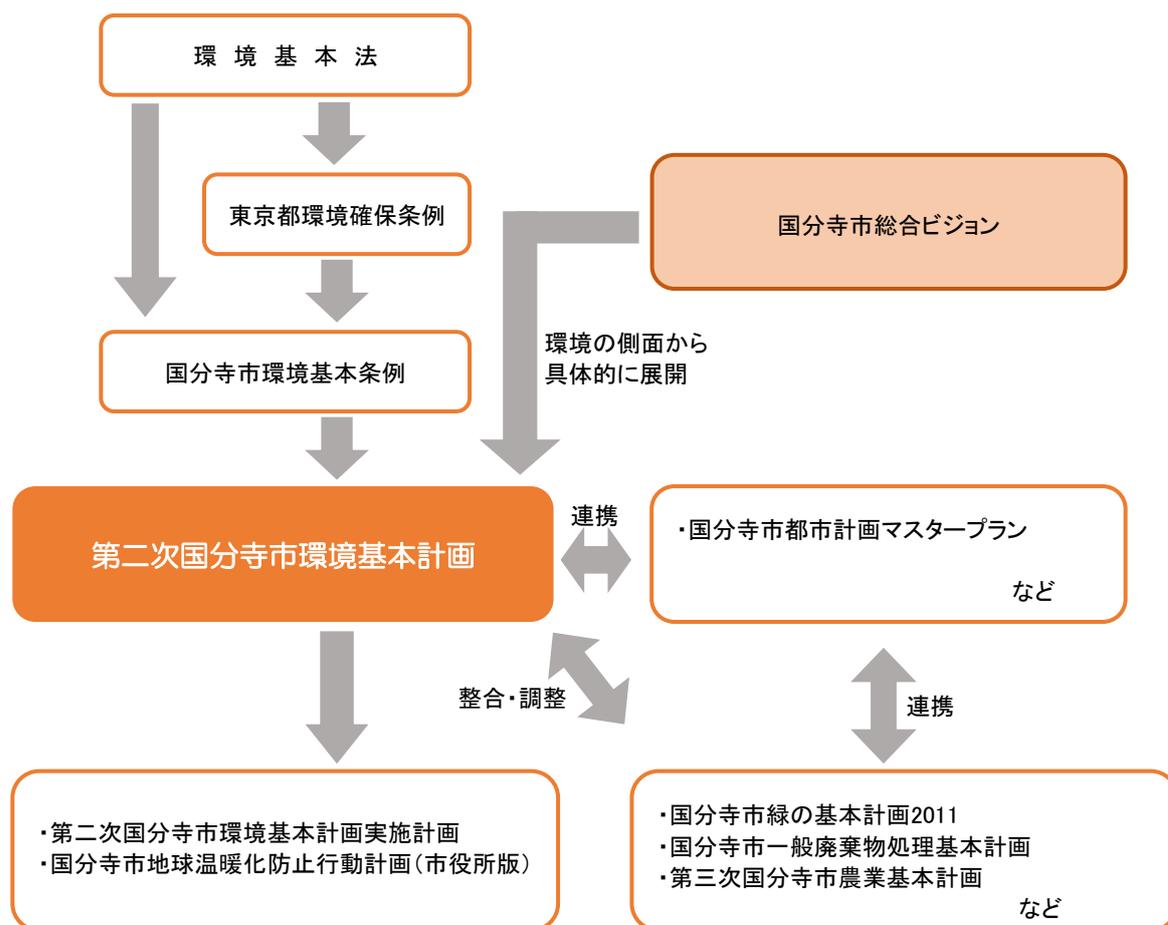
第1章 環境基本計画の概要

1 国分寺市環境基本計画の策定

平成16年3月に「環境負荷の少ない持続可能な社会」の構築を目的に「国分寺市環境基本計画」を策定しました。その後、取組の成果や課題、社会情勢の変化などを踏まえ、環境施策のさらなる推進のため、平成26年3月に『第二次国分寺市環境基本計画』（以下、「環境基本計画」といいます。）へ改定を行いました。

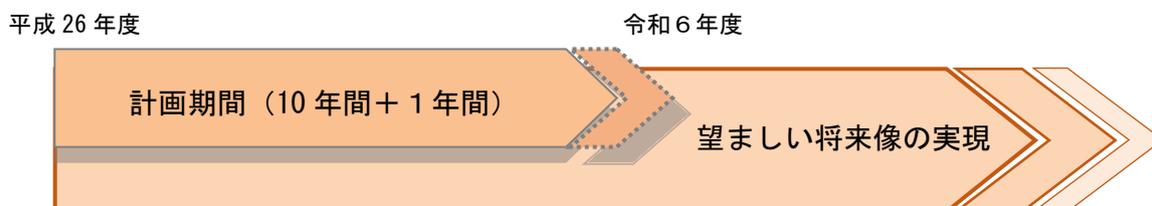
2 計画の位置づけ

環境基本計画は国分寺市環境基本条例第7条に基づいた計画であり、国分寺市総合ビジョンを環境の側面から具体的に展開していくため、環境の保全、回復及び創造に関する目標と施策の基本的方向性及び施策展開の指針を示すものです。



3 計画の期間

計画期間は、長期的な視点を持った計画とするため、おおむね 30 年後を見越した上で、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間として計画を策定しました。なお、国分寺市総合ビジョンの計画期間との整合を図るため、令和 2 年度に 1 年延伸を決定し、令和 6 年度までを計画期間としました。



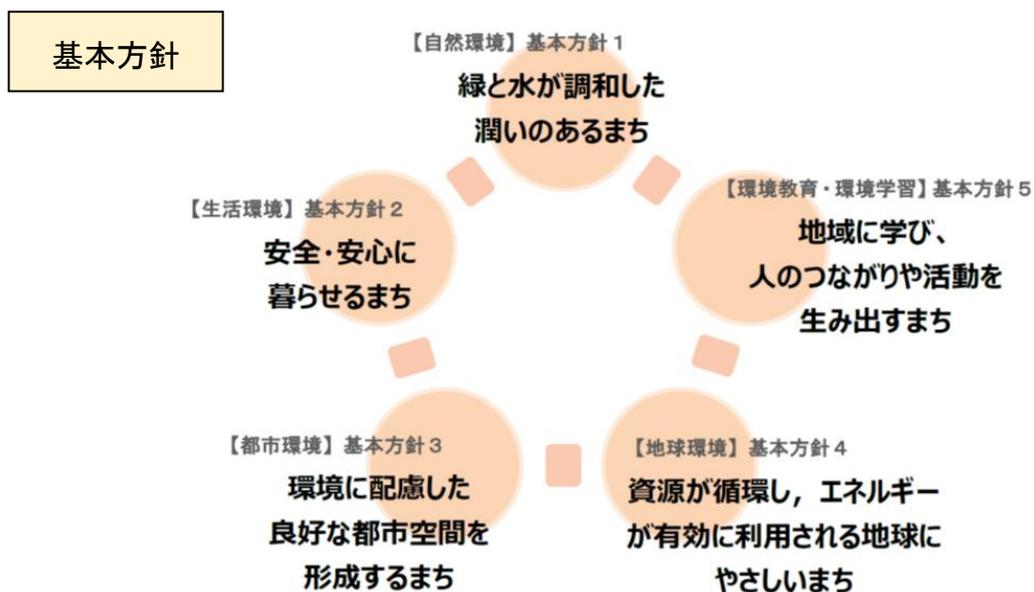
4 対象とする環境の範囲

環境基本計画が対象とする環境の範囲は、「緑」、「水」、「生物」からなる“①自然環境”、「公害」、「食」からなる“②生活環境”、「道路・交通」、「景観」、「歴史遺産・文化財」からなる“③都市環境”、「資源」、「温暖化・エネルギー」、「ごみ」からなる“④地球環境”、「教育・学習」、「人づくり」、「仕組みづくり」からなる“⑤環境教育・環境学習”の 5 つの分野を対象とします。

5 市がめざす環境の望ましい将来像と基本方針

環境基本計画では、市の環境の現状と課題や市民ワークショップの意見などを踏まえ、望ましい将来像と将来像の実現に向けた 5 つの基本方針を設定しています。

望ましい将来像
未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境



6 実施計画

(1) 第二次環境基本計画実施計画（後期）

環境基本計画を具体的に展開するための計画として、令和3年3月に『第二次環境基本計画実施計画（後期）』（以下、「後期実施計画」といいます。）を策定しました。後期実施計画では、環境基本計画に定めた49の「主な施策」の具体的な内容を示す「具体的施策」及び重点プロジェクトと主な施策の関連性について定めています。

これらの施策の令和5年度における実施状況は、第3章「重点プロジェクトの評価」及び第4章「施策の評価及び各施策に紐づく取組の進捗状況」のとおりです。

(2) 第二次環境基本計画実施計画（後期）とSDGsの関係について

後期実施計画では、環境基本計画の対象とする【自然環境】、【生活環境】、【都市環境】、【地球環境】、【環境教育・環境学習】の5つの環境分野における103の具体的施策（取組）に取り組むこととしています。これらの個々の取組について、SDGsとの関係を整理するため、後期実施計画上では、取組ごとに特に関連の深いSDGsの17のゴールを示しています。

後期実施計画に位置付けた取組の推進により、持続可能なまちづくりを実現します。

SDGs（持続可能な開発目標）とは

平成27年9月にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の令和12（2030）年を達成期限とする世界共通の目標です。

SDGs（持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより、「誰ひとり取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すもので、17のゴール・169のターゲットが掲げられています。

SDGsは、途上国のみならず先進国を含めた全ての国が取り組む必要があるユニバーサル（普遍的）なものであるとともに、それぞれのゴールは密接に関連し、経済・社会・環境の三つの側面のバランスの取れた推進が重要とされています。目標の達成には政府、市民、企業といった様々な主体の行動が不可欠です。



<SDGsウェディングケーキモデル>

ストックホルムレジリエンスセンターのヨハン・ロックストローム氏が提唱した、17のゴールを「環境」、「社会」、「経済」の3層に並べ替え、その基軸にパートナーシップを配置した各ゴールの関係性の捉え方。

出典：ストックホルムレジリエンスセンターホームページから作成

7 施策体系

「望ましい将来像」を実現するために設定した環境分野・基本方針、施策の方向、主な施策は以下のとおりです。

望ましい将来像	環境分野・基本方針	施策の方向
未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境	【自然環境】 緑と水が調和した潤いのあるまち	1-1 緑と水のネットワークの形成 1-2 緑の保全 1-3 まちなかの緑化 1-4 水環境の保全・整備 1-5 都市農地の保全・活用 1-6 生き物の生息空間の保全
	【生活環境】 安全・安心に暮らせるまち	2-1 生活環境の確保 2-2 生活環境のモニタリング 2-3 化学物質対策の推進 2-4 食の安全性の確保
	【都市環境】 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち	3-1 環境に配慮したみちづくり 3-2 環境に配慮したまちづくり 3-3 地域性豊かな景観の形成
	【地球環境】 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち	4-1 地球温暖化対策の推進 4-2 省エネルギー・省資源の促進 4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進 4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進
	【環境教育・環境学習】 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち	5-1 環境教育・環境学習の推進 5-2 人づくり、仕組みづくり

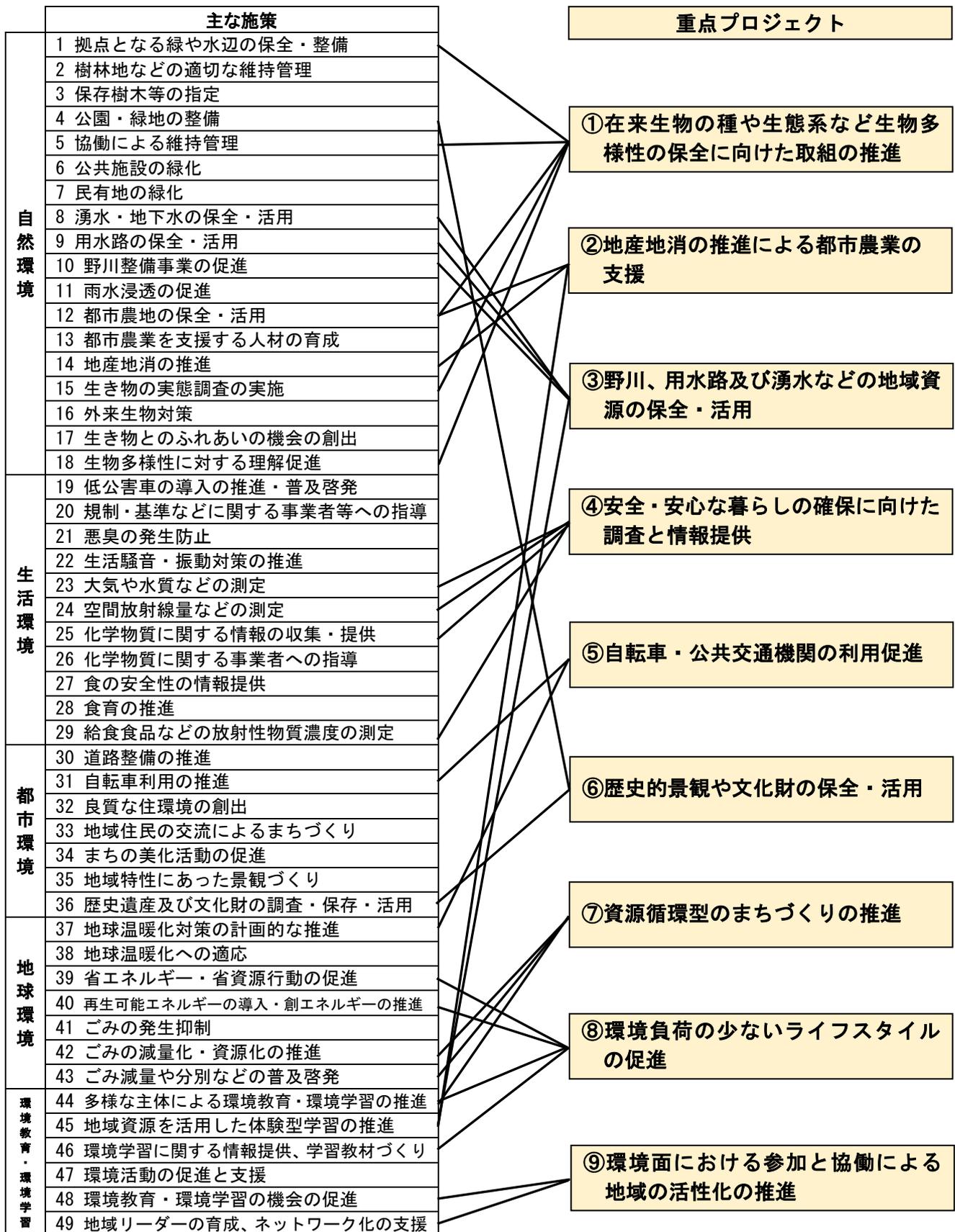
重点プロジェクト（9プロジェクト）



主な施策	
1 拠点となる緑や水辺の保全・整備	
2 樹林地などの適切な維持管理 4 公園・緑地の整備	3 保存樹木等の指定 5 協働による維持管理
6 公共施設の緑化	7 民有地の緑化
8 湧水・地下水の保全・活用 10 野川整備事業の促進	9 用水路の保全・活用 11 雨水浸透の促進
12 都市農地の保全・活用 14 地産地消の推進	13 都市農業を支援する人材の育成
15 生き物の実態調査の実施 17 生き物とのふれあいの機会の創出	16 外来生物対策 18 生物多様性に対する理解促進
19 低公害車の導入の推進・普及啓発 21 悪臭の発生防止	20 規制・基準などに関する事業者等への指導 22 生活騒音・振動対策の推進
23 大気や水質などの測定	24 空間放射線量などの測定
25 化学物質に関する情報の収集・提供	26 化学物質に関する事業者への指導
27 食の安全性の情報提供 29 給食食品などの放射性物質濃度の測定	28 食育の推進
30 道路整備の推進	31 自転車利用の推進
32 良質な住環境の創出 34 まちの美化活動の促進	33 地域住民の交流によるまちづくり
35 地域特性にあった景観づくり	36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用
37 地球温暖化対策の計画的な推進	38 地球温暖化への適応
39 省エネルギー・省資源行動の促進	
40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	
41 ごみの発生抑制 43 ごみ減量や分別などの普及啓発	42 ごみの減量化・資源化の推進
44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進 46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	45 地域資源を活用した体験型学習の推進 47 環境活動の促進と支援
48 環境教育・環境学習の機会の促進	49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援

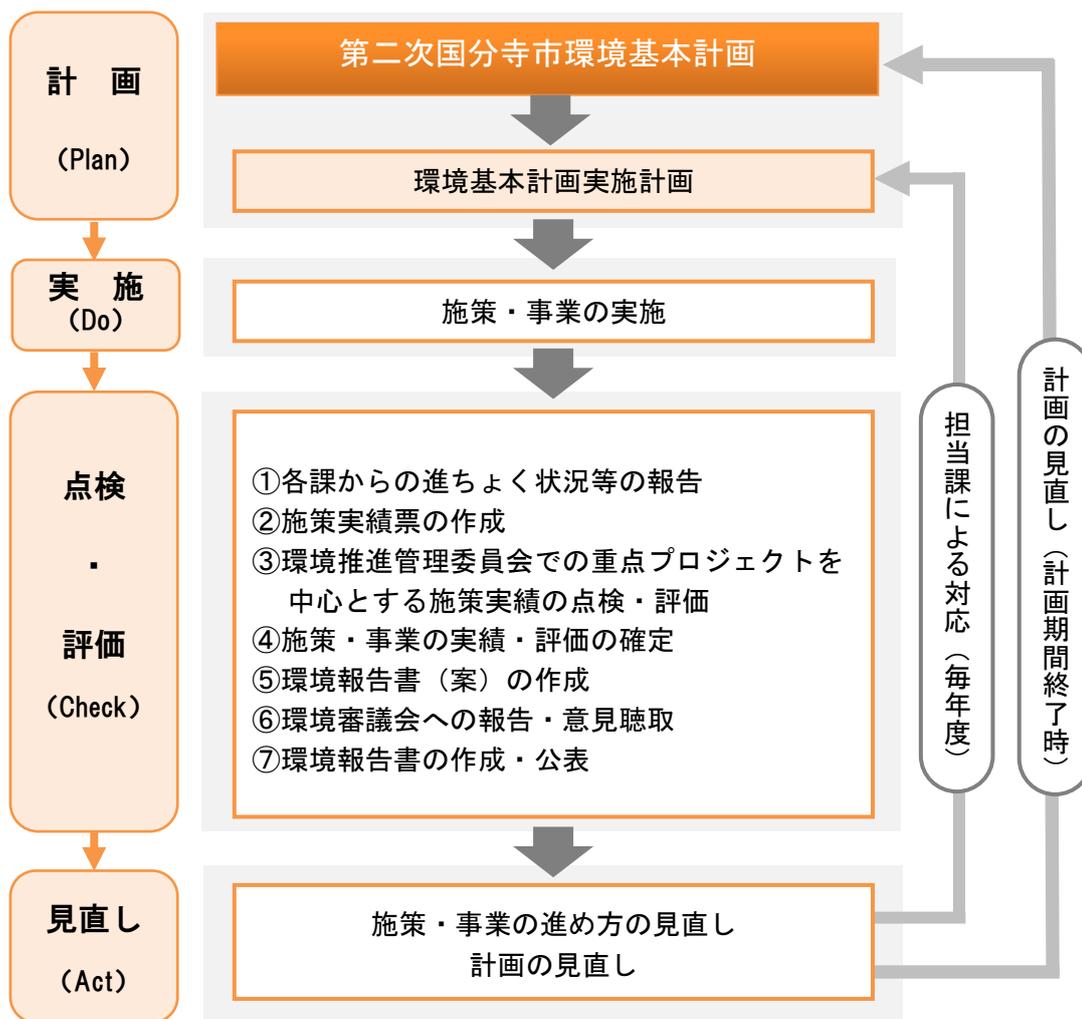
8 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、環境基本計画を具体的に推進することを目的としており、分野横断的に相乗効果を発揮するような重要性の高い施策により構成しています。



9 進行管理

環境基本計画実施計画では、以下の計画、実施、点検・評価、見直しの手順（PDCAサイクル）により、毎年度、施策の進捗状況を点検・評価し、その結果を環境報告書にまとめ、公表しています。このことにより、施策の進め方や計画の見直しにつなげるとともに、市の事務及び事業による環境への配慮を推進しています。



10 推進体制

●国分寺市環境審議会

国分寺市環境基本条例第 30 条（環境審議会の設置及び組織）の規定に基づき、公募市民（4 人以内）、学識経験者（4 人以内）、事業者の代表者（2 人以内）、関係行政機関の職員（2 人以内）の 12 人以内で構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画等や、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項に関して審議、答申を行うとともに、必要に応じて市長に建議を行います。

●国分寺市環境推進管理委員会

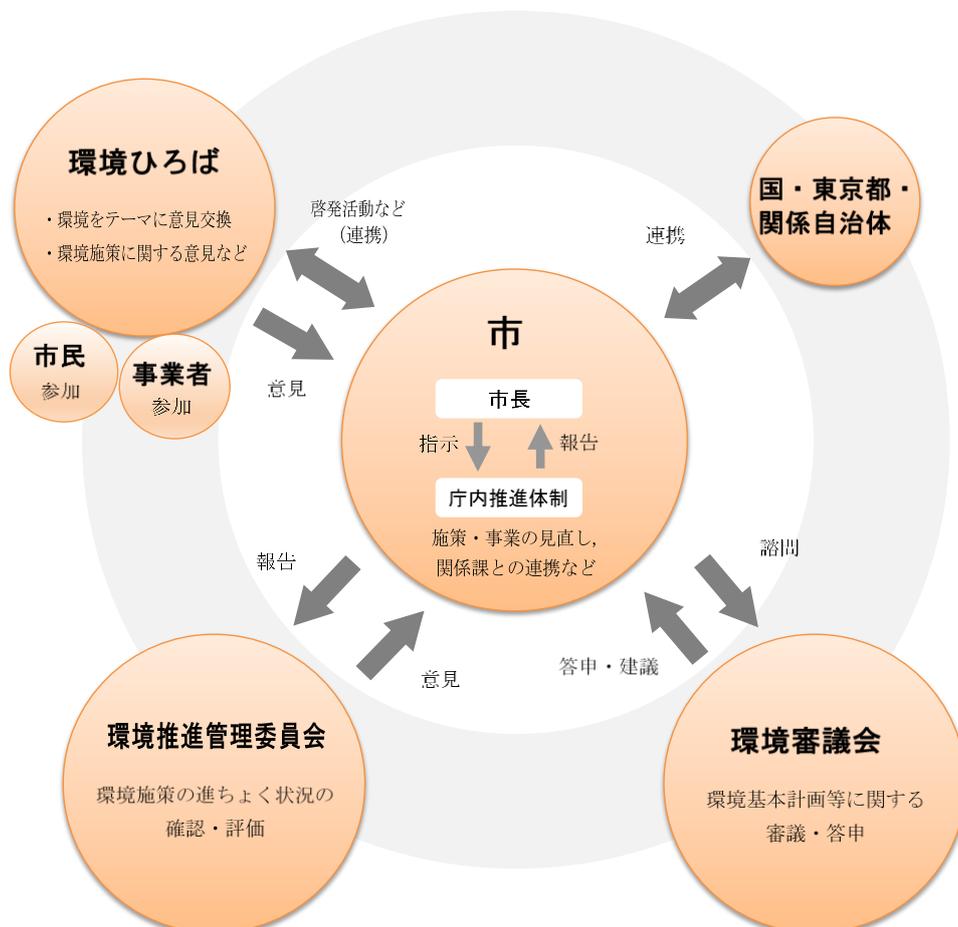
国分寺市環境基本条例第 27 条（環境推進管理委員会）の規定に基づき、公募市民（2 人以内）、事業者の代表者（2 人以内）、学識経験者（3 人以内）、環境ひろばから選出された者（2 人以内）、市職員（3 人以内）の 12 人以内で構成される組織です。環境基本計画実施計画に基づく施策・事業の進捗状況の管理・評価を行います。

●国分寺市環境ひろば

国分寺市環境基本条例第 28 条（環境ひろば）の規定に基づき、市民及び事業者が環境の保全、回復及び創造に関する意見を自由に交換する場として平成 16 年 8 月に設置しました。

毎月 1 回、環境に関する意見交換を行い、必要に応じて市の環境施策について意見を述べるほか、市民への啓発活動、環境イベント等を市と協働で開催しています。

推進体制（イメージ図）



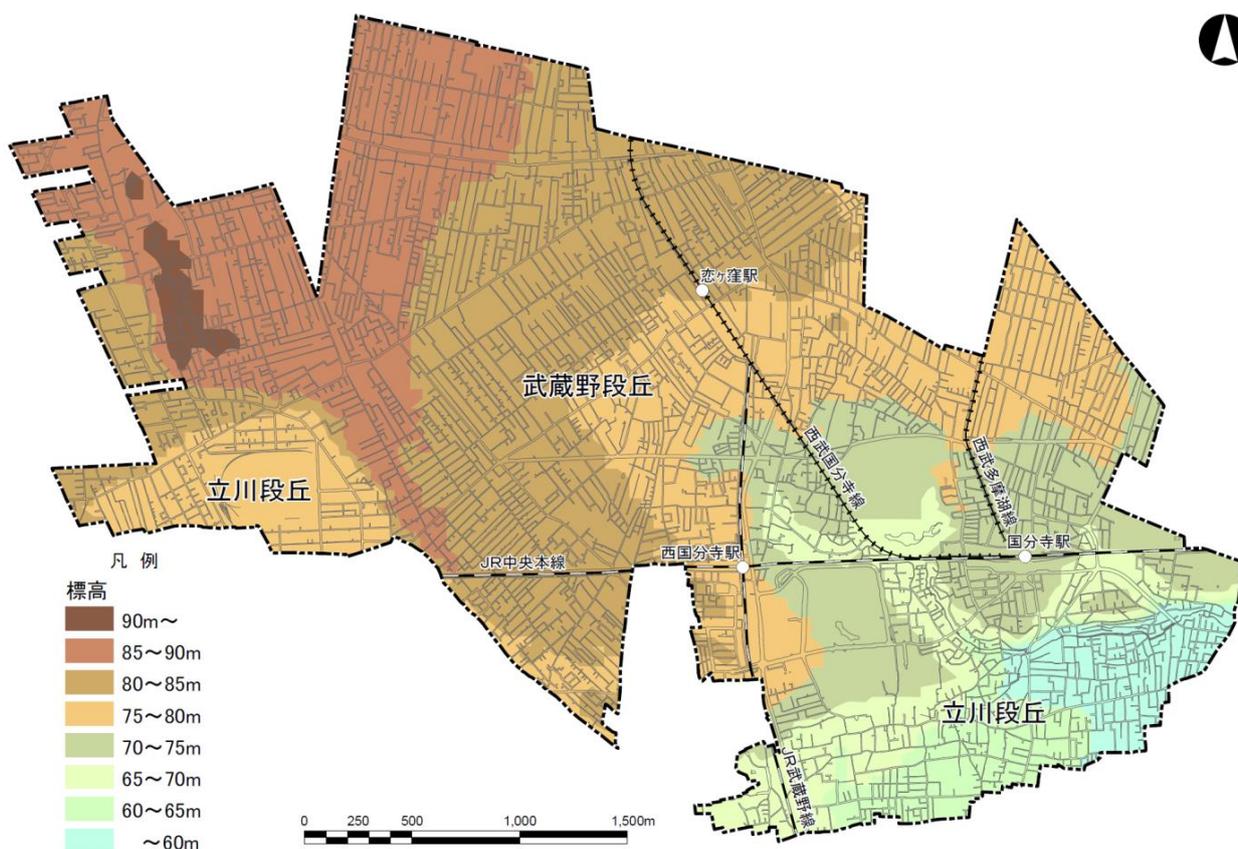
第2章 市内の現状

本市は、東京都の中心（重心）いわゆる東京の「へそ」に位置し、面積は11.46km²であり、地形としては武蔵野段丘と国分寺崖線を境に一段低い立川段丘から構成されます。市域の西部から東部方向に向かって緩やかに低くなっています。

海拔は最も高いところで約92m（西町五丁目・けやき台付近）、最も低いところで約55m（東元町一丁目・鞍尾根橋付近）となっています。

本市の特徴である国分寺崖線は、約5万年前に古多摩川が武蔵野台地を侵食してできた河岸段丘であり、武蔵村山市残堀付近から始まり、市内西町五丁目、光町一丁目、西元町及び東元町一丁目と南町の境へと続き、野川の東岸に沿って大田区丸子橋付近まで続く、東京を代表する崖線の一つです。

図2-1 国分寺市の地形



1 自然環境

市内には国分寺崖線やお鷹の道・真姿の池湧水群など、豊かな緑と水に彩られ、武蔵野の面影を残す住宅都市です。平成 30 年の市内のみどり率は 34.8%で、平成 25 年の前回データと比較すると、5 年間で 2.2 ポイント減少しています。(表 2-1 参照)

西恋ヶ窪緑地や姿見の池緑地などの緑地を都市計画緑地に指定し、保全整備を行っています。これらの緑地や砂川用水などでは、環境団体との協働による維持管理が行われています。

市内に源流を有する一級河川である野川は、コンクリート三面張りの護岸になっており、生き物が生息しにくい環境で親水性に乏しく、景観形成上も良好とはいえない状態です。小金井市以降の下流部では東京都による野川整備事業が既に完了しています。

市内の緑被率とみどり率について、平成 20 年までは市で緑被地調査を実施し、緑被率の推移を確認してきました(表 2-2 参照)。平成 20 年以降は、東京都が 5 年ごとに実施している「みどり率」の調査結果資料を元に、表 2-1 のとおり、独自に市内のみどり率を算定しています。

緑被率とみどり率は、いずれも航空写真により、樹林地や庭、草地等の地域全体における構成比を算出していますが、対象が一部異なっています(表 2-3 参照)。また、市内のみどり率における平成 25 年以降の数値は、東京都が近赤外線画像※を活用して算出したみどり率を使用し、市内のみどり率を算定しています。

表 2-1 市内のみどり率と緑被率の推移

調査年	昭和 63 年	平成 10 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
みどり率	—	—	26.7%	37.0%	34.8%
緑被率	37.5%	30.0%	25.8%	—	—

表 2-2 昭和 63 年から平成 20 年における市内緑被地面積及び緑被率の推移

分類	昭和63年		平成10年		平成20年			
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)		
自然面	緑被地	樹林地	104.86	9.1	82.07	7.1	77.70	6.8
		庭	35.21	3.1	24.85	2.2	22.11	1.9
		草地	33.52	2.9	25.87	2.2	25.28	2.2
		植木畑・果樹園	157.72	13.7	121.90	10.6	94.04	8.2
		野菜畑	99.54	8.7	90.24	7.8	77.92	6.8
	緑被地合計	430.85	37.5	344.93	30.0	297.05	25.8	
	裸地	32.30	2.8	49.28	4.3	31.16	2.7	
水面		1.98	0.2	1.98	0.2	2.58	0.2	
	自然面合計	465.13	40.4	396.19	34.4	330.79	28.8	
人工被覆地 ^(注)	685.27	59.6	754.21	65.6	819.61	71.2		
総合計	1,150.40	100.0	1,150.40	100.0	1,150.40	100.0		

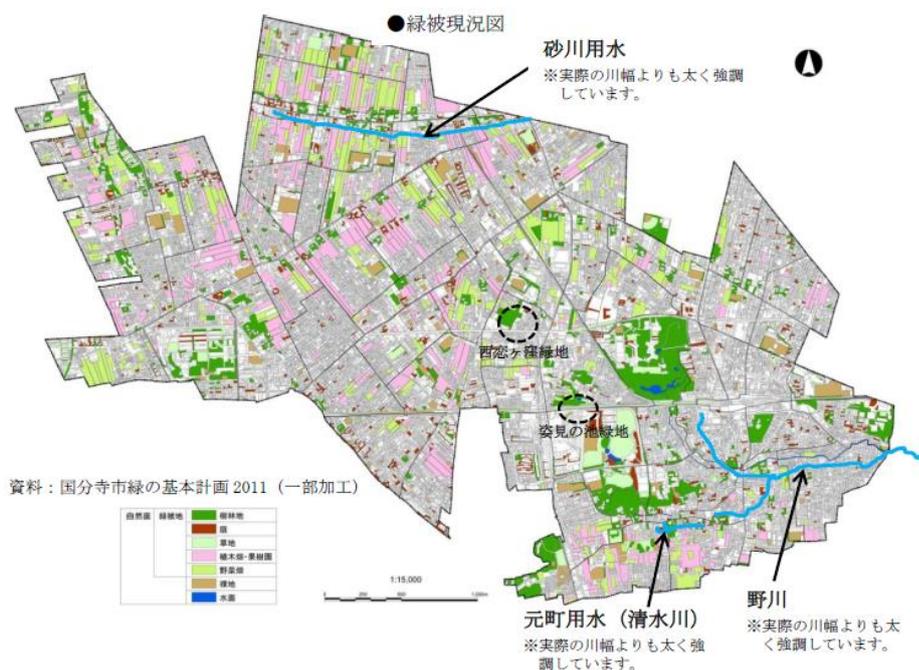
注) 人口被覆地：コンクリートやアスファルトなどの工作物に覆われた土地のこと。
注) (太枠) 37.5 で示した数値が緑被率です。

表 2-3 みどり率と緑被率の相違点

	庭	樹林地	草地	農地	公園	街路樹	河川・水路 ・湖沼
みどり率	○	○	○	○	○	○	○
緑被率	○	○	○	○	×	×	×

※近赤外線画像：可視光よりも波長が長い近赤外線により撮影した画像。近赤外線を活用すると、植物による光の反射特性を利用し、緑の抽出が容易となり、日陰の緑地なども判読しやすくなります。このことから高い精度で緑を抽出することが可能となります。

図 2-2 平成 20 年における緑被現況図



2 生活環境

(1) 大気及び騒音・振動

主要幹線道路 7 地点において大気、騒音、振動に関する調査を実施しています。

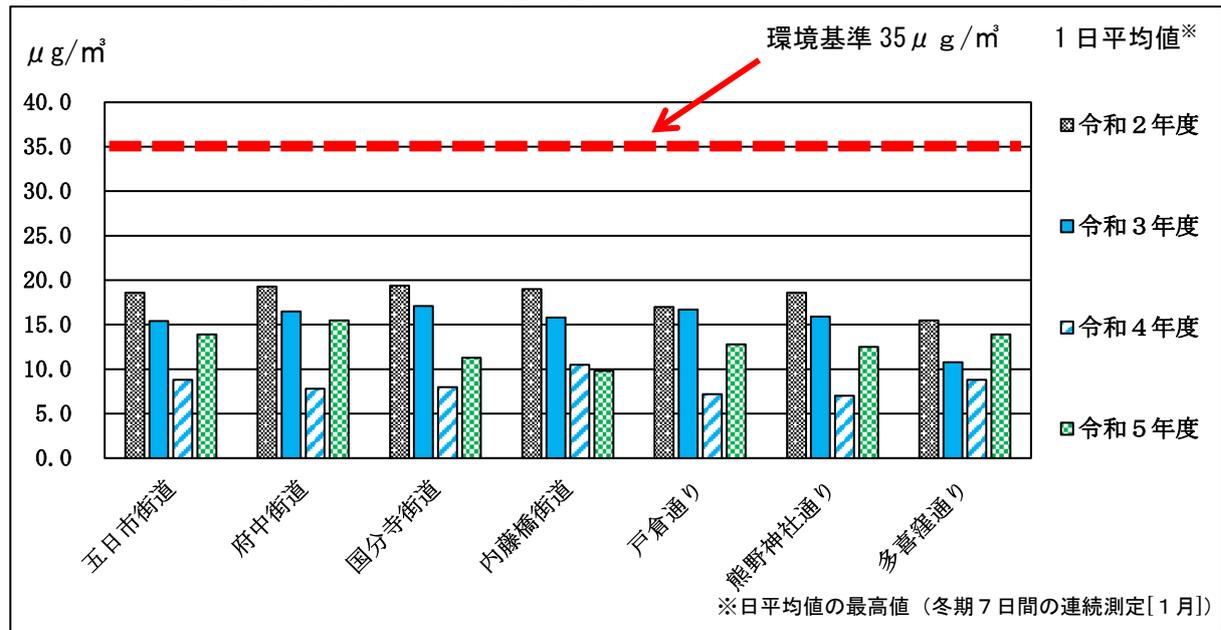
冬季 7 日間の大気調査においては、微小粒子状物質（PM2.5）の日平均値の最高値が環境基準値以下となっており、全地点で環境基準を達成しています（図 2-3 参照）。

騒音調査においては、五日市街道、内藤橋街道、戸倉通り及び熊野神社通りで環境基準を超過しているものの、要請限度は全地点で達成しています（図 2-4 参照）。

また、振動調査では全地点で要請限度を達成しています（図 2-5 参照）。

※ 調査結果等の詳細については第 8 章資料編「1 大気環境分析調査」（139 ページ）、「2 騒音・振動及び交通量調査」（141 ページ）及び「11 環境基準一覧」（163 ページ）を参照ください。

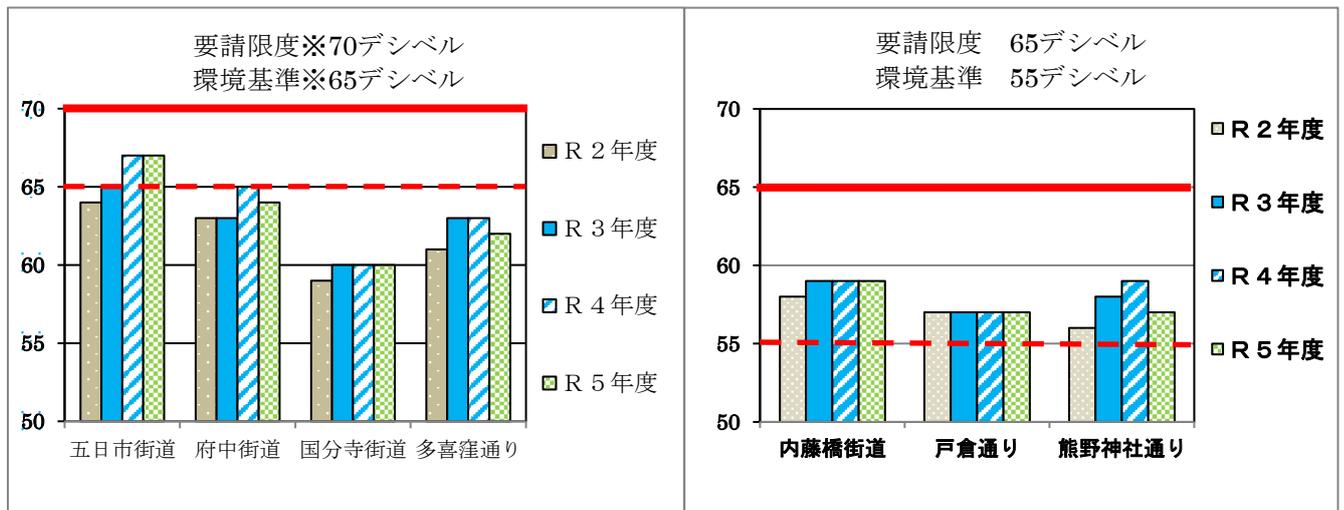
図 2-3 微小粒子状物質 (PM2.5) の経年変化



※環境基準

1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 (平成21年9月設定)。本調査では、冬期 (1月) 7日間の連続測定であり、年間の総有効測定日数が250日に満たないことから、環境基準による大気汚染の評価は参考値とします。

図 2-4 騒音 (dB) の経年変化 (夜間)



※要請限度

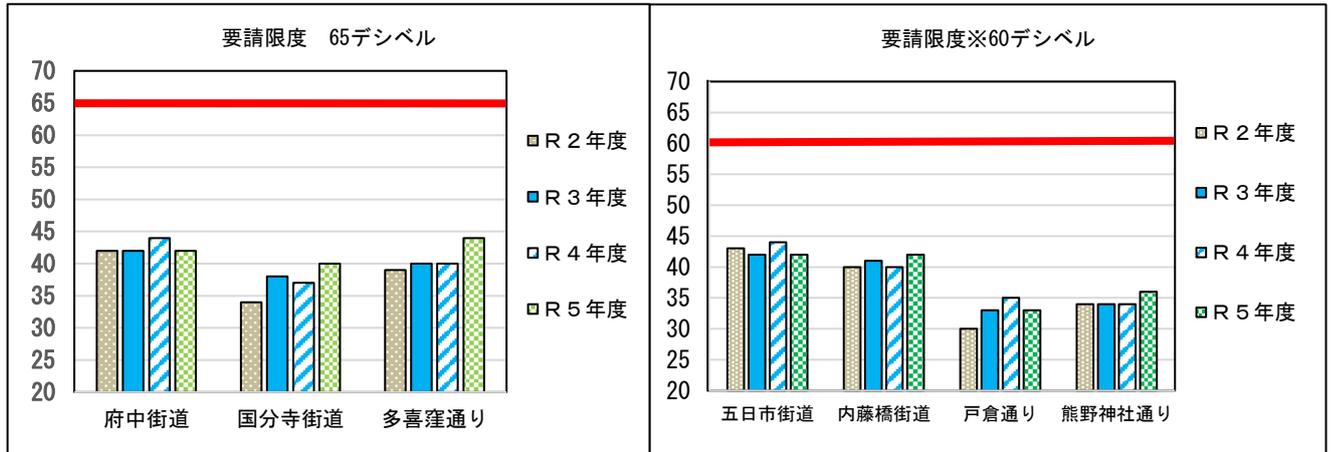
市長が騒音規制法の規定に基づく測定を行った場合に、自動車交通による騒音により、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は公安委員会に対し、その改善を要請する際の基準です。

※環境基準

環境基本法に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として騒音に係る環境基準が定められています。

主として専ら住居の用に供される地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 (右表) として昼間 (午前6時から午後10時までの間) は60デシベル以下、夜間 (午後10時から翌日の午前6時までの間) は55デシベル以下、左表に掲げる地点においては、幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例に該当する地域として昼間は70デシベル以下、夜間は65デシベル以下と定められています。

図 2-5 振動 (dB) の経年変化 (夜間)



※要請限度

振動の環境基準は定められていません。市長が振動規制法の規定に基づく測定を行った場合に、自動車交通による振動により、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は公安委員会に対し、その改善を要請する際の基準です。

(2) 水質

水質調査は「野川」・「真姿の池」・「東京経済大学新次郎池」・「姿見の池」で汚濁状況等の調査を行っています。代表的な水質汚濁の指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）については、これらの調査箇所において環境基準を達成しています。

上記のほか市内 20 か所の井戸水について、9つの調査項目により調査を実施しています。令和5年度調査においては都立殿ヶ谷戸庭園（南町2丁目）、もみじ井戸（光町1丁目）でテトラクロロエチレンが環境基準値を超過し、大腸菌は本町三丁目 13 番、西元町一丁目 13 番の2地点で検出されました。

都立殿ヶ谷戸庭園は例年環境基準値を超過しており、今後も継続的に調査・監視していく必要があります。

※ 調査結果等の詳細については、第8章資料編「4 野川の水質状況」（144ページ）、「7 井戸水調査」（151ページ）及び「11環境基準一覧」（163ページ）を参照ください。

(3) 放射線量及び放射性物質

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を受け、市民の身体・生命を守り、安全・安心なまちづくりを進めるため、市は平成 23 年7月から市内の定点において、定期的な空間放射線量を測定しています。あわせて保育園・小中学校などの給食食品等の放射性物質濃度を測定した結果、令和5年度に除染作業などの措置が必要となるような測定値は出ませんでした。調査結果は市ホームページ（トップページ→くらしの情報→地震関連情報【ページ番号：1000455】）で公表しています。

※ 調査結果等の詳細については、第8章資料編「10 放射線と放射性物質への対応について」（162 ページ）を参照ください。

3. 都市環境

(1) 交通安全環境の整備・自転車運転マナーの向上

市では、環境に配慮した良好な都市空間を形成するため、都市計画道路の整備や歩道改修・設置工事の際は、透水性舗装、低騒音舗装、歩道のバリアフリー化を進め交通安全環境の整備を図り、交通渋滞の解消や防災機能の向上を推進していきます。

また、自転車利用推進のため、自転車駐車場の適切な維持管理や自転車利用時のマナー向上のため、市報・HP等により自転車利用のルールを周知し、交通安全教室及びイベントの開催にて啓発活動を実施しています。

表2-4 市内における事故発生件数

(単位：件)

1月～12月	自転車事故件数		自転車 計	自動車
	第1当事者※1	第2当事者※2		
R元年	20	53	73	175
R2年	21	50	71	167
R3年	18	47	65	132
R4年	27	42	69	162
R5年	55	44	99	152

※1：当事者のうち、過失（違反）がより重いか又は過失（違反）が同程度の場合は、被害がより小さい方の当事者のこと。

※2：当事者のうち、過失（違反）がより軽いか又は過失（違反）が同程度の場合は、被害がより大きい方の当事者のこと。

(2) 安心・安全なまちづくり

市では、地域の団体（自治会や町内会）と協定を締結し、地域の住民が自分たちの住んでいる“まち”を見直し、「安全で住みよいまちづくり」の実現に向けて、地域の安全化とともに、予測される災害に備えて応急活動体制を整えることなどを両者が協力・共同して進めていく事業として防災まちづくり推進地区を推進しています。

昭和56年2月に高木町自治会が第1号の協定を市と結んでから、令和6年3月末現在までに16団体と協定を結び、その地域に合った“防災まちづくり”が進められています。高木町自治会は防災への積極的な取組が高く評価され、平成29年3月に内閣府から「地区防災計画モデル地区」に選定され、同年9月に「平成29年度防災功労者内閣総理大臣表彰」を受賞しました。

なお、防災まちづくり推進地区等については、市ホームページ（トップページ→くらしの情報→防犯・防災【ページ番号：1002491】）をご覧ください。



4 地球環境

(1) 気候変動の状況*

令和5年夏(6～8月)の世界平均気温は、1880年以降の記録で最も暑い夏となり、国連のグレーテス事務総長は、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と危機感を訴えました。年間の世界平均気温においても、令和5年は最も高くなりました。

日本でも夏の全国平均気温は1898年の統計開始以降最も高くなり、東京では最高気温が30℃以上の真夏日が64日間、最高気温が35℃以上となる猛暑日が22日間続き、過去最長を記録しました。年間の平均気温についても、これまで最高だった令和2年度を上回り、観測史上最高を記録しました。

また、国分寺市周辺(府中観測所)においては、令和5年の年平均気温が1976年以降、最も高くなりました。

*令和5年時点

(2) 市内の温室効果ガスの排出状況

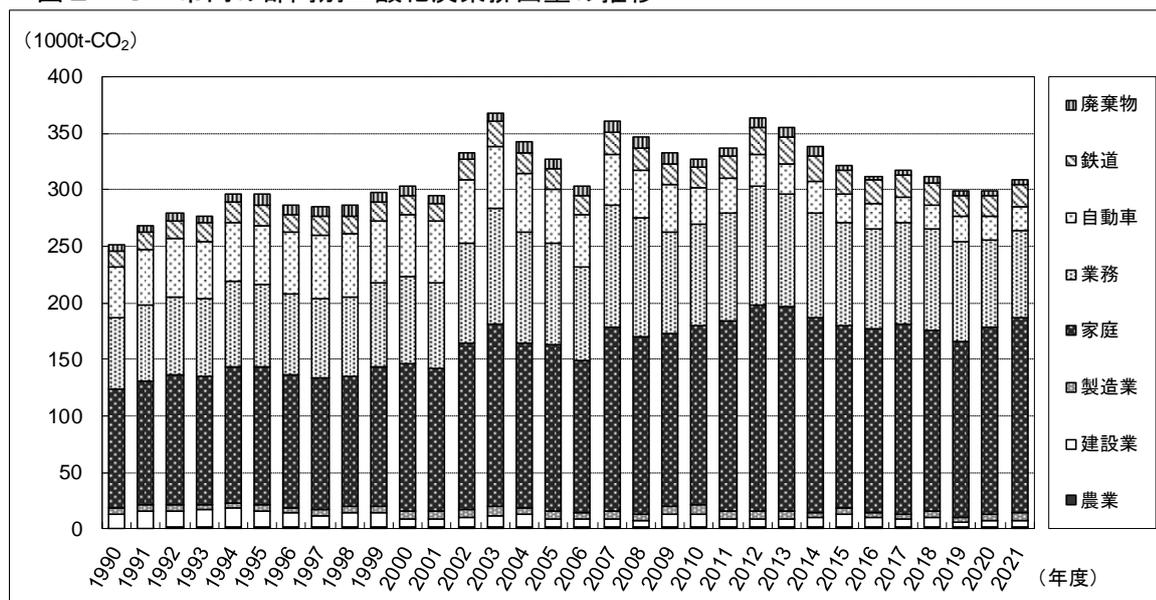
令和3年度の市内の温室効果ガス排出量は347千t-CO₂、そのうち約89%を二酸化炭素が占めました。平成24年度以降、温室効果ガスの排出量はおおむね減少傾向で推移していましたが、令和3年度にやや増加しています。また、令和3年度の二酸化炭素の排出状況は、家庭部門と業務部門の合計が約81%と、市民の日常生活や事業者の事業活動による排出が多くを占めています(図2-6参照)。

エネルギー消費量としては、令和3年度は3,505TJであり、令和2年度以降、やや増加しています。燃料種別による構成比としては、電力が約47%、ガスが約38%となっています。

また、環境省が公表する「自治体排出量カルテ」によると、令和4年度の市内の再生可能エネルギー導入設備容量*は8,299kWであり、前年比約110%となっています。

*自家消費のみで売電していない設備、FIT・FIP制度への移行認定を受けていない設備等は含んでいません。

図2-6 市内の部門別二酸化炭素排出量の推移



出典：「多摩地域の温室効果ガス排出量(1990年度～2021年度)」
(オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)

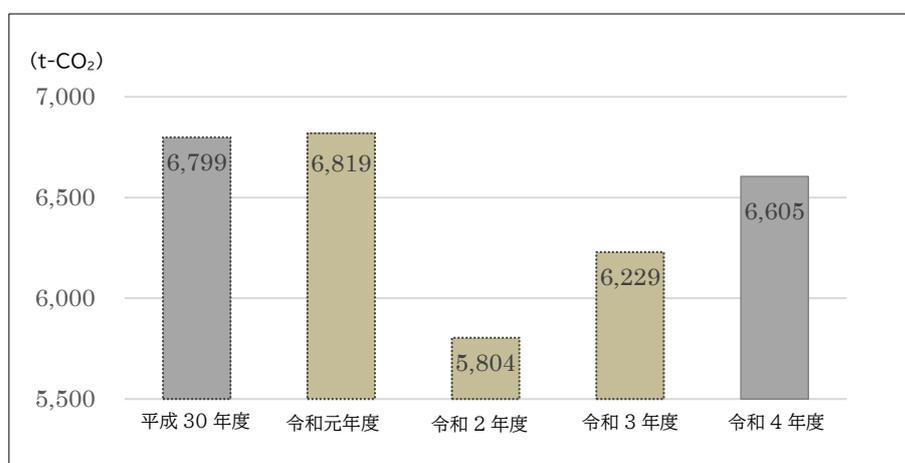
(3) 市の事務事業における温室効果ガスの排出状況

令和5年度に令和4年度の温室効果ガス排出量を集計した結果、排出量は約6,605t-CO₂、そのうち99.9%以上を二酸化炭素が占めました。また、温室効果ガス排出量をエネルギーの種別ごとにみると、電気・都市ガスの2項目で全体の98%以上を占めています。

温室効果ガス排出量における過去5年間の推移としては、令和元年度までは増加し、令和2年度に大きく減少し、令和3年度から再び増加しています(図2-7参照)。

大きく減少した令和2年度の主な要因としては、清掃工場の稼働停止により電気使用量が減少したほか、新型コロナウイルス感染症対策として市立小中学校の休校や公共施設の利用中止等を行った影響が挙げられます。新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、公共施設等の通常運営が再開するにつれて、電力の排出係数の影響を受けながら、温室効果ガス排出量も再び増加しています。

図2-7 市の事務事業における温室効果ガスの推移



(2) ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進

ごみ・資源物量全体は、ごみ減量・資源化の市民意識の向上や家庭ごみ有料化（平成25年6月実施）等の取組により年々減少していました。令和5年度の総排出量は27,495トンと前年度と比較して約3.2%減少しており、内訳別では、もやせるごみが約3.5%、粗大ごみが約7.0%、有害ごみが約4.8%、資源物が約3.1%減少しました（表2-5参照）。もやせないごみが約1.1%増加しました（表2-5参照）。

なお、もやせるごみ収集量（持込除く）の1人1日あたりの換算では、262.4グラムと多摩26市のうち2番目に少ない状況になっています（表2-6、図2-8参照）。

資源プラスチック収集量については、令和5年度は1人1日あたり43.3グラムと、前年度と比較して1.3%減少しました。主な要因はレジ袋の有料化やプラスチック問題に対する意識の高まり等複合的なものと考えます。

市ではごみの排出量削減に取り組んでいますが、最終処分場である日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化及びエコセメント化施設※の安定的かつ効率的な運用、現在の清掃センターの安定的な稼働のためにはごみ排出量の削減に継続して取り組んでいく必要があります。なお、「もやせるごみ」については、令和2年4月から日野市に建設した浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設で、日野市、国分寺市、小金井市の3市における共同処理を行っています。可燃ごみ処理施設の周辺をはじめ日野市民への環境負荷を低減するためにも、引き続きごみの減量化・資源化を推進していく必要があります。

※エコセメント化施設

清掃工場から排出される焼却残さをセメントの原料としてリサイクルする施設

表2-5 ごみ・資源物収集量の推移

(単位：トン)

品目		年度					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収集※1 持込※2 計	13,920	14,135	14,636	13,210	12,855	12,359	12,855
	2,815	3,134	2,306	2,570	2,776	2,725	2,776
	16,735	17,269	16,942	15,780	15,631	15,084	15,631
もやせないごみ		1,596	1,710	1,866	1,725	1,615	1,633
粗大ごみ		859	950	1,102	1,064	1,034	962
有害ごみ		43	44	46	43	42	40
資源物		8,653	8,773	9,305	10,168	10,092	9,776
合計		27,886	28,746	29,261	28,780	28,414	27,495

※1 収集：市民等からの戸別収集

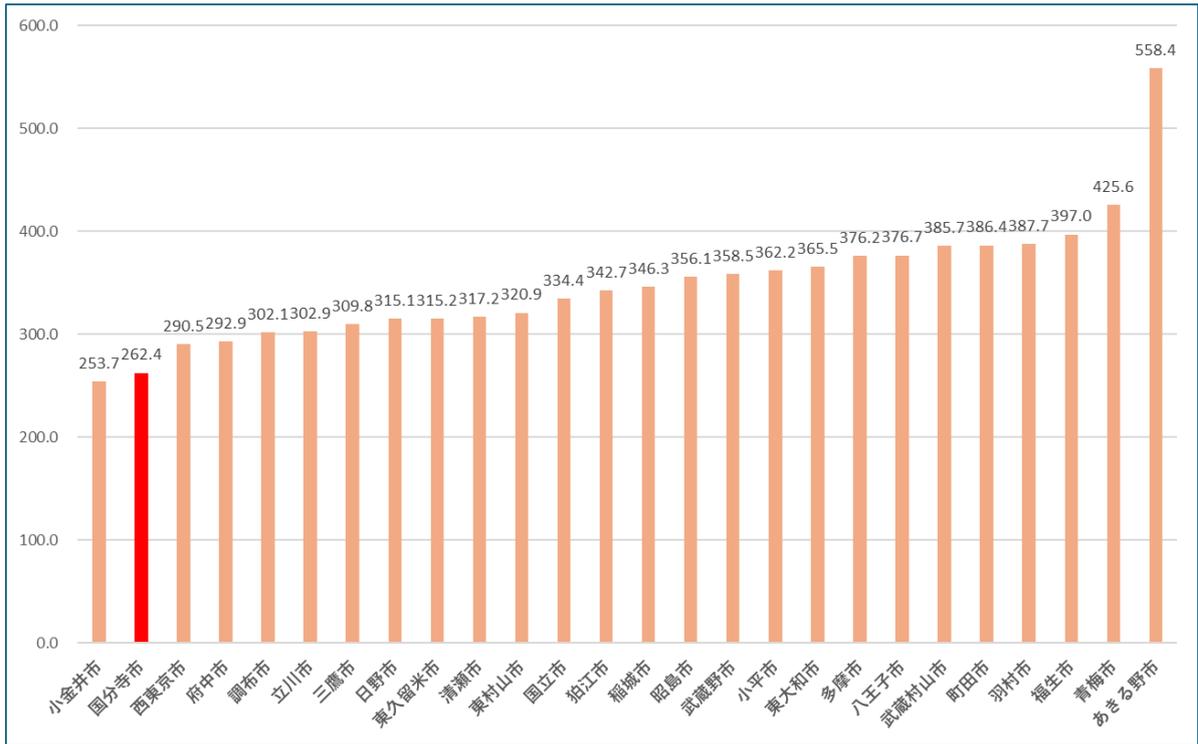
※2 持込：収集運搬許可業者・事業者による持込

表2-6 1人1日あたりの「もやせるごみ」収集量

(単位：グラム)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収集・持込	371.3	377.6	367.1	338.5	333.4	320.3
うち収集	308.8	309.1	317.2	283.4	274.2	262.4

図 2-8 26 市 1 人 1 日あたりの「もやせるごみ」収集量 (単位: グラム/人日)



出典:「多摩地域ごみ実態調査 2023 (令和 5) 年度統計」
(公益財団法人 東京市町村自治調査会) から作成

5 環境教育・環境学習

市民と一緒に環境問題を考える機会として環境シンポジウム、夏休み子ども自然教室(※)やアメリカザリガニ捕獲大作戦などを毎年度開催し、環境学習を推進しています。

また、希望する小学 5・6 年生を対象とした科学教室では、大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心を高めています。

そのほか、毎月 1 回、市民・事業者・市により、環境をテーマに意見交換を行う環境ひろばでは、意見交換のほか、イベントでの啓発活動、広報紙発行などを行っています。

※ 令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、未実施



国分寺市環境シンポジウム



アメリカザリガニ捕獲大作戦

第3章 重点プロジェクトの評価

環境基本計画では、望ましい将来像「未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境」を実現するため、市民ワークショップによる提案、環境推進管理委員会の提言をもとに、自然環境、生活環境、都市環境、地球環境、及び環境教育・環境学習の5分野から分野横断的に相乗効果を発揮するような重要性の高い施策により構成する、9つの重点プロジェクトを以下のとおり設定しています。

これらの重点プロジェクトごとに令和5年度の進捗状況等について、環境推進管理委員会で点検・評価を行いました。

【重点プロジェクトと令和5年度実績の評価一覧】

重点プロジェクト① 在来生物の種や生態系などの生物多様性の保全に向けた取組の推進		環境推進管理委員会による総合評価
		おおむね順調
構成する主な施策		評価
自然環境	1 拠点となる緑や水辺の保全・整備	順調
	5 協働による維持管理	停滞済み
	12 都市農地の保全・活用	順調
	15 生き物の実態調査の実施	順調
	18 生物多様性に対する理解促進	順調

重点プロジェクト② 地産地消の推進による都市農業の支援		環境推進管理委員会による総合評価
		おおむね順調
構成する主な施策		評価
自然環境	再 12 都市農地の保全・活用	順調
	14 地産地消の推進	停滞済み
環境教育・環境学習	45 地域資源を活用した体験型学習の推進	おおむね順調

重点プロジェクト③ 野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用		環境推進管理委員会による総合評価
		順調
構成する主な施策		評価
自然環境	8 湧水・地下水の保全・活用	順調
	9 用水路の保全・活用	順調
	10 野川整備事業の促進	順調
環境教育・環境学習	再 45 地域資源を活用した体験型学習の推進	おおむね順調

重点プロジェクト④ 安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供		環境推進管理委員会による総合評価
		順調
構成する主な施策		評価
生活環境	23 大気や水質などの測定	順調
	24 空間放射線量などの測定	順調
	25 化学物質に関する情報の収集・提供	おおむね順調
	29 給食食品などの放射性物質濃度の測定	順調

重点プロジェクト⑤ 自転車・公共交通機関の利用促進		環境推進管理委員会による総合評価
		順調
構成する主な施策		評価
都市環境	31 自転車利用の促進	順調
地球環境	37 地球温暖化対策の計画的な推進	おおむね順調

重点プロジェクト⑥ 歴史的景観や文化財の保全・活用		環境推進管理委員会による総合評価
		順調
構成する主な施策		評価
自然環境	4 公園・緑地の整備	順調
都市環境	36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用	おおむね順調

重点プロジェクト⑦ 資源循環型のまちづくりの推進		環境推進管理委員会による総合評価
		順調
構成する主な施策		評価
地球環境	42 ごみの減量化・資源化の推進	おおむね順調
	43 ごみの減量や分別などの普及啓発	順調
環境教育・環境学習	44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	順調

重点プロジェクト⑧ 環境負荷の少ないライフスタイルの促進		環境推進管理委員会による総合評価
		順調
構成する主な施策		評価
地球環境	39 省エネルギー・省資源行動の促進	順調
	40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	順調
環境教育・環境学習	再 44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	順調
	46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	順調

重点プロジェクト⑨ 環境面における参加と協働による地域の活性化の推進		環境推進管理委員会による総合評価
		順調
構成する主な施策		評価
環境教育・環境学習	48 環境教育・環境学習の機会の促進	順調
	49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援	順調

重点プロジェクト①	
在来生物の種や生態系などの生物多様性の保全に向けた取組の推進	
環境推進管理委員会による総合評価	おおむね順調

(1) 背景・目的

国分寺市の地形的特徴である「国分寺崖線」を中心とした崖線緑地、樹林地、都市農地や屋敷林、お鷹の道・真姿の池湧水群、野川及び姿見の池などの国分寺の緑と水は、多様な動植物の生息域であると同時に、市民と自然との関係をつなぎ直してくれるかけがえのない存在です。都市化の進展にともなって寸断化が進んでいる、これらの緑地や水辺を有機的に連続させて緑と水のネットワーク化を進め、そこに息づいている生き物たちとの共存共生を図っていきます。

(2) 取組内容

- 協働による動植物調査の実施により現状を把握します。
- 生き物にふれあう機会を増やすとともに、在来生物の種や生態系などの保全に向けて市内の農地や国分寺崖線などの緑の保全に取り組んでいきます。

(3) 重点プロジェクトを構成する主な施策と取組状況

主な施策			取組		
分野	施策名	評価	取組名	進捗状況	担当課
自然環境	1 拠点となる緑や水辺の保全・整備	順調	(1) 真姿の池湧水群の保全・維持管理	順調	ふるさと文化財課
			(2) 国分寺崖線の保全	順調	まちづくり推進課
				順調	緑と公園課
			(3) 湧水及び地下水の保全・活用	順調	緑と公園課
			(4) エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	順調	緑と公園課
			(5) 市民団体との協働による緑地や水路の維持管理	順調	緑と公園課
	(6) 緑のネットワークの創造	おおむね順調	まちづくり計画課		
	5 協働による維持管理	停滞 ぎみ	(再4) エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	順調	緑と公園課
			(12) 近隣住民による公園の維持管理	停滞 ぎみ	緑と公園課
	12 都市農地の保全・活用	順調	(22) 生産緑地の追加指定	おおむね順調	まちづくり計画課
			(23) 農業体験農園の支援	順調	経済課
			(24) 市民農業大学	順調	経済課
			(25) 農ウォーク	順調	経済課
	(26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	順調	保育幼稚園課		
	15 生き物の実態調査の実施	順調	(32) 動植物調査	順調	まちづくり計画課
	18 生物多様性に対する理解促進	順調	(34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	順調	まちづくり計画課
おおむね順調				緑と公園課	
		(35) 全庁的な取組の実施	順調	まちづくり計画課	

* 各施策の評価については、施策に紐づく取組の進捗状況に基づき、以下の基準で行っています。

- ・ 順調 : 順調・おおむね順調の割合の合計が 100%かつ、順調の割合が 50%以上
- ・ おおむね順調 : 順調・おおむね順調の割合の合計が 100%かつ、順調の割合が 50%未満
順調・おおむね順調の割合の合計が 80%以上 100%未満
- ・ 停滞
ぎみ : 順調・おおむね順調の割合の合計が 40%以上 80%未満
- ・ 停滞 : 順調・おおむね順調の割合の合計が 40%未満

* 各取組の進捗状況の詳細については第4章(30ページ~120ページ)をご覧ください。

重点プロジェクト②

地産地消の推進による都市農業の支援

環境推進管理委員会による総合評価

おおむね順調

(1) 背景・目的

農地は、新鮮で安全な野菜の供給基地であるばかりではなく、生き物の生息空間、雨水の保水、地下水の涵養、景観の形成、災害時の避難場所など、様々な機能を有しており、地域の貴重な緑となっています。

しかし、近年は、宅地化によって農地の分断・減少が進んでいます。昭和59年に256haあった農地は約4割が失われ、平成24年には、159.5haとなっています。減少傾向の農地を守るためには、市内産農産物の利用を促進し、営農が続けられる状況を保つことが必要です。そのためには、市内産農産物の流通を促進し、農業に対する理解と関心を高めることが欠かせません。

このため、農地を担う都市農業を支援し、環境への負荷の少ない国分寺ならではの豊かな食生活の普及、農への参加を通じたふれあい・交流を広げます。

(2) 取組内容

- 農業体験などを通じて都市農業への理解を促進します。
- 給食食材への市内産農産物の活用やイベント・直売所での販売などを通じた地産地消の推進、農畜産物及び農畜産物の加工品の国分寺ブランドの創出・育成を推進します。

(3) 重点プロジェクトを構成する主な施策と取組状況

主な施策			取組		
分野	施策名	評価	取組名	進捗状況	担当課
自然環境	再12 都市農地の保全・活用	順調	(再22) 生産緑地の追加指定	おおむね順調	まちづくり計画課
			(再23) 農業体験農園の支援	順調	経済課
			(再24) 市民農業大学	順調	経済課
			(再25) 農ウォーク	順調	経済課
			(再26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	順調	保育幼稚園課
	14 地産地消の推進	停滞 ぎみ	(28) 給食への市内産農産物の活用	停滞 ぎみ	学務課
			(29) 地場産農畜産物を活かした食の普及	停滞 ぎみ	経済課
			(30) 販売網の強化の支援	おおむね順調	経済課
			(31) 飲食店等における地場野菜等の活用促進	順調	経済課
環境教育・環境学習	45 地域資源を活用した体験型学習の推進	おおむね 順調	(再23) 農業体験農園の支援	順調	経済課
			(再24) 市民農業大学	順調	経済課
			(再25) 農ウォーク	順調	経済課
			(再26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	順調	保育幼稚園課
			(再34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	順調	まちづくり計画課
				おおむね順調	緑と公園課
			(96) 学童体験農園	停滞 ぎみ	学校指導課
			(97) 児童の収穫体験	順調	学校指導課
			(98) エコミュージアム事業の開催	順調	緑と公園課
			(99) 科学教室の開催	順調	学校指導課
(100) 宇宙の学校の開催	順調	学校指導課			

重点プロジェクト③

野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用

環境推進管理委員会による総合評価

順調

(1) 背景・目的

現在市内には、名水百選の一つに指定されている「お鷹の道・真姿の池湧水群」などの湧水や、市内の湧水を水源とし多摩川に合流する全長 20km ほどの一級河川である野川、玉川上水からの分水である砂川用水などの水辺があります。

水を取り巻く国分寺の近世の歴史を振り返ると、国分寺村分水（恋ヶ窪用水）をはじめ新田開発とともに整備された野中新田分水、中藤新田分水など用水路網は人々の暮らしに欠かせないものでした。これらの用水路も、昭和 30 年代までは清流の面影をとどめていましたが、昭和 40 年代になると、砂川用水など一部を除き通水を停止、荒廃が進みました。用水路は歴史遺産であり、適切に保存し、活用していくことが大切です。

また、野川は市内唯一の河川ですが、コンクリート三面張りの護岸になっており、生き物が生息しにくい環境であり、親水性に乏しく、景観形成上も良好とはいえない状態です。野川や用水路は、親水化に向けた整備を進める必要があります。

国分寺の自然を特徴づけ、多様な生き物を育み、自然とのふれあいを提供し、歴史・文化を伝えてくれる、いわば地域の資源ともいえる水辺を守り、活用します。

(2) 取組内容

- 野川や用水路及び湧水などの水辺を、自然観察や自然保護活動、郷土学習、観光などの資源として活用、PR します。
- 野川や用水路などの親水性の向上に配慮した保全に取り組みます。

(3) 重点プロジェクトを構成する主な施策と取組状況

主な施策			取組		
分野	施策名	評価	取組名	進捗状況	担当課
自然環境	8 湧水・地下水の保全・活用	順調	(再 1) 真姿の池湧水群の保全・維持管理	順調	ふるさと文化財課
			(再 3) 湧水及び地下水の保全・活用	順調	緑と公園課
	9 用水路の保全・活用	順調	(17) 用水路の親水化整備などの検討	順調	緑と公園課
			10 野川整備事業の促進	順調	(18) 野川整備事業促進の要望・協議
(19) 野川流域の自治体との連携	順調	緑と公園課			
環境教育・環境学習	再 45 地域資源を活用した体験型学習の推進	おおむね順調	(再 23) 農業体験農園の支援	順調	経済課
			(再 24) 市民農業大学	順調	経済課
			(再 25) 農ウオーク	順調	経済課
			(再 26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	順調	保育幼稚園課
			(再 34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	順調	まちづくり計画課
				おおむね順調	緑と公園課
			(96) 学童体験農園	停滞済み	学校指導課
			(97) 児童の収穫体験	順調	学校指導課
			(98) エコミュージアム事業の開催	順調	緑と公園課
			(99) 科学教室の開催	順調	学校指導課
(100) 宇宙の学校の開催	順調	学校指導課			

重点プロジェクト④

安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供

環境推進管理委員会による総合評価

順調

(1) 背景・目的

東日本大震災以降、安全・安心な暮らしに対する関心が高まり、情報の重要性が改めて認識されています。

市民の安全・安心な暮らしの確保に向けて、大気、水質などの測定、各種調査を実施しています。引き続き、大気などのモニタリングや化学物質対策を進めていく必要があります。

農薬の過度の使用や遺伝子組換え食品、食品添加物、放射性物質など、安全で健康的な食生活への不安が高まっていることから、正確な情報公開・提供を行うなど、食の安全性を確保していく必要があります。

このため、身の回りの多種多様な化学物質、食の安全性、放射性物質などについての適切な情報の収集とわかりやすく提供する仕組みを確立します。

(2) 取組内容

- 大気、水質、ダイオキシン類などの定期的なモニタリング測定、各種調査を実施し、情報提供を行います。
- 市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、空間放射線量・放射性物質濃度の測定など、継続した調査と情報提供を行います。

(3) 重点プロジェクトを構成する主な施策と取組状況

主な施策			取組		
分野	施策名	評価	取組名	進捗状況	担当課
生活環境	23 大気や水質などの測定	順調	(44) 大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の定期的測定	順調	環境対策課
	24 空間放射線量などの測定	順調	(45) 空間放射線などの定期的測定	※測定終了	保育幼稚園課・子ども子育て支援課
				順調	環境対策課
				※測定終了	緑と公園課
	25 化学物質に関する情報の収集・提供	おおむね順調	(46) 化学物質に関する情報の収集・提供	おおむね順調	環境対策課
29 給食食品などの放射性物質濃度の測定	順調	(53) 給食食品などの放射性物質濃度の測定	順調	まちづくり計画課	

※測定終了：放射能対策委員会により、空間放射線量の測定箇所及び頻度の見直しが行われ、空間放射線量測定の担当課が環境対策課に集約されることとなりました。

重点プロジェクト⑤	
自転車・公共交通機関の利用促進	
環境推進管理委員会による総合評価	順調

(1) 背景・目的

自転車は、環境負荷の少ない乗り物として、日常的に広い年齢層で利用されています。誰もが安心して、安全に自転車に乗ることができる環境をつくるには、歩行者と自転車が安全に共存できるようにするためのまちづくりや、通行ルールの徹底、放置自転車を減少させるための方策が求められています。

また、自家用車の利用を控え、二酸化炭素の排出の少ない電車やバスなどの公共交通機関を利用することで、交通の流れの円滑化や1人あたりの二酸化炭素(CO₂)をはじめとした温室効果ガスの排出抑制などの効果が期待できます。

このため、自転車や公共交通機関の利用促進に向けた普及啓発をするとともに、自転車が安全・快適に走行できる道路空間を確保します。

(2) 取組内容

- 自転車が安全に走りやすい環境づくりを進めるとともに、自転車の利用促進とルールの啓発に努め、マナーの向上を図ります。
- 地域バスなどの公共交通機関の利用促進に向けた取組を行っていきます。

(3) 重点プロジェクトを構成する主な施策と取組状況

主な施策			取組		
分野	施策名	評価	取組名	進捗状況	担当課
都市環境	31 自転車利用の推進	順調	(37) 環境保全に関するPR	順調	まちづくり計画課
			(56) 自転車利用のルールの周知	順調	交通対策課
地球環境	37 地球温暖化対策の計画的な推進	おおむね順調	(再37) 環境保全に関するPR	順調	まちづくり計画課
			(73) 庁用車の使用抑制	順調	契約管財課
			(74) 地球温暖化防止行動計画(市役所版)の推進	停滞ぎみ	まちづくり計画課
			(75) グリーン購入の推進	順調	まちづくり計画課
			(76) 公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	順調	まちづくり計画課

重点プロジェクト⑥	
歴史的景観や文化財の保全・活用	
環境推進管理委員会による総合評価	順調

(1) 背景・目的

市は、国分寺崖線や樹林地、農地、お鷹の道・真姿の池湧水群、史跡武蔵国分寺跡、用水路などの地域資源、それにまつわる歴史的景観や文化財を有しており、これらを後世に残していくことが大切です。

地域の自然やそれに関わる地域の暮らしや文化を学ぶことは、郷土愛を育むとともに、自然と共存して暮らす知恵と工夫を生み出すきっかけとなることから、市の歴史・文化をテーマとした環境教育・環境学習を推進します。

(2) 取組内容

- 市内総合文化財調査を実施し、新たな文化財などの状況把握、適切な保全を行います。
- 新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた農のある風景、用水路（跡）など歴史遺産にも光をあてていきます。
- 環境教育や環境学習、まちづくりやまちおこしのために歴史的景観・歴史遺産・文化財の活用を推進します。

(3) 重点プロジェクトを構成する主な施策と取組状況

主な施策			取組		
分野	施策名	評価	取組名	進捗状況	担当課
自然環境	4 公園・緑地の整備	順調	(9) 歴史公園の整備	順調	ふるさと文化財課
			(10) 開発事業に伴う提供公園整備の促進	順調	緑と公園課
			(11) 都市計画・緑地の新規指定	順調	緑と公園課
都市環境	36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用	順調	(再9) 歴史公園の整備	順調	ふるさと文化財課
			(68) (仮称) 郷土博物館	おおむね順調	ふるさと文化財課
			(69) 市内総合文化財調査	おおむね順調	ふるさと文化財課
			(70) 文化財とのふれあい推進	順調	ふるさと文化財課
			(71) 市観光協会との連携	順調	市政戦略室
(72) 文化財普及事業の推進(広報)	順調	ふるさと文化財課			

重点プロジェクト⑦	
資源循環型のまちづくりの推進	
環境推進管理委員会による総合評価	順調

(1) 背景・目的

地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制、最終処分場の延命化のためには家庭ごみ（もやせるごみ、もやせないごみ）の減量が必要です。

ごみ・資源物量全体及び1人1日あたりのごみ排出量は減少していますが、未だにもやせるごみに資源物が混入されていることから、ごみの分別について、指導、啓発をさらに続けていく必要があります。また、着実なごみ減量に向けた数値目標を設定し、実現を図る必要があります。

さらに、市民生活、事業活動などの各段階において、ごみの発生そのものが少ない社会を目指し、ごみが資源・エネルギーとして再利用できる資源循環型のまちづくりへの転換を市民・事業者等・市が一体となって推進していきます。

また、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制のための対策として、資源循環型のまちづくりを推進します。

(2) 取組内容

- ごみをテーマとした環境教育、学習を充実していきます。
- せん定枝や給食残さのたい肥化などにより、資源循環型のまちづくりを進めます。
- 生ごみのたい肥化等によるもやせるごみの大幅な減量に取り組みます。

(3) 重点プロジェクトを構成する主な施策と取組状況

主な施策			取組		
分野	施策名	評価	取組名	進捗状況	担当課
地球環境	42 ごみの減量化・資源化の推進	おおむね順調	(83) 生ごみ処理機器の普及促進	おおむね順調	ごみ減量推進課
			(84) 給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝のたい肥化	順調	ごみ減量推進課
			(85) ごみの減量化・資源化の推進	おおむね順調	ごみ減量推進課
			(86) 分別の周知・指導	おおむね順調	環境対策課
	43 ごみの減量や分別などの普及啓発	順調	(87) ごみ・リサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発	順調	環境対策課
			(88) 説明会やイベントなどでの啓発活動	順調	ごみ減量推進課
			(89) 広報活動の充実	順調	環境対策課
			(89) 広報活動の充実	順調	ごみ減量推進課
環境教育・環境学習	44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	順調	(再 35) 全庁的な取組の実施	順調	まちづくり計画課
			(90) 公民館における「環境教育・環境学習」の推進	順調	公民館課
			(91) 環境に関する啓発活動	順調	図書館課
			(92) 環境学習の実施・支援	おおむね順調	まちづくり計画課
			(93) 環境学習・啓発活動体制の推進	おおむね順調	環境対策課
			(94) 3R講座の開催	順調	ごみ減量推進課
			(95) 浅川清流環境組合の施設見学の実施	順調	学校指導課

重点プロジェクト⑧

環境負荷の少ないライフスタイルの促進

環境推進管理委員会による総合評価

順調

(1) 背景・目的

地域全体でエネルギーや二酸化炭素（CO₂）を抑制するためには、節電・省エネルギーの推進にくわえ、住宅・建築物や都市、交通などをエネルギーやCO₂排出の少ないものへと変えていくまちづくりが求められています。

東日本大震災を契機に、節電や省エネルギーに対する市民の意識が高まっていることから、こうした機運をとらえ、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制と、エネルギー利用効率のよい環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。日常的に温室効果ガスの発生やエネルギーの無駄な消費を抑えるとともに、家庭や事業所でも取り組める方策として、太陽光発電、太陽熱利用システム、コージェネレーション、蓄電装置などの積極的活用や、省エネルギー型の製品への転換などを進めることも重要になっています。

(2) 取組内容

- これまでの実績を基に、引き続き環境家計簿の普及拡大を図り、家庭における省エネルギー・省資源の取組を促進します。
- 体験型学習や具体的な情報提供、住宅用太陽光発電機器などに関する助成制度などを推進します。

(3) 重点プロジェクトを構成する主な施策と取組状況

主な施策			取組		
分野	施策名	評価	取組名	進捗状況	担当課
地球環境	39 省エネルギー・省資源行動の促進	順調	(再 37) 環境保全に関するPR	順調	まちづくり計画課
			(79) 環境家計簿の普及啓発	おおむね順調	まちづくり計画課
	40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	順調	(再 76) 公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	順調	まちづくり計画課
			(80) 住宅用太陽光発電機器等設置助成	順調	まちづくり計画課
環境教育・環境学習	再 44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	順調	(再 35) 全庁的な取組の実施	順調	まちづくり計画課
			(再 90) 公民館における「環境教育・環境学習」の推進	順調	公民館課
			(再 91) 環境に関する啓発活動	順調	図書館課
			(再 92) 環境学習の実施・支援	おおむね順調	まちづくり計画課
			(再 93) 環境学習・啓発活動体制の推進	おおむね順調 順調	環境対策課 ごみ減量推進課
			(再 94) 3R講座の開催	順調	ごみ減量推進課
			(再 95) 浅川清流環境組合の施設見学の実施	順調	学校指導課
	46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	順調	(再 37) 環境保全に関するPR	順調	まちづくり計画課
		(再 92) 環境学習の実施・支援	おおむね順調	まちづくり計画課	

重点プロジェクト⑨**環境面における参加と協働による地域の活性化の推進**

環境推進管理委員会による総合評価

順調

(1) 背景・目的

環境負荷の少ない持続可能な社会を次世代の子どもたちへ継承していくためには、一人ひとり、各事業所が環境に配慮した行動を実践し、広く展開していくことが重要です。

また、公民館や自治会、町内会などで地域のお祭りや懇談会、クリーン運動、地域の学校づくりなどの中に環境教育・学習を取り入れることで、自然なかたちで省エネルギーや省資源、ごみ減量などの意識が高まり、地域社会のつながりやふれあいを深めながら環境面の活動の推進も図ることができます。

このように、地域での環境面における参加と協働の機会を通じ、地域への関心・理解を深め、課題解決の実践・体験を基本とする環境教育・環境学習を展開していきます。

(2) 取組内容

- 環境への取組に関して、地域ぐるみの役割分担や協力・連携の可能性の検討などを行い、地域コミュニティの再生・活性化を図ります。
- 子どもたちの国分寺の環境についての認識を高めるために、学校教育の現場と地域を結んだ取組を進めます。

(3) 重点プロジェクトを構成する主な施策と取組状況

主な施策			取組		
分野	施策名	評価	取組名	進捗状況	担当課
環境教育・ 環境学習	48 環境教育・環境学習の機会の促進	おおむね 順調	(再 92) 環境学習の実施・支援	おおむね順調	まちづくり計画課
			(101) 環境ひろばの開催	おおむね順調	まちづくり計画課
	49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援	順調	(再 92) 環境学習の実施・支援	おおむね順調	まちづくり計画課
			(102) 青少年地域リーダーの育成	順調	社会教育課
		(103) わんぱく学校	順調	社会教育課	

第4章 施策の評価及び各施策に紐づく取組の進捗状況

令和5年度実績に対する各施策の評価と評価の基礎となる各施策に紐づく取組の進捗状況を掲載します。

【施策体系による取組の一覧】

環境分野 基本方針	施策の方向	主な施策	取組	重点 プロジェクト
基本方針1 【自然環境】 緑と水が調和した潤いのあるまち	1-1 緑と水の ネットワークの形成	1 拠点となる緑や水辺の保全・整備	(1) 真姿の池湧水群の保全・維持管理	①
			(2) 国分寺崖線の保全	
			(3) 湧水及び地下水の保全・活用	
			(4) エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	
			(5) 市民団体との協働による緑地や用水路の維持管理	
			(6) 緑のネットワークの創造	
	1-2 緑の保全	2 樹林地などの適切な維持管理 3 保存樹木等の指定 4 公園・緑地の整備 5 協働による維持管理	(7) 緑地の保全	—
			(8) 保存樹木・保存樹林地の指定	—
			(9) 歴史公園の整備	⑥
			(10) 開発事業に伴う提供公園整備の促進	
			(11) 都市計画・緑地の新規指定	①
	(再4) エックス山等市民協議会との協働による緑地保全			
	1-3 まちなかの緑化	6 公共施設の緑化 7 民有地の緑化	(12) 近隣住民による公園の維持管理	—
			(13) 協働による緑化	
			(14) 学校の緑化	
	1-4 水環境の保全・整備	8 湧水・地下水の保全・活用 9 用水路の保全・活用 10 野川整備事業の促進 11 雨水浸透の促進	(15) 学校の緑化支援	—
			(16) 開発事業に伴う緑化の協議	—
			(再1) 真姿の池湧水群の保全・維持管理	③
			(再3) 湧水及び地下水の保全・活用	
			(17) 用水路の親水化整備などの検討	③
(18) 野川整備事業促進の要望・協議				
(19) 野川流域の自治体との連携			—	
(20) 透水性舗装の推進				
1-5 都市農地の保全・活用	12 都市農地の保全・活用 13 都市農業を支援する人材の育成 14 地産地消の推進	(21) 雨水浸透施設の設置	①②	
		(22) 生産緑地の追加指定		
		(23) 農業体験農園の支援		
		(24) 市民農業大学		
		(25) 農ウオーク		
		(26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動		
		(27) 援農ボランティア推進事業		—
		(28) 給食への市内産農産物の活用		②
(29) 地場産農畜産物を活かした食の普及				
(30) 販売網の強化の支援				
1-6 生き物の生息空間の保全	15 生き物の実態調査の実施 16 外来生物対策 17 生き物とのふれあいの機会の創出 18 生物多様性に対する理解促進	(31) 飲食店等における地場野菜等の活用促進	①	
		(32) 動植物調査		
		(33) 地域内の在来生物の保全及び外来生物対策		
		(34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供		
		(再34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供		
基本方針2 【生活環境】 安全・安心に暮らせるまち	2-1 生活環境の確保	19 低公害車の導入の推進・普及啓発 20 規制・基準などに関する事業者等への指導 21 悪臭の発生防止 22 生活騒音・振動対策の推進	(35) 全庁的な取組の実施	①
			(36) 庁用車の低公害車への転換	
			(37) 環境保全に関するPR	
			(38) 事業場への指導	
	2-2 生活環境のモニタリング	23 大気や水質などの測定 24 空間放射線量などの測定	(39) 建設工事への指導	—
			(40) 下水道施設への油の流入抑制	—
			(41) 事業者への指導(悪臭の発生抑制)	—
			(42) 野焼きの指導	—
	2-3 化学物質対策の推進	25 化学物質に関する情報の収集・提供 26 化学物質に関する事業者への指導	(43) 事業者等への指導(騒音発生の防止)	—
			(44) 大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類(大気・土壌)の定期的測定	④
	2-4 食の安全性の確保	27 食の安全性の情報提供 28 食育の推進 29 給食食品などの放射性物質濃度の測定	(45) 空間放射線量などの定期的測定	④
			(46) 化学物質に関する情報の収集・提供	④
			(47) 事業者等への指導	—
			(48) 食に関する情報の提供	—
(49) 食育推進に関する事業連絡会			—	
(50) 食育講座	—			
(51) 食育に関する普及啓発				
(52) 食育の推進活動	④			
(53) 給食食品などの放射性物質濃度の測定				

基本方針3 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち	3-1 環境に配慮したまちづくり	30 道路整備の推進	(再 20) 透水性舗装の推進 (54) 低騒音舗装の採用 (55) 歩道のバリアフリー化	—			
		31 自転車利用の推進	(再 37) 環境保全に関するPR (56) 自転車利用のルール周知	⑤			
	3-2 環境に配慮したまちづくり	32 良質な住環境の創出	(57) 開発・建築の規制・誘導 (58) 空き地及び空き家の適正な管理の促進 (59) 防災まちづくり	—			
		33 地域住民の交流によるまちづくり	(60) 地区防災センターの円滑な運営 (61) 井戸端会議との連携 (62) 条例の仕組みに基づくまちづくりの支援	—			
		34 まちの美化活動の促進	(63) ボイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発 (64) 不法投棄の防止活動 (65) クリーン運動の実施 (66) 放置自転車などの撤去	—			
		35 地域特性にあった景観づくり	(67) 景観形成の方針の活用	—			
	3-3 地域性豊かな景観の形成	36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用	(再9) 歴史公園の整備 (68) (仮称)郷土博物館 (69) 市内総合文化財調査 (70) 文化財とのふれあい推進 (71) 市観光協会との連携 (72) 文化財普及事業の推進(広報)	⑥			
			4-1 地球温暖化対策の推進	37 地球温暖化対策の計画的な推進	(再 37) 環境保全に関するPR (73) 庁用車の使用抑制 (74) 地球温暖化防止行動計画(市役所版)の推進 (75) グリーン購入の推進 (76) 公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	⑤	
				38 地球温暖化への適応	(77) 熱中症の予防に関する広報 (78) 高齢者の熱中症の予防に関する啓発活動	—	
				4-2 省エネルギー・省資源の促進	39 省エネルギー・省資源行動の促進	(再 37) 環境保全に関するPR (79) 環境家計簿の普及啓発	⑧
				4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	(再 76) 公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入 (80) 住宅用太陽光発電機器等設置助成	⑧
	4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進	41 ごみの発生抑制	(81) リサイクル推進協力店制度の拡充と啓発 (82) 図書館資料のリユース	—			
42 ごみの減量化・資源化の推進			(83) 生ごみ処理機器の普及促進 (84) 給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝のたい肥化 (85) ごみの減量化・資源化の推進 (86) 分別の周知・指導	⑦			
43 ごみ減量や分別などの普及啓発		(87) ごみ・リサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発 (88) 説明会やイベントなどでの啓発活動 (89) 広報活動の充実	⑦				
		44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	(再 35) 全庁的な取組の実施 (90) 公民館における「環境教育・環境学習」の推進 (91) 環境に関する啓発活動 (92) 環境学習の実施・支援 (93) 環境学習・啓発活動体制の推進 (94) 3R 講座の開催 (95) 浅川清流環境組合の施設見学の実施	⑦⑧			
45 地域資源を活用した体験型学習の推進	(再 23) 農業体験農園の支援 (再 24) 市民農業大学 (再 25) 農ウオーク (再 26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動 (再 34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供 (96) 学童体験農園 (97) 児童の収穫体験 (98) エコミュージアム事業の開催 (99) 科学教室の開催 (100) 宇宙の学校の開催		②③				
	46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり		(再 37) 環境保全に関するPR (再 92) 環境学習の実施・支援	⑧			
	47 環境活動の促進と支援		(再 92) 環境学習の実施・支援	—			
	48 環境教育・環境学習の機会の促進		(再 92) 環境学習の実施・支援 (101) 環境ひろばの開催	⑨			
		49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援	(再 92) 環境学習の実施・支援 (102) 青少年地域リーダーの育成 (103) わんぱく学校	⑨			
5-1 環境教育・環境学習の推進	45 地域資源を活用した体験型学習の推進		(再 23) 農業体験農園の支援 (再 24) 市民農業大学 (再 25) 農ウオーク (再 26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動 (再 34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供 (96) 学童体験農園 (97) 児童の収穫体験 (98) エコミュージアム事業の開催 (99) 科学教室の開催 (100) 宇宙の学校の開催	②③			
			46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	(再 37) 環境保全に関するPR (再 92) 環境学習の実施・支援	⑧		
		47 環境活動の促進と支援	(再 92) 環境学習の実施・支援	—			
5-2 人づくり、仕組みづくり	48 環境教育・環境学習の機会の促進	(再 92) 環境学習の実施・支援 (101) 環境ひろばの開催	⑨				
		49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援	(再 92) 環境学習の実施・支援 (102) 青少年地域リーダーの育成 (103) わんぱく学校	⑨			
基本方針4 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち	4-1 地球温暖化対策の推進		37 地球温暖化対策の計画的な推進	(再 37) 環境保全に関するPR (73) 庁用車の使用抑制 (74) 地球温暖化防止行動計画(市役所版)の推進 (75) グリーン購入の推進 (76) 公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	⑤		
			38 地球温暖化への適応	(77) 熱中症の予防に関する広報 (78) 高齢者の熱中症の予防に関する啓発活動	—		
	4-2 省エネルギー・省資源の促進	39 省エネルギー・省資源行動の促進	(再 37) 環境保全に関するPR (79) 環境家計簿の普及啓発	⑧			
	4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	(再 76) 公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入 (80) 住宅用太陽光発電機器等設置助成	⑧			
	4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進	41 ごみの発生抑制	(81) リサイクル推進協力店制度の拡充と啓発 (82) 図書館資料のリユース	—			
			42 ごみの減量化・資源化の推進	(83) 生ごみ処理機器の普及促進 (84) 給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝のたい肥化 (85) ごみの減量化・資源化の推進 (86) 分別の周知・指導	⑦		
		43 ごみ減量や分別などの普及啓発	(87) ごみ・リサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発 (88) 説明会やイベントなどでの啓発活動 (89) 広報活動の充実	⑦			
			44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	(再 35) 全庁的な取組の実施 (90) 公民館における「環境教育・環境学習」の推進 (91) 環境に関する啓発活動 (92) 環境学習の実施・支援 (93) 環境学習・啓発活動体制の推進 (94) 3R 講座の開催 (95) 浅川清流環境組合の施設見学の実施	⑦⑧		
	45 地域資源を活用した体験型学習の推進	(再 23) 農業体験農園の支援 (再 24) 市民農業大学 (再 25) 農ウオーク (再 26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動 (再 34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供 (96) 学童体験農園 (97) 児童の収穫体験 (98) エコミュージアム事業の開催 (99) 科学教室の開催 (100) 宇宙の学校の開催		②③			
		46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり		(再 37) 環境保全に関するPR (再 92) 環境学習の実施・支援	⑧		
		47 環境活動の促進と支援		(再 92) 環境学習の実施・支援	—		
		48 環境教育・環境学習の機会の促進		(再 92) 環境学習の実施・支援 (101) 環境ひろばの開催	⑨		
49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援			(再 92) 環境学習の実施・支援 (102) 青少年地域リーダーの育成 (103) わんぱく学校	⑨			
	5-1 環境教育・環境学習の推進	45 地域資源を活用した体験型学習の推進	(再 23) 農業体験農園の支援 (再 24) 市民農業大学 (再 25) 農ウオーク (再 26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動 (再 34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供 (96) 学童体験農園 (97) 児童の収穫体験 (98) エコミュージアム事業の開催 (99) 科学教室の開催 (100) 宇宙の学校の開催	②③			
			46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	(再 37) 環境保全に関するPR (再 92) 環境学習の実施・支援	⑧		
47 環境活動の促進と支援			(再 92) 環境学習の実施・支援	—			
5-2 人づくり、仕組みづくり	48 環境教育・環境学習の機会の促進	(再 92) 環境学習の実施・支援 (101) 環境ひろばの開催	⑨				
		49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援	(再 92) 環境学習の実施・支援 (102) 青少年地域リーダーの育成 (103) わんぱく学校	⑨			
基本方針5 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち	5-1 環境教育・環境学習の推進		45 地域資源を活用した体験型学習の推進	(再 23) 農業体験農園の支援 (再 24) 市民農業大学 (再 25) 農ウオーク (再 26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動 (再 34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供 (96) 学童体験農園 (97) 児童の収穫体験 (98) エコミュージアム事業の開催 (99) 科学教室の開催 (100) 宇宙の学校の開催	②③		
				46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	(再 37) 環境保全に関するPR (再 92) 環境学習の実施・支援	⑧	
		47 環境活動の促進と支援		(再 92) 環境学習の実施・支援	—		
	5-2 人づくり、仕組みづくり	48 環境教育・環境学習の機会の促進	(再 92) 環境学習の実施・支援 (101) 環境ひろばの開催	⑨			
			49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援	(再 92) 環境学習の実施・支援 (102) 青少年地域リーダーの育成 (103) わんぱく学校	⑨		

各取組において掲げている SDGs 「17 のゴール（国際目標）」の内容は以下のとおりです。

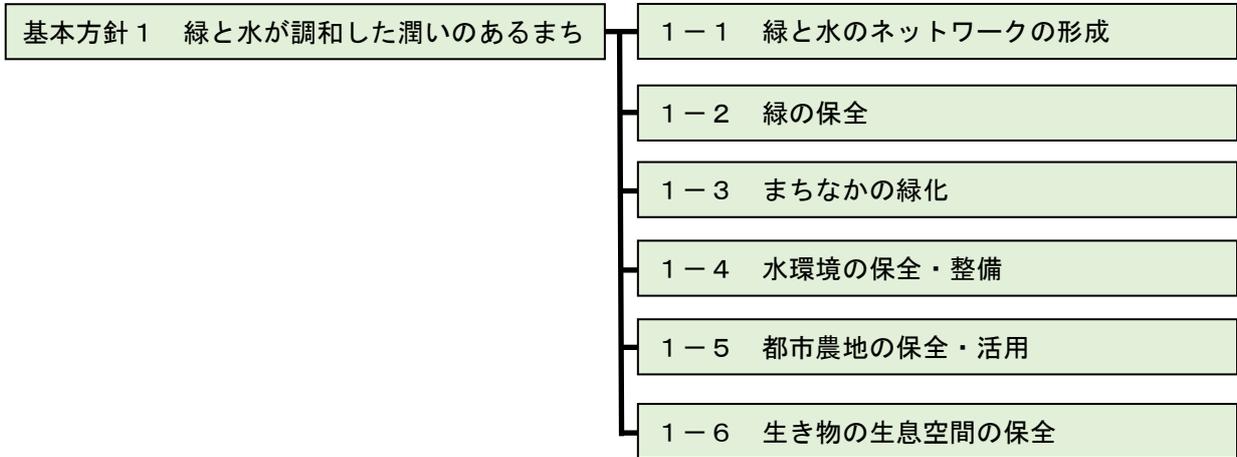
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14. 海の豊かさを守ろう 海持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>15. 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>	

※外務省が日本語訳したもの（関係各省庁においても同訳を引用）

【自然環境】

基本方針 1 緑と水が調和した潤いのあるまち

■施策の方向性



1-1 緑と水のネットワークの形成

主な施策 1	重点プロジェクト	評価
拠点となる緑や水辺の保全・整備	①	順調

【目的】

国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池などの拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理を進めます。

また、国3・2・8号線や野川整備事業、都市計画道路などの整備にあたっては、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(1) 真姿の池湧水群の保全・維持管理	順調	ふるさと文化財課
(2) 国分寺崖線の保全	順調	まちづくり推進課
	順調	緑と公園課
(3) 湧水及び地下水の保全・活用	順調	緑と公園課
(4) エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	順調	緑と公園課
(5) 市民団体との協働による緑地や用水路の維持管理	順調	緑と公園課
(6) 緑のネットワークの創造	おおむね順調	まちづくり計画課

* 各施策の評価については、施策に紐づく取組の進捗状況に基づき、以下の基準で行っています。

- ・ 順調 : 順調・おおむね順調の割合の合計が100%かつ、順調の割合が50%以上
- ・ おおむね順調 : 順調・おおむね順調の割合の合計が100%かつ、順調の割合が50%未満
順調・おおむね順調の割合の合計が80%以上100%未満
- ・ 停滞 : 順調・おおむね順調の割合の合計が40%以上80%未満
- ・ 停滞 : 順調・おおむね順調の割合の合計が40%未満

***お鷹の道**

江戸時代に尾張徳川家のお鷹場だったことに由来して名付けられた散策道のことです。湧水群清流にはアブラハヤなど小魚がいます。

***真姿の池湧水群**

848年、絶世の美女・玉造小町が重い病に苦しみ、国分寺の薬師如来に祈ると、一人の童子があらわれ池の水で身を清めるように言われ、身体を洗うとたちまち病気が平癒したとの伝承から、この池を「真姿の池」と呼ばれるようになりました。

この真姿の池湧水群は野川の源流の一つであり、昭和60年に全国名水百選、東京都名水57選に選ばれました。

***野川**

真姿の池湧水群、日立中央研究所敷地内の大池を源流とした多摩川水系の一級河川です。国分寺崖線の湧水を集めながら、小金井市、三鷹市、調布市及び狛江市を経て、世田谷区二子玉川付近で多摩川に合流します。国分寺市内の野川はコンクリート三面張りの護岸で生物が生育・生息しにくい環境になっています。

***姿見の池**

鎌倉時代に、宿場町の恋ヶ窪で遊女たちが池で自らの姿を映したことから、「姿見の池」と呼ばれるようになったと伝えられています。昭和に入り一度埋め立てられましたが、平成10年度東京都と国分寺市は、湿地、用水路、水辺林等を含めた池周辺地域を東京都指定「国分寺姿見の池緑地保全地域」として整備し、かつての武蔵野の里山風景を見ることができます。

***都市計画道路 国3・2・8号線**

市役所西側を南北方向に走る都市計画道路のことで、現在東京都が施行しています。

(計画概要)

- ・府中市武蔵台3丁目～国分寺市東戸倉2丁目 往復4車線
- ・道路幅員36m(標準部)、延長約2.5km 車道16m、環境施設帯両側10m×2
- ・事業主体 東京都 事業期間 平成19年11月26日～令和9年3月31日(予定)

取組(1)		担当課	SDGs	進捗状況
真姿の池湧水群の保全・維持管理		ふるさと文化財課	6、11、15	順調
内容	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。			
令和6年のイメージ	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観が保全され、維持管理が適切に行われています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	維持管理(樹木の剪定、除草作業)管理者と協議	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	真姿の池湧水群の指定範囲にある市立歴史公園僧寺北東地域内の除草等を委託して実施しました。真姿の池については、池周囲の乱杭交換、社の地盤舗装打替えを行いました。また、「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、所有者(管理者)と協力のもと維持管理を行ったことにより、都指定名勝としての美しい景観が保たれました。			



取組(1) 真姿の池湧水群

取組（２）		担当課	SDG s	進捗状況
国分寺崖線の保全		まちづくり推進課	6、11、15	順調
内容	国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例に基づく開発事業の整備基準に基づき、敷地内の緑地などを開発区域外の緑地などと連続する配置となるように協議します。			
令和6年のイメージ	開発事業における新たな緑の創出、緑の連続性に配慮した緑化の配置により、国分寺崖線の緑の保全及び国分寺崖線区域における新たな緑の創出が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	国分寺崖線区域内の開発事業における緑化の配置の協議	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>国分寺崖線区域内での開発事業8件に対し、緑と公園課と連携しながら、敷地内の緑地等の配置、樹種、規模に関して指導を行い、事業者と協議調整を行うことができたと考えます。 なお、接道部緑化率（接道延長に対する4割以上の接道緑化）の整備基準を定め、積極的な接道緑化を行う開発事業には緑地・空地率の基準を緩和し、景観に配慮したまちづくりを誘導することとしました（2件適用）。</p> <p>①光町一丁目の共同住宅（12戸）：敷地面積499.09㎡に対し、16.17%の緑化※接道部緑化率適用 ②光町一丁目の共同住宅（9戸）：敷地面積396.51㎡に対し、19.09%の緑化 ※接道部緑化率適用 ③光町一丁目の共同住宅（10戸）：敷地面積343.10㎡に対し、16.62%の緑化 ※接道部緑化率適用 ④東元町二丁目の宅地造成（5区画）：敷地面積604.04㎡に対し、13.02%の緑化 ⑤西恋ヶ窪一丁目の共同住宅（24戸（ワンルーム8戸含））：敷地面積1,407.05㎡に対し、18.80%の緑化 ※接道部緑化率適用 ⑥西町五丁目の宅地造成（10区画）（立川市若葉町一丁目に跨る全14区画の内）：敷地面積954.67㎡に対し、18.4%の緑化 ⑦西町三丁目の宅地造成（11区画）：敷地面積1,315.50㎡に対し、18.60%の緑化 ⑧南町三丁目の共同住宅（33戸）：敷地面積1396.02㎡に対し、21.81%の緑化</p> <p>※まちづくり条例第43条に基づく開発事業事前協議書が令和5年度に提出されたもののみを計上しています。</p>			

***国分寺崖線**

5万年前に古多摩川が武蔵野台地（南側）を浸食してできた延長約30kmの河岸段丘のことです。国分寺崖線沿いには貴重な緑地、公園や寺社、歴史遺構などが数多く点在しています。

***国分寺市まちづくり条例**

市では、市民の福祉を高め、豊かな緑と水と文化財にはぐくまれた安全で快適なまちづくりの実現を目指し国分寺市まちづくり条例（平成16年6月24日公布、平成17年1月1日施行）を制定しました。本条例では市の特性を生かしたまちづくりの仕組み、開発事業に伴う手続、土地利用に関する基準、都市計画法の規定に基づく都市計画の手続などを定めています。

取組（２）		担当課	SDG s	進捗状況
国分寺崖線の保全		緑と公園課	6、11、15	順調
内容	国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例に基づく開発事業の整備基準に基づき、敷地内の緑地などを開発区域外の緑地などと連続する配置となるように協議します。			
令和6年のイメージ	国分寺崖線区域内の開発事業に対する緑化協議を行うことで、国分寺崖線における緑地減少を防ぎ既存の緑の保全が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例による整備基準に基づき協議を実施（協議案件に対し全てが基準を達成）	（継続）	（継続）	（継続）
令和5年度実績	国分寺崖線区域内での開発事業に対する指導を13件行い、13件がまちづくり条例の整備基準を達成しました。			

取組（３）		担当課	SDG s	進捗状況
湧水及び地下水の保全・活用		緑と公園課	4、6、11	順調
内容	「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき、保全に努めます。また、湧水に関するイベントを実施し、湧水地を活用します。			
令和6年のイメージ	湧水源周辺の対象となる大型開発事業における適切な協議の実施、定点観測の実施をすることにより湧水及び地下水の保全が図られています。また、湧水めぐりによって、市民の湧水や地下水への関心が高まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	湧水源周辺の対象となる大型開発事業における適切な協議実施 地下水位観測（35か所） 湧水量観測（12か所） 湧水めぐり（真姿の池湧水群など）を実施（年1回）	（継続）	（継続）	（継続）
令和5年度実績	地下水位観測37か所から36か所に変更。（所有者の意向で観測井戸1箇所撤去。湧水量観測（12か所）を継続して実施した結果、異常はありませんでした。 湧水めぐり（小林理学研究所、お鷹の道・真姿の池湧水群、殿ヶ谷戸庭園など）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりましたが、令和4年度より開催している協働事業「野川源流スクール」を湧水めぐりに代わる事業として実施しました。			

取組（４） エクス山等市民協議会との協働による緑地保全		担当課	SDG s	進捗状況
		緑と公園課	15、17	順調
内容	エクス山等市民協議会と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。			
令和6年のイメージ	西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市民協議会会議（意見交換）4回 協議定例会作業（下草刈りや囲い作業や修理等）32回	（継続）	（継続）	（継続）
令和5年度実績	エクス山等市民協議会と定例会議を実施し、意見交換しました（年4回）。協議会で下草刈り、樹木の伐採、柵などの修理等を行い、全体41本のうち10本の萌芽更新を実施しました。また、ナラ枯れしている樹木クスギ・コナラを7本伐採し、速やかに焼却処分しました。ナラ枯れはこれで終息したものと考えております。			

＊エクス山等市民協議会

平成14年に西恋ヶ窪緑地（通称：エクス山）の樹林地が公有化されたのに伴い、市と協働で林の整備方針をつくり、それに基づく管理を行っていくために発足した市民の集まりです。市との間で協定を交わして協働でエクス山を守る活動をしています。

＊西恋ヶ窪緑地（通称：エクス山）

市内最大の樹林地約14,000㎡。昔、道路がエクスの字で交差していたため通称エクス山と呼ばれています。環境団体による維持管理作業のほか、観察会、小学校の校外学習などに利用されています。

取組（５） 市民団体との協働による緑地や用水路の維持管理		担当課	SDG s	進捗状況
		緑と公園課	6、15、17	順調
内容	姿見の池緑地や砂川用水路などの緑地や用水路の適正な維持管理を市民団体と協働で行います。			
令和6年のイメージ	市民団体との協働による維持管理によって、姿見の池緑地や砂川用水路などの緑地や用水路の生物の生息空間の保全が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	定例作業（草刈りや植栽管理）の実施及び意見交換の適宜実施	（継続）	（継続）	（継続）
令和5年度実績	姿見の池緑地及び砂川用水路の維持管理については、それぞれ市民団体と協働して月に3回程度実施しました。 姿見の池緑地周辺については、水路脇の草刈等を行い、池の前にあるベンチ2台と案内板の修繕を行いました。 砂川用水路については、護岸の雑草対策として、防草シートの設置や市民団体と協働で護岸の整地や草刈を9回行いました。			

＊用水路

江戸時代の新田開発に伴い、市内には玉川上水から引水した用水（榎戸新田分水、恋ヶ窪用水、中藤新田分水、戸倉新田分水、野中新田分水など）が多くありました。その後、昭和30年代以降は、上水道の整備など都市化により、現在は砂川用水、恋ヶ窪用水（一部）、お鷹の道水路（清水川）の用水路が通水しています。

＊砂川用水

江戸市民の飲用水として開発された玉川上水の分水口から導水された分水路の一つである砂川分水（旧野中新田分水）のことで、かつては五日市街道に沿って、南側と北側にそれぞれ流れていましたが、現在は南側のみ通水している分水路です。

取組（６）		担当課	SDG s	進捗状況
緑のネットワークの創造		まちづくり計画課	11、15	おおむね順調
内容	都市計画道路国3・2・8号線の環境施設帯や国3・4・6号線の街路樹などの緑をつなげて、緑のネットワークを創造します。			
令和6年のイメージ	東京都施行による国3・2・8号線の環境施設帯の整備に連動して国3・2・8号線沿道地区の地区計画を適切に運用することで街路樹の緑と調和したまちなみの形成が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	街路樹の緑と調和したまちなみを形成するための事項等を盛り込んだ国3・2・8号線沿道地区の地区計画の適切な運用	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	国3・2・8号線沿道まちづくり推進地区区域内の約2,400戸に対して、事業の進捗状況等について周知すべく「国3・2・8号線沿道地区まちづくりニュース」を発行し、1回の情報提供を行いました。 窓口にて、地区計画を案内する際に、街路樹の緑と調和したまちなみを形成するための事項等を盛り込んだ国3・2・8号線沿道北・中・南地区 地区計画のパンフレットを活用しました。（地区計画届出件数：5件（北地区4件、中地区1件））			
次年度以降の改善点	現在窓口で案内している都市計画情報等について、来庁せずともインターネット上で入手できるよう、公開型GIS（地理情報システム）の来年度以降の導入に向けて準備を進めており、当該地区計画についても、情報発信をより充実させていきます。			

***環境施設帯**

沿道の良好な生活環境を確保するため、道路内の敷地を有効に利用し、歩道植樹帯等を整備する施設帯のことです

***都市計画道路 国3・4・6号線**

国分寺街道の交差点を起点とし、日立中央研究所や熊野神社の北側を経て、日吉町交差点の終点まで東西に走る道路幅員16m、延長約2.8kmの都市計画道路のことで、交通の円滑化、防災性の向上などの機能を担います。鉄道交差部分など一部区間が未完成となっています。

***地区計画**

- ・地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ住民と区市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく都市計画法の手法です。
- ・地区計画の「目標」・「方針」を定め、道路・公園などの位置や建築物などのルールとして地区整備計画を定めます。

1-2 緑の保全

主な施策 2	重点プロジェクト	評価
樹林地などの適切な維持管理	—	順調

【目的】

市内の公有化した樹林地や街路樹などの緑は、防犯面や景観面等から、適切に維持管理を行います。保存指定樹林地については、所有者に適切な維持管理の協力を依頼します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(7) 緑地の保全	順調	緑と公園課

取組 (7)		担当課	SDG s	進捗状況
緑地の保全		緑と公園課	15	順調
内容	樹林地や崖線緑地の適切な維持管理を行います。			
令和6年のイメージ	安全・安心で隣地状況等に配慮した適正な管理が図られた緑地保全ができています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	樹林地8か所（はけ通り樹林地・平兵衛樹林地ほか）及び崖線緑地6か所（国分寺崖線緑地の西町地域、東元町地域の一部ほか）のせん定、伐採、除草など	（継続）	（継続）	（継続）
令和5年度実績	はけ通り樹林地・平兵衛樹林地、日吉町開放樹林地、西町たいない堀緑地、西恋ヶ窪緑地、恋ヶ窪樹林地、姿見の池緑地、恋ヶ窪用水路周辺緑地の樹木せん定、伐採、草刈等を実施し、緑地の保全に努めました。（8か所） 国分寺崖線緑地保全地域（東元町、西元町、泉町、西町4丁目、西町5丁目、西恋ヶ窪1丁目）の一部のせん定、伐採、草刈等を実施し、緑地の保全が図られました。（6か所） ナラ枯れによる伐採はありませんでした。			

主な施策 3 保存樹木等の指定	重点プロジェクト	評価
	—	順調

【目的】

既存の保存樹木・保存指定樹林地については、引き続き「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき継続指定します。

また、市内に残る貴重な樹木については、所有者の同意を得ながら、保存樹木の追加指定を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(8) 保存樹木・保存樹林地の指定	順調	緑と公園課

取組 (8)		担当課	SDG s	進捗状況
保存樹木・保存樹林地の指定		緑と公園課	6、15	順調
内容	貴重な樹木などについては、「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき、所有者の同意を得て保存樹木などの指定を行い、保全します。			
令和6年のイメージ	緑保全を推進し、市民の緑化意識の向上が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	保存樹木などの指定継続 広報活動としてHPでの 呼びかけ年1回以上	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	保存樹林地の指定を18か所(20,574.71㎡)継続しました。(増減なし) 保存樹木の指定を312本継続しました。(新規5本、解除21本) HPのほか、自治会・町内会への広報を1回実施した結果、上記のとおり新規登録がありました。			

*保存樹木・保存樹林地

所有者の同意のもと、都市の美観風致を維持するため、市が保存の必要があると認めて指定した樹木または樹林地のことです。「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき、市は保存樹木に対する奨励金や補助金を交付し、所有者は、樹木せん定等の適切な維持管理について最大の努力をしなければなりません。

主な施策 4 公園・緑地の整備	重点プロジェクト	評価
	⑥	順調

【目的】

国指定史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備や、都市計画公園・都市計画緑地の整備を進めます。

また、一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、子どもの遊び場、地域住民の憩いの場として身近な公園の設置を促進します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(9) 歴史公園の整備	順調	ふるさと文化財課
(10) 開発事業に伴う提供公園整備の促進	順調	緑と公園課
(11) 都市計画・緑地の新規指定	順調	緑と公園課

取組 (9)		担当課	SDG s	進捗状況
歴史公園の整備		ふるさと文化財課	11、15	順調
内容	「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡保存管理計画」等に基づき、史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。			
令和6年のイメージ	僧寺中枢地区が市立歴史公園として供用開始され、史跡の整備・活用が適切に行われています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	南門地区第1工区の整備 武蔵国分寺跡の参道・南門・伽藍地区画溝・橋脚遺構等の整備	令和5年度以降の南門地区(第2工区)大型工事に備え、伐採を中心とした修景工事を行う。	南門地区(第2工区その2)の整備。南門地区西側の環境整備(四阿・ベンチ・照明・遺構解説板等の設置)	南門地区(第2工区その3)の整備。南門地区中央・東側の環境整備(四阿・ベンチ・照明・遺構解説板等の設置)を行う。
令和5年度実績	令和5年度は、武蔵国分寺跡(中枢部周辺地区)の南門地区において、西側約6,625㎡の整備工事を行いました。伽藍地区画溝の遺構表示や解説板を設置したほか、四阿やベンチを設置し、植栽を行い広い芝生と憩いの空間としました。			
次年度以降の改善点	令和7年度の史跡保存整備対象地に老朽化した文化財倉庫があるため、引き続き移転の検討を行います。			

*史跡武蔵国分寺跡

741年聖武天皇の命により全国に国分寺(僧寺)と尼寺が建立され、武蔵国では国府(府中市)に近く、東へ通じる東山道武蔵路沿いの広大な平地と東西に連なる国分寺崖線の麓、豊かな湧水をもつ現在の西元町一帯に国分寺と尼寺が建てられました。歴史的に重要なことから大正11年に国史跡に指定され、現在史跡整備を少しずつ進めています。

*東山道武蔵路跡

泉町二丁目の西国分寺住宅の東側にある東山道武蔵路跡は古代の道路遺構。東山道武蔵路は上野国(現在の群馬県)から南下して武蔵国府に至る往環路(東山道の支路)です。発掘調査の結果、幅12mの道路跡が台地上から谷部にかけて490mの長さで確認されたため、地下遺構を保存して現在の道路が築造されました。現在、その道路跡の約300メートルを歩道形式で保存しています。また谷部へ下る切り通しの部分の遺構平面レプリカを野外展示しています。

取組 (10)		担当課	SDG s	進捗状況
開発事業に伴う提供公園整備の促進		緑と公園課	11、15	順調
内容	一定規模 (3,000 m ²) 以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき身近な公園 (開発区域の6%以上の面積、国分寺崖線区域の場合は8%以上の面積を確保) の設置の整備を促進します。			
令和6年のイメージ	公園の設置を行うことで、緑の保全が図られるとともに、子どもの遊び場や市民の憩いの場の拡充が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公園設置の案件がある場合に、安心安全で快適な公園空間となるよう事業者との協議を実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	西町シラカシ公園 (西町五丁目) が開園しました。また、開発事業に伴う2件 (戸倉一丁目地内、高木町一丁目地内) の提供公園について開発事業者と憩いの場となるよう協議をした結果、令和6年度に開園予定となりました。			

***開発区域**

開発事業に係る土地の区域のことで、土地利用を行う範囲を指します。

取組 (11)		担当課	SDG s	進捗状況
都市計画・緑地の新規指定		緑と公園課	11、15	順調
内容	新たな都市公園の整備については、必要に応じて都市計画公園・緑地に指定し、整備へと進めます。			
令和6年のイメージ	計画的な緑地等の保全、永久的な公園・緑地としての担保が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	指定する土地の都市計画決定手続	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	新町一丁目の緑地について、令和6年度の都市計画決定に向けた測量を実施し、都市計画図書を作成しました。			

主な施策 5 協働による維持管理	重点プロジェクト	評価
	①	停滞ぎみ

【目的】

エックス山等市民協議会による維持管理作業、地域住民や市民活動団体による公園清掃などの「公園サポート事業」など、市民主体の緑のまちづくり活動を促進し、協働による維持管理を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再4) エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	順調	緑と公園課
(12) 近隣住民による公園の維持管理	停滞ぎみ	緑と公園課

取組 (再4)	担当課	SDG s	進捗状況
エックス山等市民協議会との協働による緑地保全 実績は 37 ページ参照	緑と公園課	15、17	順調

取組 (12)		担当課	SDG s	進捗状況
近隣住民による公園の維持管理		緑と公園課	15、17	停滞ぎみ
内容	地域住民や市民活動団体の理解を得て「公園サポート事業」への登録を促し、サポート団体による公園清掃などの維持管理を行います。			
令和6年のイメージ	市民等の自治会、ボランティア活動団体が、市立公園・緑地の美化活動等を行うことにより、良好な環境の保全及び創出が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	新規登録3団体、3公園	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	令和4年度同様、累計31団体39公園で、市民による清掃活動・美化活動が行われました。			
次年度以降の改善点	市内や近隣自治体にある大学へ公園サポート事業について周知する方法を検討します。また公園サポート事業登録団体を対象とした花の種子の配布についても、SNSなどを使用し若者の目に届くよう引き続き検討していきます。			

*公園サポート事業

市立公園を自治会・町内会・市民団体などの方に、地域の交流の場としての活用をお願いし、ボランティアとして月1回程度簡単な清掃や草むしりなどをしていただく事業のことです。

1-3 まちなかの緑化

主な施策6	重点プロジェクト	評価
公共施設の緑化	—	停滞ぎみ

【目的】

市庁舎や公民館などの公共施設はまちなかの拠点施設であり、こうした施設においては、草花や樹木などの植栽、屋上緑化や壁面緑化を進めるとともに、小中学校においては校庭芝生化やビオトープ整備など、公共施設の緑化の検討を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(13) 協働による緑化	順調	公民館課
(14) 学校の緑化	停滞ぎみ	教育総務課
(15) 学校の緑化支援	順調	緑と公園課

取組 (13)		担当課	SDG s	進捗状況
協働による緑化		公民館課	4、12、13、15、17	順調
内容	市民と協働し公民館敷地内の緑化を行います。			
令和6年のイメージ	協働による緑化が行われ、公民館敷地内の植栽が増えています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市民協働による緑化(5館)	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>【本多公民館】 市民有志が適宜花壇等を維持しました。中庭および前庭については、自主グループ「中庭サロンの会」の協力で、毎月1回程度、花壇等の手入れや朝顔でグリーンカーテンを育てました。</p> <p>【恋ヶ窪公民館】 自主グループによる2階中庭での赤米栽培を実施、また同じく中庭ではゴーヤ、朝顔による壁面緑化に取り組みました。玄関正面階段のプランターやフラワーポッドでは四季の草木を植え緑化と美化に努めました。</p> <p>【光公民館】 公民館運営サポート会議のメンバーとともに玄関前の花壇等の植栽の植え替えを年度内に2回行い、敷地内の緑化と美観の確保に努めました。</p> <p>【もとまち公民館】 自主グループ「みどりとゆびの会」の協力で、毎月1回程度、公民館周辺の花壇等の維持を行い、敷地内の緑化と美観の確保に努めました。また、公民館の壁面にはホップ、駐輪場にはゴーヤで緑のカーテンを育てました。</p> <p>【並木公民館】 朝顔による壁面緑化に取り組みました。また、ゴーヤで緑のカーテンを育てました。</p>			

取組 (14)		担当課	SDG s	進捗状況
学校の緑化		教育総務課	12、15	停滞済み
内容	東京都の苗木生産供給事業を活用して、小中学校の緑化を進めます。			
令和6年のイメージ	東京都の苗木生産供給事業を活用して、継続的に小中学校の緑化することで、子どもたちが緑に触れる機会が広がっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	サツキやツツジなどの苗木による緑化の実施5校以上	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	東京都の「苗木生産供給事業」においては、希望する各小中学校（八小）へ苗木をもらい配布することができました。			
次年度以降の改善点	未配布となった小中学校へ、より積極的な呼びかけを行っていきます。また、苗木の配付に限らず、今後の取組の在り方について検討してまいります。			

取組 (15)		担当課	SDG s	進捗状況
学校の緑化支援		緑と公園課	15	順調
内容	緑の募金の交付金で小中学校に球根や苗などを配布し、学校の緑化を進めます。			
令和6年のイメージ	学校の緑化を支援することで、児童・生徒の緑化意識の向上が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	パンジー、チューリップなどの球根や苗などによる緑化の実施5校以上に配布	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	緑の募金事業を利用し、市内の小中学校からの要望に基づき、チューリップ、パンジー、ビオラなどの球根や苗を10校に配布しました。その結果、学校での緑化が推進されました。			

主な施策 7 民有地の緑化	重点プロジェクト	評価
	—	順調

【目的】

緑豊かなまちを形成するためには、樹林地や都市農地などのほかに、新たな緑の創出が必要となります。

既存の住宅地では、防災面や景観面などから生垣造成を促進するため、「生垣造成補助金交付制度」に基づき、その費用の一部を助成し、沿道緑化を図ります。

また、開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、開発区域内の緑化を指導し、良質な緑の創出を促進します。

その他、「市の花（さつき）」や国分寺ブランドの植木など緑に関する情報は、ホームページなどで普及啓発を行います。

*生垣造成補助金交付制度

緑豊かな生活環境と災害時の安全性を確保するため、道路に面しているなどの一定条件を満たす場合に、生け垣を新設する際の費用の一部を補助する制度のことです。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(16) 開発事業に伴う緑化の協議	順調	まちづくり推進課
	順調	緑と公園課

取組 (16)		担当課	SDG s	進捗状況
開発事業に伴う緑化の協議		まちづくり推進課	11、12、15	順調
内容	まちづくり条例に基づく開発事業の整備基準に基づき、緑化について協議します。また、大規模開発事業においては、良好な住環境が維持されるように、緑地協定や建築協定を誘導します。			
令和6年のイメージ	開発事業における新たな緑の創出、景観に配慮した接道緑化等により、良好な住環境の創出が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	開発事業における緑化の協議	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	開発事業 43 件及び大規模開発事業 1 件に対し、敷地内の緑化の配置等について指導を行いました。特に大規模開発事業においては、積極的な接道部への緑化及びまとまりのある連続した緑地を整備するよう指導を行いました。開発事業者が行う事業のため、数値目標の設定はできませんが、まちづくり条例第 41 条に係る開発事業については、整備基準に基づき、周辺環境の状況などを踏まえ、接道部緑化や緑の連続性などについて事業者へ指導協議ができたと考えます。			

取組 (16)	開発事業に伴う緑化の協議			担当課	SDG s	進捗状況
				緑と公園課	11、12、15	順調
内容	まちづくり条例に基づく開発事業の整備基準に基づき、緑化について協議します。また、大規模開発事業においては、良好な住環境が維持されるように、緑地協定や建築協定を誘導します。					
令和6年のイメージ	まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化指導を行うことで、良好な住環境の促進が図られています。					
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化協議を実施 (協議案件に対し全てが基準を達成)	(継続)	(継続)	(継続)		
令和5年度実績	まちづくり条例に基づく開発事業に伴う敷地内の緑化指導を43件行い、43件がまちづくり条例の基準を達成しました。					

1-4 水環境の保全・整備

主な施策 8	重点プロジェクト	評価
湧水・地下水の保全・活用	③	順調

【目的】

湧水量の安定確保に向け湧水の涵養域にある樹林地を保全するとともに、お鷹の道・真姿の池湧水群等の湧水地、姿見の池を親水空間として活用し、地域資源としてPRします。
また、湧水や地下水の水量、水質に関するモニタリングを実施します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再1) 真姿の池湧水群の保全・維持管理	順調	ふるさと文化財課
(再3) 湧水及び地下水の保全・活用	順調	緑と公園課

取組 (再1)	担当課	SDG s	進捗状況
真姿の池湧水群の保全・維持管理 実績は34ページ参照	ふるさと文化財課	6、11、15	順調

取組 (再3)	担当課	SDG s	進捗状況
湧水及び地下水の保全・活用 実績は36ページ参照	緑と公園課	4、6、11	順調

主な施策 9 用水路の保全・活用	重点プロジェクト	評価
	③	順調

【目的】

砂川用水や恋ヶ窪用水などの用水路については、適切な維持管理を行うとともに、親水性に配慮した整備を検討します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(17) 用水路の親水化整備などの検討	順調	緑と公園課

取組 (17)		担当課	SDG s	進捗状況
用水路の親水化整備などの検討		緑と公園課	6、15	順調
内容	砂川用水路や恋ヶ窪用水路等について、用水路の親水性の向上に配慮した整備等を検討します。			
令和6年のイメージ	砂川用水路について、新たに親水化が可能な箇所を検討しています。 恋ヶ窪用水路の流れる姿見の池緑地の一部において、親水空間としての整備がされています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	姿見の池緑地内水路の整備内容の検討	姿見の池緑地内水路の整備	砂川用水路の親水化	(継続)
令和5年度実績	砂川用水路の一部を含む開発事業において、事業者と協議し、暗渠化されていた部分を開渠の水路に復元し、用水路を身近に感じる環境としました。また、今後も、用水路周辺における開発事業などに合わせて開渠とともに親水化整備について協議・調整します。			

主な施策 10 野川整備事業の促進	重点プロジェクト	評価
	③	順調

【目的】

治水対策、親水空間の創出や生態系に配慮した環境の整備、さらに防災の側面の環境形成を図るなど東京都と連携し協議を進め、野川整備事業を促進します。

また、東京都や野川流域の自治体などと連携を図りながら、野川マップの作成などを通じて、野川が市民にとって親しみのある川となるよう普及啓発を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(18) 野川整備事業促進の要望・協議	おおむね順調	緑と公園課
(19) 野川流域の自治体との連携	順調	緑と公園課

取組 (18)		担当課	SDG s	進捗状況
野川整備事業促進の要望・協議		緑と公園課	6、11、13	おおむね順調
内容	東京都に対し、治水・環境面などを考慮した河川整備について要望し、協議を行います。			
令和6年のイメージ	東京都の野川整備事業促進が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	東京都との協議及び整備要望 地元への情報提供	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	東京都に対して、野川・仙川改修促進期成同盟を通じて、令和4年度と同様に、国分寺市として、国分寺市域の野川整備について、治水機能や防災性の向上、親水空間の形成に向けた事業実施を目に見える形で行うよう強く要望し、また、東京河川改修促進連盟を通じて、野川整備の早期実現を要望しました。市民に対しては、「まちづくりと野川に関する懇談会」に替えて、令和4年度から開始した、市民に広く野川を知っていただくため、引き続き野川に関しての座学、野川の散策などを行うNPOまちづくりサポート国分寺との協働事業「野川源流スクール」を開催し、市民の機運醸成を図りました。高校生以上を対象に2回、また、第一、第四、第七小学校の4年生を対象に「野川源流スクール」を開催し、高校生以上の会においては、講座のあと野川検定行い、その結果を踏まえ、今後「野川源流スクール」の案内役など協力していただける方に、ボランティアガイドに登録していただきました。			
次年度以降の改善点	野川源流スクールのボランティアガイドについて、毎年度開催している野川源流スクールの散策の補助等、今後は野川に関するイベント等にも参加していただくよう検討します。			

*野川整備事業

- ・野川は都市計画河川に指定されており、東京都は平成18年3月（平成29年7月改定）に野川流域河川整備計画を策定しています。
- ・本計画では、降雨65mm/時に対応とした河川改修として、両側の管理用通路を含めた幅23m（標準）の複断面河道整備を計画に位置付けています。
- ・計画期間はおおむね30年とされ、治水対策のほか、河川の親水性、生態系の保全の向上が期待されます。整備主体は東京都建設局になります。市では早期整備を東京都へ要望しています。

*野川・仙川改修促進期成同盟

野川及び仙川の改修を促進することを目的として、世田谷区、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、狛江市、国分寺市で組織しています。

*東京河川改修促進連盟

東京都内の河川の氾濫、溢水による災害を防除して住民の福祉を増進するため、その実現に協力する14区19市2町1村で組織しています。

取組 (19)		担当課	SDGs	進捗状況
野川流域の自治体との連携		緑と公園課	6、13、15	順調
内容	野川流域環境保全協議会等に参加し、野川やその周辺環境に関する情報収集や意見交換などを行います。			
令和6年のイメージ	野川への関心が高まり、野川及びその周辺の環境改善が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	野川流域自治体との意見交換・情報収集、野川マップの配布	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	野川流域環境保全協議会(5市1区)の研修会等は協議する案件がなかったため、対面ではなく令和5年度の収入及び支出を幹事市が各市に報告する書面決議という形で行いました。また、野川流域連絡会や野川・仙川改修期成同盟のWeb会議に参加し、他の自治体等と意見交換や情報収集を行いました。 野川マップについては、緑と公園課窓口にて配布しました。			

***野川流域連絡会**

流域住民や市民団体、行政が一体となって、河川に係る環境や歴史、文化、河川計画や工事、管理などについて情報や意見交換を行う組織として「野川流域連絡会」を平成12年8月に設立して活動しています。

主な施策11	重点プロジェクト	評価
雨水浸透の促進	—	順調

【目的】

地下水の涵養を図るため、道路の新設や改修においては、歩道の透水性舗装などを推進します。
また、公共施設では雨水浸透施設の設置を進めるとともに、開発事業の設置義務を除き、民有地では雨水浸透施設の設置協力を依頼します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(20) 透水性舗装の推進	おおむね順調	建設事業課
(21) 雨水浸透施設の設置	順調	下水道課

取組 (20)		担当課	SDG s	進捗状況
透水性舗装の推進		建設事業課	6、11	おおむね順調
内容	歩道改修・設置工事の際に、歩道の透水性舗装を推進します。			
令和6年のイメージ	歩行性の改善、地下水涵養、下水道施設への負荷低減が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施（都市計画道路国3・4・12、国3・4・1）	（継続）	（継続）	（継続）
令和5年度実績	舗装補修工事の際に実施しました。 舗装補修工事施工面積：9,309㎡のうち歩道部分の面積308㎡に透水性舗装を行いました。 市道幹10号線：308㎡（東戸倉二丁目2番先から東戸倉二丁目19番先）			
次年度以降の改善点	車道の舗装補修と同時に歩道整備も計画していきます。			

※透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のことです。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に都市部の歩道に利用されています。

取組 (21)		担当課	SDG s	進捗状況
雨水浸透施設の設置		下水道課	6、11	順調
内容	雨水排出量の抑制、多摩川などへの汚濁負荷低減のため、一般住宅等への雨水浸透施設の設置を依頼します。			
令和6年のイメージ	雨水排出量の抑制、多摩川等の汚濁負荷の低減、地下水の涵養が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2,000基（単年）	（継続）	（継続）	（継続）
令和5年度実績	令和5年度は市報、市役所内電光掲示板等を用いて、雨水浸透施設の広告記事を市民の方々に向けて掲載しました。また、cocobunji プラザ内の電光掲示板を活用し、周知を図りました。合わせて、国分寺まつりにて啓発活動を行いました。国分寺市内全域において2,673基（単年）の雨水浸透ますを設置しました。 （内訳） ①雨水浸透ます事業による設置14基、②公共施設への設置0基、③自費工事による設置2,659基 計2,673基 平成2年からの累計61,714基 （自費・公費・まちづくり条例による開発を含む）			

※雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させるための装置・設備の総称で、水害の防止や地下水の涵養に役立ちます。代表的なものとして、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装、雨水浸透側溝があります。市では公費で既存住宅の屋根雨水用の雨水浸透ますを設置しています（条件あり）。

1-5 都市農地の保全・活用

主な施策 12 都市農地の保全・活用	重点プロジェクト	評価
	①、②	順調

【目的】

都市農地の保全として、生産緑地地区への追加指定を行います。

また、都市農業の理解を深める一助として都市農地を活用しながら、農業体験農園の整備や農ウオーク、収穫体験などの農業体験の機会を提供します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(22) 生産緑地の追加指定	おおむね順調	まちづくり計画課
(23) 農業体験農園の支援	順調	経済課
(24) 市民農業大学	順調	経済課
(25) 農ウオーク	順調	経済課
(26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	順調	保育幼稚園課

取組 (22)		担当課	SDG s	進捗状況
生産緑地の追加指定		まちづくり計画課	2、11、15	おおむね順調
内容	農業と調和した都市環境の形成を図るため、生産緑地の追加指定を行います。			
令和6年のイメージ	生産緑地地区の追加指定を実施し、減少を抑制することによって、都市農地の保全と都市農業の活性化が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	制度の周知 追加指定の実施 生産緑地面積 累計 116.00ha	制度の周知 追加指定の実施 生産緑地面積 累計 113.78ha	制度の周知 追加指定の実施 生産緑地面積 累計 111.56ha	制度の周知 追加指定の実施 生産緑地面積 累計 109.34ha
令和5年度実績	生産緑地の保全の取組として、追加指定の募集及び都市農地貸借円滑化法に関するチラシを作成し、JA・農業委員会で配架を行いました。追加指定の募集については、市報・HPでも周知を行うとともに、説明会を市役所にて開催いたしました。9件(約0.46ha)の追加指定を行い、地区の全部削除6件(約1.08ha)、地区の一部削除20件(約2.68ha)を合わせると、生産緑地の累計は240件(約112.11ha)となりました。 昨年に引き続き、特定生産緑地の指定申請対象である生産緑地の所有者へ制度の周知及び申請の受付を行いました。約0.07haの指定を行い、解除約1.88haと合わせると、特定生産緑地の累計は約87.67haとなりました。			
次年度以降の改善点	生産緑地の追加指定について、継続して取組むことでさらなる周知を図っていくとともに、農の風景育成地区等、都市農地の維持・保全に向けた仕組みについても研究したいと考えています。			

*生産緑地地区

- ・農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を目的として、一団の面積が500㎡以上(ただし、市では300㎡以上)の市街化区域内農地を保全するために、市町村が都市計画で定める地区のことをいいます。生産緑地地区に指定された農地は30年間の営農義務を条件に、税法上の優遇措置に合せて一定の建築行為の制限を受けます。
- ・市では毎年新たに生産緑地追加指定の希望農地を募集し、条件に適合している場合は都市計画法に基づき指定します。

取組 (23)		担当課	SDG s	進捗状況
農業体験農園の支援		経済課	2、8、15	順調
内容	市民等が農業体験できる場として、農業体験農園の施設整備費及び自立支援への補助を行います。			
令和6年のイメージ	農業経営の一環であることから、農家は相続税納税猶予制度が適用され、安定的に農園が継続できています。利用者は栽培技術と収穫物を得るとともに、農家との交流により都市農業への理解が深まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	農業体験農園の整備運営等への補助(年2回)市報等で入園者を募集	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>令和5年度は、8月15日号及び1月15日号市報に農業体験農園入園者の募集を促す記事を掲載しました。(令和5年度農業体験農園の設置状況:322区画(前年度比17区画増加)/332区画(最大設置数)(内訳)</p> <p>①青空農園65区画/65区画(最大設置数) ②ふれあい体験農園38区画/38区画(最大設置数) ③みどり農園30区画/30区画(最大設置数) ④体験農園長ちゃんのはたけ27区画/27区画(最大設置数) ⑤学習型体験農園みのり56区画/66区画(最大設置数) ⑥花咲く街農園56区画/56区画(最大設置数) ⑦恋ヶ窪ふるさと体験農園50区画/50区画(最大設置数) (令和5年12月1日調査時点) ※区画設置数は募集状況により変動。最大設置数は記載のとおり。</p> <p>農業体験農園の整備・運営等への補助は、該当者がいなかったため実施しませんでした。市内において新規に体験農園を開設することに興味のある方に対して、設置に要する施設整備費に係る補助金及び設置後に要する自立的運営を支援する補助金制度のPRを行い、市民の農業体験の機会を確保するとともに農業に対する理解を深め、良好な農地の保全を図ることに努めました。 なお、農業体験農園では、市民のみならず市外からの入園者もおおり、農業の体験や理解を深めることができました。</p>			

***農業体験農園**

連続した農業体験を市民に提供する体験型農園で、農業経営の一環として農家が開設するものです。種や苗、肥料等の野菜作りに必要なものは全て農園主が用意し、農家の指導で未経験者でも安心して野菜作りができます。

取組 (24)		担当課	SDG s	進捗状況
市民農業大学		経済課	2、15	順調
内容	農業者の指導のもと、市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学べる場を提供します。			
令和6年のイメージ	修了生は野菜づくりや植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学ぶことにより、修了生は食育や都市農業・農地への理解が深まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	年間を通じて土づくりから収穫まで連続した農業体験を実施、修了生20人以上	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	募集定員30人に対し30人が受講し、そのうち修了要件を満たした23人が修了生となりました。			
次年度以降の改善点	受講生の事情により、年によって修了生数が増減することを踏まえ、辞退者が出た場合は、募集時の抽選により決定している補欠者を繰り上げる措置の適用時期を拡大することについて検討します。			

取組 (25)		担当課	SDG s	進捗状況
農ウォーク		経済課	2、15	順調
内容	農業委員会ほか共催で「農ウォーク」を開催し、市民が地域の畑などを歩いてまわり、農にふれる場を作ります。			
令和6年のイメージ	参加者は都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市民と農業者が交流しながら、市民が農にふれる場を創出（年1回開催）	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	令和5年6月24日に、東元町・西元町地域で、農ウォークを市民を対象に、昨年と同様の規模（募集人数30人、参加人数30人）で開催しました。参加者のアンケートでは、全体を通して非常に好評であり、コロナ禍では行程に組み込むことができなかった試食（ピワ）を実施する等、都市農業・農地への理解が深まり、地場産農畜産物である「こくベジ」への意識が高めることができました。			

取組 (26)		担当課	SDG s	進捗状況
市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動		保育幼稚園課	2、4	順調
内容	市内農園（保育園の近隣地など）での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。			
令和6年のイメージ	自然の恵みとしての食材やそれを育てた人々を知り、収穫体験を通じて農とふれあうことにより、食育の推進が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市内農園（保育園の近隣など）での野菜掘り、園庭での野菜作りを実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	こくぶんじ保育園の園庭の菜園やプランターで野菜作りを行いました。栽培物は保育園で食した経験のあるものを作り、種や苗から栽培することで育つ過程を観察しました。水やりなどの世話をすることで農とのふれあいの経験し、親しみを持つことが出来ました。（トマト・オクラ・スナップエンドウ・いんげん・キュウリ・トウモロコシなど）最後には収穫を行い、実食しました。近隣の農園での芋ほり体験を行い、農家の方のお話を聞くなど、豊かな体験が出来ました。			



取組 (23) 農業体験学習の様子

主な施策 13 都市農業を支援する人材の育成	重点プロジェクト	評価
	—	順調

【目的】

市民農業大学、援農ボランティア制度の推進により、都市農業を支援する人材を育成し、農業従事者へ派遣することによって農業経営の支援を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(27) 援農ボランティア推進事業	順調	経済課

取組 (27)		担当課	SDG s	進捗状況
援農ボランティア推進事業		経済課	2、15	順調
内容	援農ボランティアを養成し、市内の農家に紹介します。			
令和6年のイメージ	市民が主体となって担い手不足の農家を支援することで、農業が継続できています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市民農業大学受講生の中から援農ボランティアを養成 新たな援農ボランティア活動者10人以上	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	市民農業大学における援農技術習得講座の受講希望者29人のうち、認定要件を満たした新規の援農ボランティア認定者を23人育成し、新たな援農ボランティア活動者を9人増員につなげました。 18戸の農家で82人の援農ボランティアが活動しました。 新規活動希望者向けの受入農家説明会を1回開催しました。			



取組 (27) 援農技術習得講座の様子

主な施策 14 地産地消の推進	重点プロジェクト	評価
	②	停滞ぎみ

【目的】

地域で生産されたものを地域で消費することにより、新鮮な食材の消費、輸送面での環境負荷の軽減などにつながることから、給食食材への市内産農産物の活用、朝市や農業祭などのイベントの開催、直売所の設置の支援などにより、地産地消を進めます。

また、国分寺ブランドの育成・PRにより都市農業の振興を図ります。

*地産地消

地域で生産されたものを地域で消費することです。地産地消によって、生産者と消費者などの地域交流、新鮮な農産物の消費、輸送コストやエネルギーの節約にも役立ちます。また、地元で生産された農産物を積極的に消費することで、都市農業の支援にもつながります。

*国分寺ブランド

平成 23 年度に第 1 号として市内で品種登録されたイロハモミジのシールエットに始まり、市内で製品化された国分寺らしさあふれる商品を国分寺ブランドに認定しています。これらの商品はいずれも市内の農産物などを原材料に使用したり、歴史にちなんだものです。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(28) 給食への市内産農産物の活用	停滞ぎみ	学務課
(29) 地場産農畜産物を活かした食の普及	停滞ぎみ	経済課
(30) 販売網の強化の支援	おおむね順調	経済課
(31) 飲食店等における地場野菜等の活用促進	順調	経済課

取組 (28)	担当課	SDG s	進捗状況	
給食への市内産農産物の活用	学務課	4、12	停滞ぎみ	
内容	市内農家から野菜を購入し、児童に給食として提供します。			
令和 6 年のイメージ	学校給食食材への市内農産物を積極的に活用することで地産地消を図ることができています。			
年度別指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	市内産農産物の割合 30% (単年)	(継続)	(継続)	(継続)
令和 5 年度実績	19.4% (単年) 「市立小学校栄養士・市内農業者との情報交換会」については、昨年度に引続き 2 回開催し、食育指導での地場産野菜の活用について情報共有を行い、地場産野菜の使用率向上を図るための協議を行いました。 また、給食食材料費が高騰している中でも、地場産野菜の購入量が減少することがないように給食食材料費の予算を増額して対応しました。実績としては前年度の 23.3% を下回りましたが、想定以上の物価高騰により購入量が例年より減少したこと、また天候不良についても使用率が減少した要因となります。			
次年度以降の改善点	給食食材料費が高騰している中においても、使用率の向上が図れるよう、市内農家とはより一層連携して取り組んでいきます。			

取組 (29)		担当課	SDG s	進捗状況
地場産農畜産物を活かした食の普及		経済課	2、15	停滞ぎみ
内容	イベントなどで地場産野菜等の情報や、レシピを紹介します。			
令和6年のイメージ	食育や都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	こくベジのじかんや国分寺まつり等のイベント実施にあたり、地場産野菜等の情報や、それらを活かしたレシピ等を紹介	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	事業の実施主体であり調理実習の会場となっている JA 東京むさし国分寺支店が、調理を伴うイベントについては中止とする判断をしたため、市民向け料理教室を中止しました。こくベジのじかんや国分寺まつり等のイベント実施に地場産野菜等の情報を掲載したパンフレットを配布しました。			
次年度以降の改善点	事業の実施主体であり調理実習の会場となっている JA 東京むさし国分寺支店が、調理を伴うイベントについては中止していましたが、令和6年度より再開予定です。地場産野菜等の情報やレシピを紹介することで、地場産農畜産物を活かした食の普及を推進していきます。			

取組 (30)		担当課	SDG s	進捗状況
販売網の強化の支援		経済課	2、8、15	おおむね順調
内容	生産者と流通側の連携により多様な出荷・販売体制づくりを支援します。			
令和6年のイメージ	市内農業者の農業経営を支援するとともに、市民等は食育や都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	JA や流通業者等の関係組織・団体と連携し、それらが主体的に行う多様な出荷・販売体制づくりの支援	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	市内の農畜産物直売所を集約した直売所マップやJA 東京むさし国分寺ファーマーズ・マーケットでの販売や国分寺駅北口駅前広場で国分寺ファーマーズ・マーケット及び国分寺産直会が行っている地場産農畜産物の定期販売に関するチラシを配布し支援しました。また、こくベジ特設サイトに直売所情報を掲載しPRしています。			
次年度以降の改善点	令和3年度に国分寺駅北口駅前広場で定期的な直売が始まったところです。多様な出荷・販売体制づくりの支援に継続して取り組み、支援していきます。			

取組 (31) 飲食店等における地場野菜等の活用促進	担当課		SDG s	進捗状況
	経済課		2、8、15	順調
内容	市内農家が生産した農畜産物を「こくベジ」と名付け、これらのPRとこくベジを使用したオリジナルメニューを提供するこくベジメニュー提供店のPRを行い、地産地消を推進するとともに、市内だけでなく市外から来訪者を呼び込み、街の活性化につなげます。			
令和6年のイメージ	都市農業・農地への理解が深まるとともに、飲食店と連携することで食育・地産地消への意識が高まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	年2回、こくベジのじかんを開催 年2回、飲食店と連動した期間限定のトマト等を使用したフェスタを開催	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	こくベジプロジェクト推進連絡会が主体となり、農家と飲食店を繋げる事業として、こくベジメニュー提供店を新たに4店舗増やすことができたものの、閉店等により13店舗減少し、最終的に89店舗となりました。 また、期間限定イベントのトマトフェスタ・うどんフェスタを実施し飲食店のこくベジ導入促進や市民等に向けた地産地消を推進しました。産直マルシェのこくベジのじかん、こくベジのじかんクリスマス・マルシェを実施しこくベジをPRしました。防災フェスタや全国都市農業フェスティバル、てのわ桜見幻燈会でマルシェを出店し、プロジェクトを通じた地産地消の取組や認知度向上を図りました。			

1-6 生き物の生息空間の保全

主な施策 15	重点プロジェクト	評価
生き物の実態調査の実施	①	順調

【目的】

多様な生き物の生息空間の保全に向けて、市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得ながら、市内の動植物調査を実施し、指標生物となる動植物の生息状況に関するデータを収集し、活用していきます。

*指標生物

生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生き物のことで、環境指標種、指標種ともいいます。分布状況、経年変化等を調べることにより、地域の環境を類推・評価することができます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(32) 動植物調査	順調	まちづくり計画課

取組 (32)	担当課	SDG s	進捗状況	
動植物調査	まちづくり計画課	15、17	順調	
内容	令和4・5年度に予定している2回目の動植物調査に向けて情報を収集します。			
令和6年のイメージ	令和4・5年度以降も経年変化について情報を収集しつつ、改めて動植物調査を行うことで、市内の動植物の生息・生育状況を把握し、その後の対策に繋げることができています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市民・市民団体等から市内の動植物に関する生息状況の情報を収集	動植物調査の実施	(継続)	動植物調査結果を踏まえ、「生物多様性地域戦略」策定(予定)に基づく、動植物調査の検討・決定
令和5年度実績	平成27年度第1回調査以来、8年ぶりに第2回動植物調査を実施しました。専門員調査により、市内7か所の調査地(前は5か所)において、植物、鳥類、哺乳類・は虫類・両生類、昆虫類・クモ類、水生生物を、四季を通じて調査を実施し、1,319種(前回1,030種)を確認しました。 今回の調査で新たに580種を確認するとともに、希少種は、「環境省レッドリスト2020」の掲載種18種を、「東京都レッドリスト(本土部)2020見直し版」の掲載種を57種、外来種は「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の掲載種46種を確認しました。その他に環境団体・市民参加による観察会を実施し、専門員から生きものの生態や観察方法などについて指導を受けました(春期:14人、秋期:26人(親子含む))。 なお、本調査の報告会を開催し、市民の方と情報共有しました。 「動植物調査報告会」 ・開催日 令和6年3月24日(日) ・参加者 午前の部5人 午後の部13人			
次年度以降の改善点	本調査結果を基礎情報として、生物多様性地域戦略を策定します(令和7年3月予定)。また、ホームページへの公開とともに、環境学習の基礎情報などに活用します。			

*生物多様性

生き物には、さまざまな生物種が存在(種の多様性)し、森林や河川などの環境に適応して(生態系の多様性)、同じ種でも個体差(遺伝子の多様性)が見られます。こうした違いを「生物多様性」といいます。

主な施策 16 外来生物対策	重点プロジェクト	評価
	—	順調

【目的】

外来生物の繁殖が既存の生態系に影響を与えることから、外来生物の放棄禁止の看板設置などの普及啓発を行い、地域内の在来生物を保全します。

*外来生物

人為的に本来の生息地以外の地域（国外や国内）から侵入してきた生き物のことです。外来生物が在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼす場合があります。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(33) 地域内の在来生物の保全及び外来生物対策	順調	まちづくり計画課
	順調	緑と公園課

取組 (33) 地域内の在来生物の保全及び外来生物対策	担当課	SDG s	進捗状況	
	まちづくり計画課	15	順調	
内容	地域内の在来生物の保全のため、地域外生物の放棄禁止の看板設置などを行います。また、既存の生態系に対して脅威となりうる外来生物のうち、早急に対応すべき種についての取扱方針を定め対応します。			
令和6年のイメージ	生物多様性地域戦略に基づく、在来種の保全及び外来種対策を検討・決定することにより生物多様性の保全を進めることができます。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	看板設置等による外来生物の放棄禁止の啓発 外来生物の防除方針の検討（可能であれば防除等の試み）	（継続）	（継続）	生物多様性地域戦略の策定（令和6年度策定予定）に基づく、在来種の保全及び外来種対策の検討・決定
令和5年度実績	市HPに生物多様性に関する情報を掲載し、生物多様性の意味や私たちの生活との関わりなどの周知を行いました。また、生きものの生息空間の保全のため、外来生物対策として、市HPにおいて外来生物による被害や外来種被害予防三原則、市内で見られる外来生物について掲載し、普及啓発を行いました。 令和5年度動植物調査において、市内7か所の調査地の管理の在り方、生物多様性の保全に係る具体的施策を展開するための基本方針（案）を作成するとともに、専門家から希少種の保全や外来種の防除などについてヒアリングを実施し、報告書にとりまとめました。			
次年度以降の改善点	令和5年度動植物調査の結果を関係課と共有し、公園緑地の管理の在り方などを検討するとともに、本調査結果を基礎情報として、令和6年度策定予定の第三次環境基本計画に生物多様性地域戦略を包含した形で策定します。			

取組 (33) 地域内の在来生物の保全及び外来生物 対策	担当課	SDG s	進捗状況
	緑と公園課	15	順調
内容	地域内の在来生物の保全のため、地域外生物の放棄禁止の看板設置などを行います。また、既存の生態系に対して脅威となりうる外来生物のうち、早急に対応すべき種についての取扱方針を定め対応します。		
令和6年の イメージ	水辺や樹林地等において、看板設置するなどして、市民等に在来生物の生息域保全に関する周知をすることにより、地域内の在来生物保全が図られています。		
年度別 指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	看板設置等による外来生物の放棄禁止の啓発	(継続)	(継続)
令和5年度 実績	まちづくり計画課の依頼に基づき、姿見の池において、アカミミガメに関する看板設置により、外来生物の防除の啓発を実施しました。		
次年度以降 の改善点	取組内容・目標設定について、目的に即した内容となるよう検討します。		

主な施策 17 生き物とのふれあいの機会の創出	重点プロジェクト	評価
	—	順調

【目的】

夏休み子ども自然教室をはじめ、自然観察会や体験活動などのイベントを開催し、生き物とふれあう機会を創出します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	順調	まちづくり計画課
	おおむね順調	緑と公園課



取組 (34) 姿見の池アメリカザリガニ捕獲大作戦の様子

取組 (34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり計画課	4、6、15、17	順調
内容	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めます。			
令和6年のイメージ	生物多様性地域戦略に基づく、在来種の保全及び外来種対策を検討・決定することにより生物多様性の保全を進めることができます。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市民参加型体験イベントの実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>(1) 生物多様性の普及と外来種対策を学ぶとともに、生きものと自然に関する興味・関心を育てることを目的に、小学生向けの体験型イベントとしてアメリカザリガニ捕獲大作戦を開催しました。市環境アドバイザーを講師に招き、アメリカザリガニが日本に来て繁殖した背景をはじめ、生態系への影響、愛玩動物の飼育の心得など、外来生物と水辺の生きものについて学習した上で、釣り形式でアメリカザリガニを捕獲し、姿見の池から除去しました。</p> <p>「姿見の池アメリカザリガニ捕獲大作戦」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 令和5年9月23日(土) ・参加者 小学生と保護者(20組46人) ・捕獲数 56匹 <p>(2) 環境ひろばにおいて、市環境アドバイザーを講師に招き、早稲田大学所沢キャンパス内の湿地及び里山見学会を開催し、生物多様性の保全と管理等の取組について学びました。</p> <p>環境ひろば主催：「早稲田大学所沢キャンパス内の湿地及び里山保全活動見学会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 令和5年9月10日(日) ・参加者 23人 <p>(3) 未就学児向けの体験型イベントの実施に向けてNPO法人と協議調整し、令和6年度実施予定の「親子でいっしょに生きもの観察会」を計画しました。</p>			
次年度以降の改善点	生物多様性に関する情報発信の工夫とともに、観察会などの市民参加型イベントを積極的に増やし、生物多様性について、市民の関心を高めます。			

取組 (34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供		担当課	SDG s	進捗状況
		緑と公園課	4、6、15、17	おおむね順調
内容	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めます。			
令和6年のイメージ	市内に存在する良好な自然環境を紹介し、生き物とふれあうことで、自然への愛着と普及が図られています。イベント等を通じて市民の生物多様性に関する関心が高まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	バードウォッチング 湧水めぐり 子ども自然教室	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	バードウォッチングについては、毎年度、日立中央研究所にて開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から入所の許可が下りず、開催出来ておりません。夏休み子ども自然教室はホームページ上に西恋ヶ窪緑地での自主学習内容を掲載し、児童が自由に学習できる環境を整えました。湧水めぐりについては、令和4年度より、開催しております「野川源流スクール」にて湧水か所を散策しておりますので、振替扱いといたしました。			
次年度以降の改善点	夏休み子ども自然教室のホームページへのアクセス数を伸ばし、多くの方に見ていただく方法等を検討します。 なお、バードウォッチングについては、代わりとなる場所を探す等、開催できるよう検討いたします。			

主な施策 18 生物多様性に対する理解促進	重点プロジェクト	評価
	①	順調

【目的】

生き物の種や個体差などの生物多様性の重要性や、日常生活とのつながりについて、身近な自然や生き物とのふれあいや、環境に配慮した物品の購入 8 に関する情報の提供などを通じて、普及啓発と理解促進を図ります。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	順調	まちづくり計画課
	おおむね順調	緑と公園課
(35) 全庁的な取組の実施	順調	まちづくり計画課

取組 (再 34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供 実績は 62 ページ参照	担当課	SDG s	進捗状況
	まちづくり計画課	4、6、15、17	順調

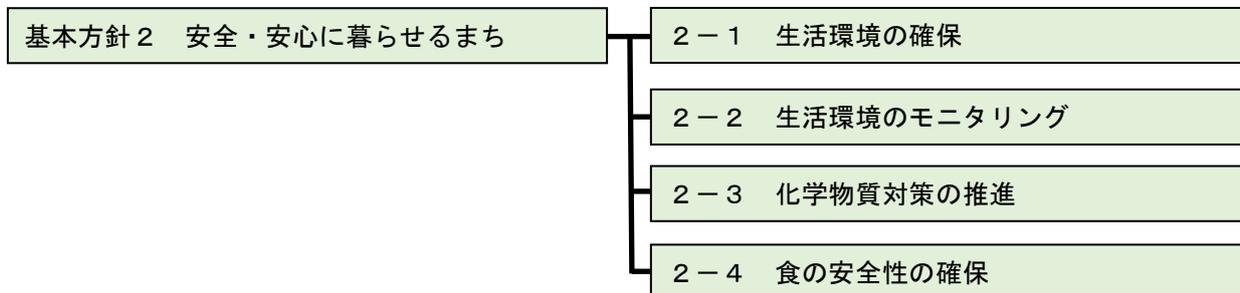
取組 (再 34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供 実績は 62 ページ参照	担当課	SDG s	進捗状況
	緑と公園課	4、6、15、17	おおむね順調

取組 (35) 全庁的な取組の実施	担当課	SDG s	進捗状況
	まちづくり計画課	4	順調
内容	「環境基本計画実施計画」、「地球温暖化防止行動計画（市役所版）」、「グリーン購入基本方針」を柱に、庁内イントラネット、ポスター掲示、職員研修などを通して環境配慮に関する情報を共有し、全庁的な取組を進めます。		
令和 6 年のイメージ	ポスターの掲示や庁内イントラネットによる啓発を行うことで、職員の環境意識が向上しています。		
年度別指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	ポスターや庁内イントラネットの活用による職員への啓発 新任研修での啓発	(継続)	(継続)
令和 5 年度実績	省エネの取組やグリーン購入等、環境配慮行動に係るテーマを毎月決め、庁内イントラネット掲示板やポスターを通じて情報提供を行うことにより、日常の行動と環境保全のつながりについて啓発を行い、職員の意識向上を図りました。 また、新入職員（19 人）を対象とした新任職員研修において、市の環境施策について説明し、周知を図りました。そのほか、ゼロカーボンシティとして 2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明し、市においても一丸となって脱炭素施策を推進していく必要があることから、全職員を対象としたGX（グリーントランスフォーメーション）研修を動画により実施し、職員の脱炭素及びGXに対する意識啓発・醸成を図りました。		

【生活環境】

基本方針2 安全・安心に暮らせるまち

■施策の方向性



2-1 生活環境の確保

主な施策19	重点プロジェクト	評価
低公害車の導入の推進・普及啓発	—	順調

【目的】

庁用車の低公害車の導入を推進するとともに、市民や事業者等への低公害車に関する情報提供などの普及啓発を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(36) 庁用車の低公害車への転換	順調	契約管財課
(37) 環境保全に関するPR	順調	まちづくり計画課

取組 (36)		担当課	SDG s	進捗状況
庁用車の低公害車への転換		契約管財課	11、12、13	順調
内容	庁用車を買替える際に低公害車を導入します。			
令和6年のイメージ	低公害車導入によって、地球温暖化防止や燃料費の削減を図ることができています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	新車購入時に低公害車を導入	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>令和5年度については、購入から16年が経過し、環境性能が低下した車両1台の登録を抹消しました。</p> <p>【廃車】 ・契約管財課1台</p> <p>庁用車92台中低公害車両の内訳としては、低排出ガス82台、ハイブリッド車4台、電気自動車6台となり低公害車比率100%になりました。</p>			

取組 (37)		担当課	SDG s	進捗状況
環境保全に関するPR		まちづくり計画課	4	順調
内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。			
令和6年のイメージ	イベント等でPRを行うことで市民の意識が向上しています。最新の情報を提供することで効果的な啓発が行われています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	イベント等でPR HP等で新しい情報を提供	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>国分寺まつりやリサイクル家具販売会 & もったいない食器市において、環境クイズ等を実施し、「ゼロカーボンシティ」として、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことや環境配慮行動などについて普及啓発を行いました。</p> <p>また、第三次国分寺市環境基本計画や国分寺市ゼロカーボン行動計画策定のための市民ワークショップや環境シンポジウム等を開催することにより、市の将来ビジョンを参加者と共有するとともに環境配慮行動を普及啓発したほか、家庭における省エネルギーの意識を高めることを目的とした「環境家計簿」を実施しました。</p> <p>そのほか、環境報告書において、市の環境施策の取組状況を公表するとともに、市HPや市報において、地球温暖化対策に関する普及啓発や環境配慮行動等について広報し、普及啓発を行いました。</p>			

主な施策 20 規制・基準などに関する事業者等への指導	重点プロジェクト	評価
	—	順調

【目的】

騒音規制法や振動規制法、水質汚濁防止法、東京都環境確保条例などの関係法令に基づき、工場・指定作業場及び特定建設作業などの事業者等に対して指導を行います。

また、市報などを通じて、下水道の適正利用に関する普及啓発を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(38) 事業場への指導	順調	環境対策課
(39) 建設工事への指導	おおむね順調	環境対策課
(40) 下水道施設への油の流入抑制	順調	下水道課

取組 (38)		担当課	SDG s	進捗状況
事業場への指導		環境対策課	11	順調
内容	事業者に「特定施設」の届出書の提出を徹底させ、建設工事に伴い発生する騒音及び振動の低減などに配慮するよう適切な指導を行います。			
令和6年のイメージ	騒音規制法及び振動規制法に係る届出に基づく指導によって騒音及び振動の発生が抑制または低減されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	事業者への指導	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、東京都環境確保条例など関係法令に基づき、届け出の必要な事業者に対して指導を行いました。 ①工場申請：1件 ②指定作業場申請：11件 ③特定施設申請：1件			

*特定施設

騒音規制法では“工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設”を、水質汚濁防止法では“人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や排水を排出する施設”を特定施設と定めています。大気汚染防止法は特定施設に相当するものとして、ばい煙発生施設と粉じん発生施設をあげています。特定施設等を設置しようとするとき、事前に都道府県知事に届け出なければなりません。

取組 (39)		担当課	SDG s	進捗状況
建設工事への指導		環境対策課	11	おおむね順調
内容	事業者へ「特定建設作業実施届出書」の提出を徹底させ、近隣住民への事前説明、低騒音・低振動型の機械の使用、防音シートの設置など行うよう適切な指導を行います。			
令和6年のイメージ	特定建設作業実施届出書の提出に基づく指導によって、近隣住民への工事の事前説明が行われ、また低騒音・低振動型の機械の使用、防音シートの設置などにより、近隣住民の生活環境の確保が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	事業者への指導	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	騒音規制法、振動規制法、東京都環境確保条例など関係法令に基づき、事業者に対して指導を行いました。 特定建設作業申請：50件			
次年度以降の改善点	今後も、事業者への指導及び近隣住民の理解等を促します。			

※特定建設作業

建設工事で行われる作業のうち、くい打機を使用する作業やバックホウ(*1)を使用する作業など、著しい騒音・振動を発生する作業で、騒音規制法及び振動規制法において政令で定める作業のことです。

(*1)バックホウ：油圧ショベルと総称される建設機械のうち、ショベル（バケット）をオペレーター側向きに取付けた形態のことです。

取組 (40)		担当課	SDG s	進捗状況
下水道施設への油の流入抑制		下水道課	6、11、12	順調
内容	下水道施設のつまりや破損の原因となるため、油の流入抑制をPRします。			
令和6年のイメージ	環境への負荷の抑制をはじめ、下水道施設の維持管理費及び汚水処理費の低減、下水道施設の延命が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	啓発活動 市報掲載1回・HP掲載（単年）	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	令和5年度は9月1日号市報及び市HPを用いて市民の方々へ啓発活動を行いました。合わせて、国分寺まつりにて啓発活動を行いました。			

主な施策 21 悪臭の発生防止	重点プロジェクト	評価
	—	おおむね順調

【目的】

工場、飲食店などで臭気を発生する事業者等に対して、換気設備等の設置及び維持管理などの指導を行います。

また、東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用に関する指導を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(41) 事業者への指導（悪臭の発生抑制）	おおむね順調	環境対策課
(42) 野焼きの指導	おおむね順調	環境対策課

取組 (41)	担当課	SDG s	進捗状況	
事業者への指導（悪臭の発生抑制）	環境対策課	11	おおむね順調	
内容	臭気を発生させている事業者に対して、脱臭装置などの設置を指導します。			
令和6年のイメージ	事業者へ脱臭装置などの設置など指導することによって近隣住民への悪臭の発生が抑制されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	事業者への指導の継続	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	工場、飲食店などで臭気を発生する事業者等に対して、換気設備等の設置及び維持管理などの指導を行いました。(1件)			
次年度以降の改善点	引き続き、地道に指導等を継続していきます。			

取組 (42)	担当課	SDG s	進捗状況	
野焼きの指導	環境対策課	11	おおむね順調	
内容	東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用について適切に指導します。			
令和6年のイメージ	野焼き行為の禁止（祭事など除き）を周知するとともに、野焼きの発生源者を指導することによって、市民からの相談や通報、苦情が減少しています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	発生源者への指導 野焼き禁止の広報 (市報掲載)	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	野焼きについて、近隣住民から苦情の電話を受けた時、現場に急行し発生源者に対して野焼き行為を止めるよう指導を行いました。(指導件数 15 件)			
次年度以降の改善点	野焼き禁止について、より市民に分かりやすく伝わるよう広報（市報など）の記載について検討します。			

*野焼き

・適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを『野焼き』と言い、東京都の環境確保条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則として禁止されています。

・野焼きを行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺の方々に変な迷惑となります。また、野焼きでは通常焼却温度が200℃～300℃程度にしかならないため、燃やすものによってはダイオキシンの発生原因になるとも言われています。

主な施策 22 生活騒音・振動対策の推進	重点プロジェクト	評価
	—	おおむね順調

【目的】

生活騒音・振動に関する相談に対して、必要に応じて現地調査を実施し、規制基準を超過する場合は、発生源者に対する指導を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(43) 事業者等への指導（騒音発生防止）	おおむね順調	環境対策課

取組（43）		担当課	SDG s	進捗状況
事業者への指導（騒音発生防止）		環境対策課	11	おおむね順調
内容	騒音を発生する設備を有する事業者に対して、防音対策などを指導します。			
令和6年のイメージ	騒音の発生源者に対し、防音対策の指導などを行うことによって、市民からの相談や通報、苦情が減少しています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	事業者等への指導	（継続）	（継続）	（継続）
令和5年度実績	苦情・相談を受けた際は、近隣住民に対して聞き取り調査を行い、状況確認をした上で発生源者に改善を促しました。（指導件数3件）			
次年度以降の改善点	引き続き、地道に指導等を継続していきます。			

2-2 生活環境のモニタリング

主な施策 23	重点プロジェクト	評価
大気や水質などの測定	④	順調

【目的】

大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）やごみ焼却施設における排ガスなどについて継続的に測定し、環境に大きな影響を与える場合は必要に応じた対応を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(44) 大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の定期的測定	順調	環境対策課

取組 (44)		担当課	SDG s	進捗状況
大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の定期的測定		環境対策課	3、6、11	順調
内容	定期的に大気、井戸水、河川水、道路沿いの騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の測定を行い、その結果（概要）は環境報告書において公表します。			
令和6年のイメージ	大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の定期測定を行うことによって、環境変化の推移を監視することができています。また市民等へ測定結果を公表することによって安全・安心な暮らしの確保が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	大気環境調査7地点などの定期測定と公表の実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 自動車騒音常時監視に係る調査委託（年1回、2月実施） 野川等水質分析等測定委託 <ul style="list-style-type: none"> 野川水質（年7回、4月・6月・8月・9月・11月・1月・3月） 池水質（年1回、5月実施） 井戸水調査（年1回、2月実施） 大気・土壌中のダイオキシン類濃度分析調査業務委託（隔年実施1回） ※R5年度は土壌：1月実施 大気環境分析調査委託（年1回、1月実施） また、水道水における有機フッ素化合物については、平成22年度に水道事業は全て東京都水道局に移管しており、東京都水道局のHPで検査結果については公表をしていますが、市HPでも調査結果が分かるよう改善を図りました。			

*ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義しています。生殖、脳、免疫系などへの影響が懸念され、研究が進められています。炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する過程において、意図せざるものとして生成されます。

主な施策 24 空間放射線量などの測定	重点プロジェクト	評価
	④	順調

【目的】

東日本大震災の影響を受けて、市民の安全・安心を確保するため、市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、公共施設における空間放射線量などを継続的に測定し、基準より高い数値が出た場合は除染するとともに、必要に応じて国や東京都などの関係機関との連携・調整等の対応を行います。

また、市民に対しては、空間放射線量測定機器の貸出のほか、公共施設における空間放射線量測定結果の公表など、迅速な情報提供を行います。

※空間放射線量

空気中において、一定時間に何個の放射線量が放出されるかを表した数値のことです。東日本大震災に伴う原子力発電所の事故後、環境モニタリングにおける重要な測定項目として用いられています。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(45) 空間放射線などの定期的測定	測定終了	保育幼稚園課・子ども子育て支援課
	順調	環境対策課
	測定終了	緑と公園課
	測定終了	教育総務課

取組 (45) 空間放射線などの定期的測定		担当課	SDGs	進捗状況
		保育幼稚園課・子ども子育て支援課	3、11	測定終了
内容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量の放射性物質濃度を測定し、データを公表します。			
令和6年のイメージ	公共施設、公園・緑地等において定期的な測定を実施し、データを公表することで、市民や保護者等に安心を与え、安全で安心な施設の利用が図れています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共施設、公園・緑地における空間放射線量の測定 市報やHPでの結果公表	測定終了	測定終了	測定終了
令和5年度実績	測定終了			

※放射能対策委員会により、空間放射線量の測定箇所及び頻度の見直しが行われ、児童館・学童及び保育施設の測定は令和3年度をもって終了することとなりました。

取組 (45)		担当課	SDG s	進捗状況
空間放射線などの定期的測定		環境対策課	3、11	順調
内容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量の放射性物質濃度を測定し、データを公表します。			
令和6年のイメージ	公共施設、公園・緑地等において定期的な測定を実施し、データを公表することで、市民や保護者等に安心を与え、安全で安心な施設の利用が図れています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共施設、公園・緑地における空間放射線量の測定 市報やHPでの結果公表	公共施設（市立中学校）における空間放射線量の測定 市報やHPでの結果公表	(継続)	(継続)
令和5年度実績	令和5年度の空間放射線量の測定は、測定場所を中学校5校とし、測定頻度は年3回実施し、公表しました。 また、令和5年市放射能対策委員会において、これまで実施してきた12年間の測定結果、他市や東京都の測定状況等を参考に、令和6年度より、測定場所についてはこれまでと同様市立中学校5校とし、測定回数については年1回（4月）実施とします。			

取組 (45)		担当課	SDG s	進捗状況
空間放射線などの定期的測定		緑と公園課	3、11	測定終了
内容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量の放射性物質濃度を測定し、データを公表します。			
令和6年のイメージ	公共施設、公園・緑地等において定期的な測定を実施し、データを公表することで、市民や保護者等に安心を与え、安全で安心な施設の利用が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共施設、公園・緑地における空間放射線量の測定 市報やHPでの結果公表	(測定終了)	(測定終了)	(測定終了)
令和5年度実績	測定終了			

※放射能対策委員会により、空間放射線量の測定箇所及び頻度の見直しが行われ、空間放射線量測定の担当課が環境対策課に集約されることとなりました。

取組 (45) 空間放射線などの定期的測定		担当課 教育総務課	SDG s 3、11	進捗状況 測定終了
内容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量の放射性物質濃度を測定し、データを公表します。			
令和6年のイメージ	公共施設、公園・緑地等において定期的な測定を実施し、データを公表することで、市民や保護者等に安心を与え、安全で安心な施設の利用が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共施設、公園・緑地における空間放射線量の測定 市報やHPでの結果公表	担当課変更	担当課変更	担当課変更
令和5年度実績	測定終了			

※放射能対策委員会により、空間放射線量の測定箇所及び頻度の見直しが行われ、空間放射線量測定の担当課が環境対策課に集約されることとなりました。

2-3 化学物質対策の推進

主な施策 25	重点プロジェクト	評価
化学物質に関する情報の収集・提供	④	おおむね順調

【目的】

化学物質に関する情報を収集し、市民へわかりやすく情報提供を行います。
また、合成洗剤や農薬などについては、過度の使用を控えるなどの普及啓発を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(46) 化学物質に関する情報の収集・提供	おおむね順調	環境対策課

取組 (46) 化学物質に関する情報の収集・提供		担当課 環境対策課	SDG s 3、11	進捗状況 おおむね順調
内容	有害化学物質に関する情報を収集し、市民に提供するとともに、適正使用を啓発します。			
令和6年のイメージ	有害化学物質に関する情報を収集し、市民や事業者等に提供することにより、化学物質の過度の使用を控えるなどの意識向上が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	有害化学物質のパンフレットの配架及び 土壌履歴等の情報提供	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	化学物質に関する情報を収集するため、適正管理化学物質の使用量等報告書や化学物質管理方法書の届出を適正に実施させるため、市HPで周知しました。 市民に対しては、市HPと東京都HPの関連するページをリンクし、東京都が実施する、都内事業所における適正管理化学物質使用量等の集計結果について、情報提供を行いました。 また、環境対策課窓口で都作成の事業者向け化学物質のパンフレットを配架し、周知に努めました。			
次年度以降の改善点	本制度を正しく運用していくとともに、その結果をより市民に広く周知していく方法を検討します。			

主な施策 26	重点プロジェクト	評価
化学物質に関する事業者への指導	—	おおむね順調

【目的】

東京都環境確保条例に基づき、対象事業者の届出により化学物質に関する使用量を把握するとともに、必要に応じて化学物質の適正な管理を指導します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(47) 事業者等への指導	おおむね順調	環境対策課

取組 (47) 事業者等への指導		担当課	SDG s	進捗状況
		環境対策課	3、11	おおむね順調
内容	「東京都環境確保条例」に基づき、事業者等に対して化学物質に関する適正な管理を行うよう指導します。			
令和6年のイメージ	対象事業者の届出により、特定化学物質の適正な管理状況を把握し、必要に応じた指導を行うことができています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	事業者等への指導	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	令和5年9月に適正管理化学物質を使用する工場・指定作業所(10社)に対して、個別に使用量の報告を依頼し、集計結果を東京都環境局環境改善部に提出しました。また、廃止する工場・指定作業所(1件)に対し、土壌調査をはじめ、土壌改良等適正な対応を行うよう指導しました。			
次年度以降の改善点	特定化学物質の適正な管理状況を把握し、必要に応じた指導を行える力を養うため、職員の知識を深め、スキルの向上に努めます。			

2-4 食の安全性の確保

主な施策 27	重点プロジェクト	評価
食の安全性の情報提供	—	順調

【目的】

食の安全性について、国や東京都などの関係機関などから情報を収集するとともに、市民などに対して、情報提供を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(48) 食に関する情報の提供	順調	経済課

取組 (48)		担当課	SDG s	進捗状況
食に関する情報の提供		経済課	2、15	順調
内容	消費者に対し食の安全に関する情報提供を行い、啓発を行います。			
令和6年のイメージ	消費者が食に関する正しい知識・情報を得ることにより、食生活の安心・安全が確保されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市報や市HPを通じた食の安全に関する必要な情報提供の実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	市HPに消費者庁等からの食の安全に関する情報のリンクを引き続き掲載することで、消費者に対し食の安全に関する情報提供及び啓発を行いました。また、エンカル消費について、市内公共施設及び経済課窓口にて資料を配架しポスターを掲示する等、地域住民への周知を行いました。			

主な施策 28 食育の推進	重点プロジェクト	評価
	—	順調

【目的】

食に関する知識及び健全な食生活の実践などの普及啓発を図るため、講座や体験などを通して食育を進めます。

*食育

食に関する知識及び健全な食生活の実践などの普及啓発を図るため、講座や体験などを通して食育を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(49) 食育推進に関する事業連絡会	順調	健康推進課
(50) 食育講座	順調	健康推進課
(51) 食育に関する普及啓発	順調	健康推進課
(52) 食育の推進活動	順調	保育幼稚園課・ 子ども子育て支援課

取組 (49) 食育推進に関する事業連絡会		担当課	SDG s	進捗状況
		健康推進課	3	順調
内容	「食育推進計画（健康増進計画に含む）」に関する各事業と課題について、庁内関係機関と情報共有及び意見交換を行います。			
令和6年のイメージ	「食育推進計画（健康増進計画に含む）」に関する各事業と課題について、情報共有及び意見交換を行い、その取組方向に基づく事業が円滑に実施されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	各課で実施している食育推進事業と課題について情報共有（年1回以上開催）	（継続）	（継続）	（継続）
令和5年度実績	各課の食育事業について報告と情報交換を行い、今後の取組の方針や連携が可能なことについて共有しました。 第1回：令和5年7月11日参加人数10人。（高齢福祉課、子ども子育て支援課、子育て相談室子ども家庭支援センター、子育て相談室子ども発達支援センター、学務課、健康推進課） 第2回：令和6年2月29日参加人数10人。（高齢福祉課、子ども子育て支援課、子育て相談室子ども家庭支援センター、学務課、公民館課、健康推進課）			

取組 (50)		担当課	SDG s	進捗状況
食育講座		健康推進課	3、4	順調
内容	食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活を行うための講座を実施し、食育の啓発を行います。			
令和6年のイメージ	講座を通じて食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活について市民に浸透しています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	食育講座・出前食育講座年3回以上実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>食育講座をいずみプラザで4回開催しました。親子対象の講座では、親子ともによりよい食生活に近づける情報を提供しました。大人対象の天平メニュー・国分寺ごはん講座では、国分寺の歴史や市の魅力を発信するとともに、バランスの良い食生活に係る情報を天平メニュー・国分寺ごはんを媒体にして提供しました。新規講座として「災害時の備え 健康を維持するために」を実施し、市や家庭での備蓄等に必要な情報を提供しました。また、災害時の食事について、食事バランスやパッキングの実習・試食を行いました。</p> <p>①保育園共催「親子で作る料理体験会 おいしく作って食べよう」6月24日、参加者21人 ②小学校共催「親子でクッキング体験 おいしく作って食べよう」8月3日、参加者23人 ③ふるさと文化財課共催「天平メニュー・国分寺ごはん 昔の食生活とバランスのいい食事」11月28日、参加者5人 ④防災安全課共催「災害時の備え 健康を維持するために」令和6年3月5日、参加者21人</p> <p>出前講座を3回開催しました。 ①「口腔の健康と栄養」8月24日、参加者4人 ②「幼い子のいる親のための教室」12月5日、参加者9人 ③「1～2歳児の栄養・食生活」令和6年2月14日、参加者8人</p> <p>栄養情報の提供で、食生活の振り返りの機会となり、今後の健康維持のための食生活等の情報提供ができました。</p>			

取組 (51)		担当課	SDG s	進捗状況
食育に関する普及啓発		健康推進課	4	順調
内容	市報・HPやパンフレット配布などによる食育の啓発を行います。			
令和6年のイメージ	食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活について市民に浸透しています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	食育に関する啓発活動(市報・HP年1回)若者世代へ(東京経済大学学生)にチラシ配布年1回	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>6月の食育月間に合わせ、ヘルスアップ通信6月1日号に食育に係る情報を掲載しました。朝食を食べること、朝すぐに食べられるための方法等を紹介し、食事をするときはよく噛んで食べることの大切さ、市HPやクックパッドに料理の掲載をしていることを啓発しました。</p> <p>新しい生活が始まった若い世代(東経大、市内私立中学校1校、高校3校、専門学校1校)に対し、年度初めのオリエンテーションや健診の機会等を利用し、世代に合わせた健康や食事についての食育リーフレット(朝食の大切さや甘い飲み物等)を配布、データの提供を行いました。</p>			

取組 (52) 食育の推進活動		担当課	SDG s	進捗状況
		保育幼稚園課・ 子ども子育て支援課	4	順調
内容	保育園・児童館・学童保育所の庭やプランターなどで野菜などを育て、調理して食べることにより、食育を通じて子どもたちの環境意識の向上を図ります。			
令和6年の イメージ	保育園の庭やプランターなどでの野菜栽培・収穫体験、調理等を通して、自然の恵みとしての食材やそれを育てた人々を知り、食育の推進及び子どもたちの環境意識の向上が図られています。			
年度別 指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	庭やプランターなどでの野菜作りや調理保育を実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度 実績	<p>保育園での野菜作りに取り組み、園庭やプランターで育てたものを収穫・調理を行い、普段苦手な野菜が食べられた経験もできました。クラスではクッキー作りや、日々の給食の中で手元クッキングとしてラップおにぎり、キュウリのゆかり和え、またその日の給食のメニューにちなんだクイズを出して、食に対して興味関心がわき親子での会話が増えています。 手作り昼食やおやつ回数：293回</p> <p>児童館・学童保育所の手作り昼食や手作りおやつは、令和5年5月7日以降に感染症対策をしながら各施設で再開していきました。プランターでの野菜等の栽培や季節の食べ物の話なども引き続き積極的に行っていました。 野菜などの栽培施設数：12施設 手作り昼食や手作りおやつ回数：109回</p>			



取組 (52) 農園での収穫の様子

主な施策 29 給食食品などの放射性物質濃度の測定	重点プロジェクト	評価
	④	順調

【目的】

市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、保育園・小中学校などで使用している給食食品や市内産農畜産物等の放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要に応じた対応を行います。

【関連する取組】

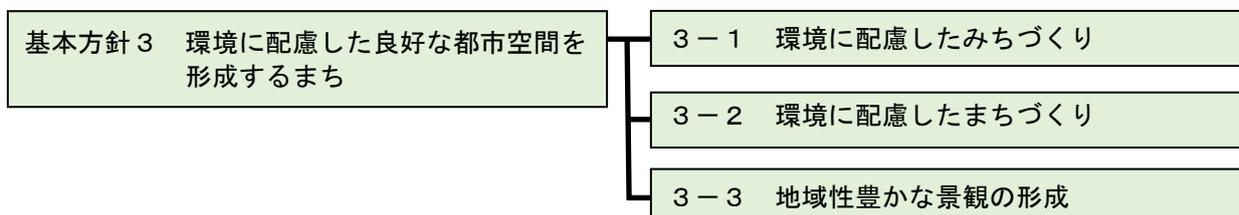
取組名	進捗状況	担当課
(53) 給食食品などの放射性物質濃度の測定	順調	まちづくり計画課

取組 (53) 給食食品などの放射性物質濃度の測定		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり計画課	3	順調
内容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、給食食品や市内産農畜産物などの放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要な対応を行います。			
令和6年のイメージ	保護者などに対し放射能に関する適正な情報提供を行うことで、給食食品等に関する安全・安心が確保されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	給食食品等の測定 市報やHPによる結果の公表	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	令和4年度同様、給食食品等の測定を実施しました(測定検体数:207検体)。測定の結果、基準値を上回る放射性物質濃度は検出されませんでした。測定結果については市HPにおいてお知らせしました。 また、放射能対策委員会において、令和6年度以降の測定について検討し、測定を休止することを決定しました。			
次年度以降の改善点	今後は、国により定められたガイドラインに基づいて各自治体を実施する検査結果や東京都において行われる都内流通食品の検査結果を注視し、状況に応じて対応を行います。			

【都市環境】

基本方針 3 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち

■施策の方向性



3-1 環境に配慮したみちづくり

主な施策 30	重点プロジェクト	評価
道路整備の推進	—	おおむね順調

【目的】

交通渋滞の解消や防災機能の向上などを図るため、都市計画道路の整備や、道路の拡幅、交差点改良、また、安全で快適かつ環境に配慮した歩道のバリアフリー化・透水性舗装などの道路整備を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 20) 透水性舗装の推進	おおむね順調	建設事業課
(54) 低騒音舗装の採用	おおむね順調	建設事業課
(55) 歩道のバリアフリー化	おおむね順調	建設事業課

取組（再 20） 透水性舗装の推進	担当課	SDG s	進捗状況
実績は 51 ページ参照	建設事業課	6、11	おおむね順調

取組 (54) 低騒音舗装の採用		担当課	SDG s	進捗状況
		建設事業課	11	おおむね順調
内容	舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要なときは低騒音舗装を採用します。			
令和6年のイメージ	タイヤ/路面騒音の低減、降雨時の走行性の向上、沿道への水はね抑制、沿道環境の向上が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	道路新設改良等舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要なときは低騒音舗装を採用（都市計画道路国3・4・12、国3・4・1）	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	低騒音舗装を採用すべき路線がなかったため、実施しませんでした。			
次年度以降の改善点	都市計画道路（国3・4・1、国3・4・12）の設計において、夜間環境基準に照らしながら、低騒音舗装の採用を視野に入れた計画を進めていく。			

***低騒音舗装**

自動車が行くとき、タイヤと路面の間に空気が入り、これが騒音となります。低騒音舗装はこうした空気を舗装の中に逃がすことができ、騒音を3デシベル（デシベル→164 ページ参照）程度低減する効果があります。

取組 (55) 歩道のバリアフリー化		担当課	SDG s	進捗状況
		建設事業課	3、11	おおむね順調
内容	歩道改修・設置工事の際は、道路構造令などに基づき、歩道のバリアフリー化を進めます。			
令和6年のイメージ	高齢者や視覚障害者、車いす利用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動の向上が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施（都市計画道路国3・4・12、国3・4・1）	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	UD（ユニバーサルデザイン）ブロックの設置等、バリアフリー化対象路線がなかったため、実施しませんでした。			
次年度以降の改善点	舗装補修工事に伴う歩道の改修や、都市計画道路（国3・4・1、国3・4・12）の設計において、誰もが通行しやすい歩道を計画していく。			

***バリアフリー**

高齢者や障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害（バリア）を除去するという考え方のことです。歩道のバリアフリー化の場合は、歩道面の勾配を緩やかにする、段差を解消する、点字ブロックを表示するなどが挙げられ、高齢者・障害者等が円滑に移動できるようにすることをいいます。

主な施策 31 自転車利用の推進	重点プロジェクト	評価
	⑤	順調

【目的】

自転車駐車場の整備を行うとともに、自転車利用のマナーの向上やルールづくりなど、自転車利用の促進に向けた普及啓発を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 37) 環境保全に関する P R	順調	まちづくり計画課
(56) 自転車利用のルールの周知	順調	交通対策課

取組 (再 37) 環境保全に関する P R 実績は 65 ページ参照	担当課	SDG s	進捗状況
	まちづくり計画課	4	順調

取組 (56) 自転車利用のルールの周知		担当課	SDG s	進捗状況
		交通対策課	3、4	順調
内容	市報・HP 及び公共施設内の掲示板等で、適宜、交通安全に関する情報提供や、自転車利用五則、自転車ナビマーク・ナビラインなど、自転車利用のルールの周知を行います。それに加えて、交通安全教室及び啓発イベント（市民のつどい）を開催や、国分寺駅周辺で啓発ティッシュの配布（放置自転車クリーンキャンペーン）等を実施します。			
令和 6 年のイメージ	市民の自転車利用マナーの向上を図られています。			
年度別指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	市報・HP 及び公共施設内の掲示板等での交通安全情報の発信（適宜） 交通安全教室及び啓発イベントの開催回数（5 回） 国分寺駅周辺での駐車マナー啓発キャンペーンの実施（1 回）	（継続）	（継続）	（継続）
令和 5 年度実績	春と秋の交通安全運動、5 月の自転車月間のほか、様々な機会において市報・市 HP 及び公共施設内に掲示するなど交通安全情報の発信を随時行いました。 自転車交通安全教室 2 回（第三中学校・国分寺高校）、自転車マナーアップキャンペーン 1 回、交通安全運動市民のつどい 1 回、国分寺まつりでの交通安全教室の出店 1 回、交通安全講話会での自転車シミュレーター体験 1 回など様々な啓発イベントを合計 6 回実施しました。 また、放置自転車クリーンキャンペーンでは、日ごろは週 3 回撤去作業を行っていますが、キャンペーン期間中は 5 日間撤去作業を行いました。 放置自転車の撤去台数実績は、令和 4 年度 882 台から令和 5 年度 858 台と減少しています。			

3-2 環境に配慮したまちづくり

主な施策 32 良質な住環境の創出	重点プロジェクト	評価
	—	順調

【目的】

建築物の高さ基準、開発区域面積に応じた敷地内の緑化・空地、雨水浸透施設の設置など、まちづくり条例による開発・建築の規制・誘導を進め、良質な住環境を創出します。また、環境改善の観点から、空き地及び空き屋対策に取り組めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(57) 開発・建築の規制・誘導	順調	まちづくり推進課
(58) 空き地及び空き家の適正な管理の促進	おおむね順調	まちづくり推進課

取組 (57) 開発・建築の規制・誘導		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり推進課	6、11、12、15	順調
内容	「まちづくり条例」において土地利用に関するルールを定め、安全で快適なまちづくりの実現を図るとともに、良好な住環境を保全するため、開発事業における建築物の敷地面積の最低限度を定め、適正な住宅の敷地面積の確保を図ります。			
令和6年のイメージ	開発事業における敷地面積の最低限度、道路の後退、公開空地などの整備により、良好な住環境の創出が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	開発事業における整備基準（敷地面積の最低限度、道路後退及び公開空地など）の指導	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	まちづくり条例に基づく開発事業44件（開発事業43件＋大規模開発事業1件）に対し、開発事業の整備基準（敷地面積の最低限度、道路後退、建築物の高さ、公開空地、敷地内の緑地等の整備など）が適用されます。特に、大規模開発事業においては、公開空地に面する箇所に多くの接道部緑化を設ける計画となりました。これらの開発事業においては、道路後退、公開空地、接道部緑化といった敷地内の緑化等の整備など、潤いのある良好な住環境の創出に寄与する計画となるよう、事業者への指導協議ができたと考えます。			

取組 (58) 空き地及び空き家の適正な管理の促進		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり推進課	11	おおむね順調
内容	「空き家等及び空き地の適正な管理等に関する条例」に基づき、空き家等及び空き地の所有者に対し、適正な管理を行うよう働きかけます。また、空き家バンクを設立し、空き家の所有者等と利用希望者の橋渡しを行うことにより、空き家・空き地の有効活用を進めます。			
令和6年のイメージ	適正な管理がなされていない空き家及び空き地がなく、空き家や空き地の利活用が進んでいます。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録 空き家の利活用	空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録 物件数6件 空き家の利活用件数 3件	空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録 空き家の利活用	空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録 物件数8件 空き家の利活用件数 4件
令和5年度実績	市内の空き家全件（223件※令和6年3月31日時点）について現地調査を行い、適正に管理されていない空き家延べ123件について、所有者・管理者宛に適正管理依頼の文書を送付し、改善を促しました。 空き家バンクは令和4年度に登録された物件が令和5年5月に成約し、利活用は累計3件となりましたが、新規の物件登録は無く、登録物件は累計4件のままとりました。 また、空き家相談員については、所有者等から5件の相談があり、それぞれが抱える問題の解決に向けた対応を行いました。			
次年度以降の改善点	空き家の利活用については、空き家バンクだけでなく、民間の団体等と連携した新たな取組の検討を行います。			

***国分寺市空き地及び空き家等の適正な管理に関する条例**

この条例は、空き地及び空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることで、空き地等が管理不全な状態になることを防止し、市民の生活環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的としています（平成26年7月施行）。

主な施策 33	重点プロジェクト	評価
地域住民の交流によるまちづくり	—	おおむね順調

【目的】

地域の防災力を高めるため、地域住民が主体となった防災まちづくり推進地区の取組などを支援し、市民と市が協働して、災害に強いまちづくりを進めます。

また、むかしの井戸での井戸端会議や地域・団体交流会などにおいて、地域の課題を話し合う機会を創出するなど、地域住民の交流によるまちづくりを促進します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(59) 防災まちづくり	おおむね順調	防災安全課
(60) 地区防災センターの円滑な運営	順調	防災安全課
(61) 井戸端会議との連携	おおむね順調	防災安全課
(62) 条例の仕組に基づくまちづくりの支援	おおむね順調	まちづくり推進課

取組 (59) 防災まちづくり		担当課	SDG s	進捗状況
		防災安全課	11、17	おおむね順調
内容	地域社会において安全で住みよいまちづくりを積極的に推進するため、自治会・町内会などと協働のもと、防災まちづくりを進めます。			
令和6年のイメージ	新たな防災まちづくり推進地区と協定が締結され、防災まちづくり推進地区が市の面積の50%を超えていることで、災害に強いまちづくりが促進されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	防災まちづくり推進地区協定締結への支援（組織づくりの助言など） 協定締結後の支援（専門家の派遣など） 既存地区間の代表者会議開催年1回	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	南町一丁目自治会と令和5年12月に防災まちづくり推進地区（第16号地区）として市と協定を締結しました。さらに、南町一丁目自治会から市民防災まちづくり学校への推薦受講が1名あり、市民防災推進委員として認定しました。 令和5年8月22日に cocobunji プラザリオンホールで防災まちづくり推進地区の代表者が集まり、「地区防災計画発表会」の今後の在り方について、意見交換を行いました。 防災まちづくり推進地区の面積：市の面積の51.6% 防災まちづくり推進地区数：16（令和5年12月8日現在）			
次年度以降の改善点	市内全域が防災まちづくり推進地区となるよう自治会町内会等へ支援して参ります。			

***防災まちづくり推進地区**

自治会や町内などの団体が市と協定を締結し、地域住民が中心となって、防災まちづくりを推進していく地区のことです。協定後は、防災コミュニティづくりや地区防災計画書の作成、災害時の体制づくりなどに取組み、安全で住みよいまちづくりを目指します。

取組 (60) 地区防災センターの円滑な運営		担当課	SDG s	進捗状況
		防災安全課	11、17	順調
内容	災害時、地区防災センターの運営を円滑に行うことができるように、学校周辺の自治会などと連携を図ります。			
令和6年のイメージ	初動要員と地区防災協力会や学校周辺の自治会が地区防災センターの運営に関する訓練や意見交換を継続的に実施することで、自治会等の役員が交代しても避難所運営を円滑に行うことができる体制を構築できています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	地区防災協力会や学校周辺自治会との地区防災センター運営マニュアルに基づく訓練の実施や運営方法に関する意見交換の実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	地区防災センター全17校において、地区防災センター開設運営訓練を実施（7月～9月）し、市職員の他、防災会等から多くの市民の参加がありました。この訓練では「地区防災センター開設アクションカード」の説明や、実動を伴う開設シミュレーションを行いました。 また、市立第三中学校にて三中協力会と定例会を開催（5月・7月・10月）し、「地区防災センター運営マニュアル」とアクションカードについて説明し、12月に初動要員と三中協力会で、アクションカードを使用した防災訓練を実施しました。 その他、内藤日吉連合防災会からの要望に応じる形で第五小学校及び第九小学校において、PTAを対象とした「地区防災センター運営マニュアル」の説明や資機材操作訓練を実施しました。			

***地区防災センター**

災害時の避難場所（学校のグラウンド）、避難所（被災した市民を一時的に受け入れる場所）、医療救護所、物資配布場所、情報伝達場所の機能を有する地域の拠点のこと。市立小中学校、都立国分寺高校及び東京経済大学が地区防災センターに指定されています。

取組 (61) 井戸端会議との連携		担当課	SDG s	進捗状況
		防災安全課	6、11	おおむね順調
内容	地域の公園に設置してある「むかしの井戸」で市民防災推進委員が中心となって定期的に開催している「井戸端会議」に必要な支援を図ります。			
令和6年のイメージ	むかしの井戸が平常時の地域コミュニティの場、災害時の生活用水の給水拠点として、広く市民に利用されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	定期開催への支援（井戸水の簡易水質検査キットの配布や井戸端会議への参加及びツイッター等を利用した市民への広報）	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	6箇所の井戸で、月1回簡易水質検査を実施したため、希望した団体へ鉄、亜鉛、pH、一般細菌、大腸菌群の簡易水質検査キットを配付しました。井戸端会議の開催日時については、市HP、パンフレットでご案内するなど広報を行っています。			
次年度以降の改善点	今後は、井戸端会議及び簡易水質検査を行う場所が増えるよう防災まちづくり推進地区に働きかけて参ります。			

***むかしの井戸**

災害用生活用水の給水施設として、市が公園などに設置した手押しポンプ式の井戸のことです。平成30年3月現在、市内に22箇所（2箇所は民間井戸）あり、そのうち20箇所を市が管理しています。地域の情報、防災や防犯などに関する情報交換など、市民のふれあいの場として、井戸端会議を開いている地域があります。

***井戸端会議**

地域住民を中心に、むかしの井戸で簡易水質検査やポンプの手入れを行うほか、地域の情報や防災・防犯に関する情報交換など行う機会のことです。

***ツイッター（現 X（エックス））**

パソコンや携帯電話などで140文字以内の短文を投稿できる情報サービスのことです。

取組 (62) 条例の仕組に基づくまちづくりの支援		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり推進課	11、17	おおむね順調
内容	地域の特性や課題を地域住民が共有し、協働のまちづくりを進めるまちづくり条例の活用を奨励するとともに、必要な支援を図ります。			
令和6年のイメージ	条例の仕組に基づくまちづくりの支援を行うことで、協働のまちづくりの促進が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	まちづくりに関する相談・支援 まちづくりコンサルタント派遣制度やまちづくり活動助成制度の周知・運用	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	市報、市HP及び協働事業「こくぶんじカレッジ」を通じてまちづくり活動助成制度について周知を行いました。 まちづくり活動助成制度については、周知を行いました。申請がなかったため実施に至りませんでした。（事前相談：5件） まちづくりコンサルタント派遣事業については、派遣要請がなかったため、実施に至りませんでした。			
次年度以降の改善点	まちづくり活動助成金及びまちづくりコンサルタント派遣事業について、施設配架等による広報以外に、市民の方へ直接説明・相談を受けることができる「防災まちづくり学校等」へ周知を行います。			

主な施策 34 まちの美化活動の促進	重点プロジェクト	評価
	—	おおむね順調

【目的】

ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発活動を行うとともに、不法投棄防止のパトロール、市内一斉清掃活動の実施など、市民や事業者等のまちの美化活動を促進します。

路上の放置自転車や違法看板を撤去し、歩行者などの円滑な通行を確保します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(63) ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発	おおむね順調	環境対策課
(64) 不法投棄の防止活動	おおむね順調	環境対策課
(65) クリーン運動の実施	おおむね順調	環境対策課
(66) 放置自転車などの撤去	順調	交通対策課
	おおむね順調	道路管理課

取組 (63) ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発		担当課	SDG s	進捗状況
		環境対策課	11、17	おおむね順調
内容	市民・事業者・市が協働してポイ捨てなどの防止、喫煙マナー向上の啓発活動を行い、まちの美化を促進します。			
令和6年のイメージ	市民や事業者等との協働によるキャンペーン活動を通じて、市民等にポイ捨ての防止と路上喫煙の規制について理解の促進及び行動につながっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	マナーアップキャンペーンの実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、マナーアップキャンペーンを中止としましたが、路上禁煙地区での吸い殻等のポイ捨て防止を啓発するため、マナーアップ指導員の配置(国分寺・西国分寺駅各1人)を継続して実施し、喫煙者への注意指導件数は、国分寺駅周辺 379 件、西国分寺駅周辺 176 件となりました。			
次年度以降の改善点	マナーアップ指導員の配置を継続し、マナー啓発及び浸透を図ります。			

*マナーアップキャンペーン

毎月第三火曜日に国分寺駅周辺において、市民や環境団体、東京経済大学、事業者と協働してポイ捨ての禁止及び路上喫煙防止の啓発活動と周辺の清掃活動を実施しています。

取組 (64) 不法投棄の防止活動		担当課	SDG s	進捗状況
		環境対策課	11、12	おおむね順調
内容	不法投棄防止のパトロールを行うとともに、市報などで啓発活動を行います。			
令和6年のイメージ	ルールに従ったごみの適正な排出が行われ、市内の環境美化が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	不法投棄防止の日中パトロール（平日）ほか早朝・夜間パトロールは適宜実施 啓発活動の実施、市報やHPなどの掲載 不法投棄多発地域に防止看板を設置	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	年間、市内を職員が清掃指導業務等の一環でパトロールを行いました。活動回数は244回でした。また、早朝及び夜間パトロールは未実施でした。 不法投棄多発箇所への看板は市職員直接設置及び看板支給による市民等設置の合計で設置箇所28か所、設置枚数51枚でした。 令和6年1月15日号ごみ減量リサイクルだよりに不法投棄禁止記事を掲載しました。 不法投棄件数100件			
次年度以降の改善点	今後は、収集委託業者とも連携を図り、不法投棄の防止活動に努めていきます。			

取組 (65) クリーン運動の実施		担当課	SDG s	進捗状況
		環境対策課	11、17	おおむね順調
内容	国分寺市民クリーン運動実行委員会を主体に、自治会・町内会などと連携し、公共の場所の一斉清掃を行います。			
令和6年のイメージ	市民や事業者等との協働による市内一斉清掃のクリーン運動を通じて、市民等のまちの美化意識の向上が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	クリーン運動の実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	令和5年11月12日に第73回クリーン運動を開催しました。自治会54団体(2,794人)、各種団体10団体157人が参加し、自主的に市内全域の道路や公園等の公共の場所において清掃活動を行いました。収集量につきましては、もやせるごみ7,990kg、もやせないごみ230kg、汚泥・土210kg、不法投棄(その他の収集袋に収まらないごみ)5kgでした。			

※クリーン運動

実行委員会を中心に自治会、老人会、各種団体等と連携し、ボランティア精神に基づき、道路や公園などにおける自主的な清掃活動を行い、地域環境の向上を図ります。毎年11月上旬に実施しています(昭和51年～)。



取組 (65) クリーン運動の様子

取組 (66) 放置自転車などの撤去		担当課	SDG s	進捗状況
		交通対策課	11	順調
内容	円滑で安全な交通環境を確保するため、公共の場所に放置された自転車、道路上の不法占用物、違反看板などの撤去を行います。 また、常習的に自転車が放置されてしまう道路には、バリケードの設置や指導員の配置等を実施し、自転車を放置させないための対策を行います。			
令和6年のイメージ	駅周辺に放置自転車がなくなり、安全な道路交通が確保されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数（警告数100件、撤去数10件）	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数（警告数85件、撤去数9件）	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数（警告数72件、撤去数8件）	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数（警告数61件、撤去数7件）
令和5年度実績	放置自転車については市内1日あたり、警告44件・撤去6件を実施しました。			

取組 (66) 放置自転車などの撤去		担当課	SDG s	進捗状況
		道路管理課	11	おおむね順調
内容	円滑で安全な交通環境を確保するため、公共の場所に放置された自転車、道路上の不法占用物、違反看板などの撤去を行います。 また、常習的に自転車が放置されてしまう道路には、バリケードの設置や指導員の配置等を実施し、自転車を放置させないための対策を行います。			
令和6年のイメージ	道路上の不法占用物、違反看板などが減り、通行しやすい道路になっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	違反広告物撤去目標として800枚 東京都や交通管理者との共同除却を実施	道路上の違反広告物及び不法占用物件については道路パトロールや、交通管理者等との合同パトロールにて撤去及び撤去指導を行う。	道路上の違反広告物及び不法占用物件については道路パトロールや、交通管理者等との合同パトロールにて撤去及び撤去指導を行う。	道路上の違反広告物及び不法占用物件については道路パトロールや、交通管理者等との合同パトロールにて撤去及び撤去指導を行う。
令和5年度実績	違反広告ビラは88枚撤去し、不法占用物に対しては交通管理者との合同パトロールを1回実施しました。			
次年度以降の改善点	違反広告ビラや不法占用物については、市民からの情報提供に加え、道路パトロールの際に発見した際に設置者への注意や撤去を実施します。			

3-3 地域性豊かな景観の形成

主な施策 35	重点プロジェクト	評価
地域特性にあった景観づくり	—	順調

【目的】

「国分寺市景観まちづくり指針」の普及啓発により、自然や歴史的景観、まち並み景観などに対する市民や事業者等への関心を高めます。

また、建築物の高さや意匠、緑化などのルールを定めた地区計画の策定や建築協定の締結など、地域住民との協働によるまちづくりを進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(67) 景観形成の方針の活用	順調	まちづくり推進課

取組 (67) 景観形成の方針の活用		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり推進課	11	順調
内容	「国分寺市景観まちづくり指針」に基づき、開発事業における景観の指導を行います。			
令和6年のイメージ	開発事業に対する景観配慮の指導を行うことで、良好な住環境の創出が図られています。啓発活動により、市民及び事業者の景観まちづくりに係る関心の向上が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	開発事業における景観の指導	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>事前協議手続を行った開発事業 44 件（開発事業 43 件＋大規模開発事業 1 件）に対し、景観まちづくり指針に基づき建築物等の形態、色彩及び意匠において、積極的な接道緑化、国分寺崖線に連続した緑地の整備などの指導を行い、良好な住環境の創出に寄与する計画となるよう、事業者との協議ができたと考えます。</p> <p>あわせて、史跡武蔵国分寺跡周辺地区などの地区計画区域内における行為の届出（建築物の建築又は工作物の建設及び建築物の用途の変更）23 件に対し、建築物等の外壁及び屋根の色彩について推奨色を用いるよう指導を行い、周囲の景観との調和を図ることができたと考えます。</p>			

*国分寺市景観まちづくり指針

地域で育まれた固有の景観を保全し、新たに魅力ある景観を育み、活力ある景観を創出する視点を持ちながら、良好な景観形成を目的とした市の景観まちづくりに関する基本的な考え方をまとめたものです。

主な施策 36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用	重点プロジェクト	評価
	⑥	おおむね順調

【目的】

国指定史跡武蔵国分寺跡などの公有化による歴史公園の整備、新たな文化財調査などにより、市内の歴史遺産及び文化財の保存・整備を進めます。

また、文化財愛護ボランティアの養成や文化財めぐりなどのイベントの開催、観光マップなどの広報活動の充実などにより、文化財とのふれあいを推進するとともに、活用を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再9) 歴史公園の整備	順調	ふるさと文化財課
(68) (仮称) 郷土博物館	おおむね順調	ふるさと文化財課
(69) 市内総合文化財調査	おおむね順調	ふるさと文化財課
(70) 文化財とのふれあい推進	順調	ふるさと文化財課
(71) 市観光協会との連携	順調	市政戦略室
(72) 文化財普及事業の推進(広報)	順調	ふるさと文化財課

取組(再9) 歴史公園の整備	担当課	SDGs	進捗状況
実績は41ページ参照	ふるさと文化財課	11、15	順調

取組(68) (仮称) 郷土博物館	担当課	SDGs	進捗状況	
	ふるさと文化財課	11	おおむね順調	
内容	史跡武蔵国分寺跡の整備にともない、(仮称) 郷土博物館構想の具体化を図ります。			
令和6年のイメージ	新庁舎で文化財が保存・公開されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	新庁舎の建設の事前協議において文化財の展示スペース設置を申し入れ	新庁舎の建設の事前協議において、文化財を紹介するコーナーを申し入れ	(継続)	(継続)
令和5年度実績	新庁舎での瓦の展示について、担当課と調整を行いました。「(仮称) 郷土博物館」については、喫緊の課題である出土遺物を保管する収蔵施設の確保について、候補地の検討や、関係者との協議を行い、西元町地域に使用貸借にて土地を確保しました。			
次年度以降の改善点	新庁舎での文化財の紹介の仕方について、引き続き、新庁舎建設担当と協議を進めます。			

取組 (69) 市内総合文化財調査		担当課	SDG s	進捗状況
		ふるさと文化財課	11	おおむね順調
内容	「市内総合文化財調査計画」に基づき、市内に所在するさまざまな文化財の所在調査を行い、目録に登載することによって、文化財の保護を図ります。			
令和6年のイメージ	文化財目録の整備が完了し、目録から指定すべき文化財が明確化されています。指定を受けた文化財について保護・活用が図られ、市内の歴史学習環境が向上しています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市内東部地区を対象として建造物の悉皆調査 整備した目録のなかから文化財指定すべき案件の精査・検討	建造物調査の継続実施 中藤新田分水(胎内堀)、民具・古文書の整理、本多八幡神社関係の調査の実施 胎内堀の文化財指定とその後の活用の検討	建造物調査の継続実施 前年度に確認した文化財についての調査の実施、目録整備、文化財指定案件についての検討	文化財目録のなかから文化財指定を検討 前年度指定案件となった文化財について活用を図る 悉皆調査が未了の分野について、補足調査を実施
令和5年度実績	「国分寺市重要有形民俗文化財 本多八幡神社神輿・カ石調査報告書」を刊行しました。また、中藤新田分水跡(胎内堀)の報告書作成準備と中藤醤油工場跡の追加調査を行いました。			
次年度以降の改善点	あらゆる分野の文化財調査には、膨大な時間と費用を要するため、継続的な実施方法を検討する必要があります。次年度以降も既往調査の報告書作成を継続して行います。			

取組 (70) 文化財とのふれあい推進		担当課	SDG s	進捗状況
		ふるさと文化財課	4、11	順調
内容	市内文化財めぐり、市外文化財めぐりなど、文化財を理解促進するイベントの実施やふるさと文化財愛護ボランティア養成講座を開講します。			
令和6年のイメージ	市民が、様々な機会に文化財に触れ、親しみ、理解が深まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市内文化財めぐり、市外文化財めぐり等の実施やふるさと文化財愛護ボランティア養成講座の開講	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	「市内文化財めぐり」は国指定重要文化財木造薬師如来坐像の見学を含む、武蔵国分寺跡周辺や東山道武蔵路跡などを学芸員の解説を聞きながら巡るイベントを実施しました。「市外文化財巡り」は神奈川県海老名市の史跡相模国分寺跡、秋葉山古墳群、綾瀬市の神崎遺跡資料館及び神崎遺跡群を見学しました。 ・令和5年12月6日～令和6年2月21日までの全7回で、ふるさと文化財愛護ボランティア養成講座を実施し、新たに6人をふるさと文化財愛護ボランティアとして認定しました。			



取組 (70) イベント「レプリカをつくろう」作成の様子

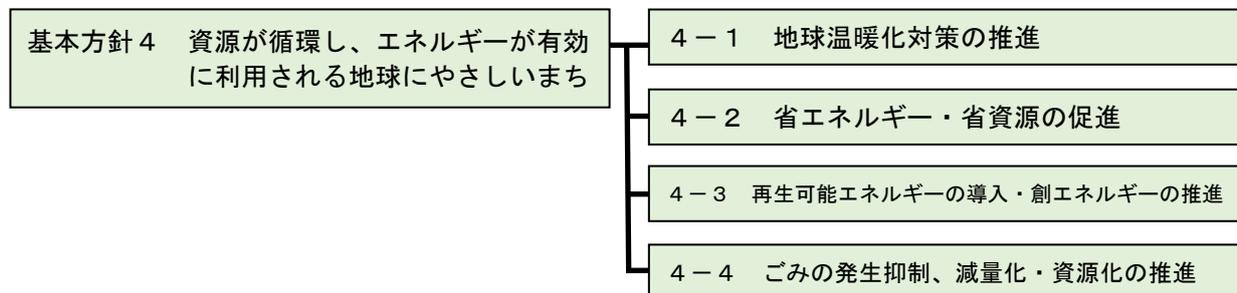
取組 (71)		担当課	SDG s	進捗状況
市観光協会との連携		市政戦略室	4、11	順調
内容	歴史・観光マップを配布するほか、案内板などを整備します。			
令和6年のイメージ	観光協会の各種活動・実施事業を通じて、市内外への市のPRが図られ、市の自然や歴史・文化に対する関心が高まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	観光案内看板の整備 観光PRイベントの実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>市観光協会とふるさと文化財課の共催により、10月10日の国指定重要文化財「木造薬師如来坐像」の開帳日に合わせ、「市内文化財めぐり」を実施しました(28名が参加)。</p> <p>「ぶんぶんウォーク2023」への出店では、東京経済大学のボランティアぶんじコンシェルジュが「こくぶんじFANバッジ」(缶バッジ)の販売やワークショップを行いました。</p> <p>また、史跡武蔵国分寺跡の桜のライトアップを3月22日から4月7日までの期間で実施し、ライトアップのほか、点灯式等の関連企画やキッチンカーの出店を行いました(1日当たり約100から1,000人が来訪)。</p> <p>府中市共同事業では、観光アプリ「ぶらり・国府」を用いたモバイルポイントラリーを1月～2月に実施しました。また、小学生を対象に、観光学習まんが「国分寺・府中の歴史」を活用した出前講座や体験学習事業を行いました。</p> <p>市観光協会が維持管理する観光看板については、点検を行うとともに、今後の維持管理の方針検討を進めました。</p> <p>市観光協会と連携することで、市の魅力を市内外に広くPRすることができました。</p>			
次年度以降の改善点	市観光協会の法人化に伴い、観光看板の情報更新を進めていきます。			

取組 (72)		担当課	SDG s	進捗状況
文化財普及事業の推進(広報)		ふるさと文化財課	11	順調
内容	各種パンフレット等の多言語化やICTを活用した情報発信を積極的に行い、市内外からの来訪者に対する文化財の理解促進に努めます。			
令和6年のイメージ	市民が、様々な機会に文化財に触れ、親しみ、理解が深まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	各種パンフレット等の多言語化やICTを活用した情報発信	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>図書館の地域資料サービス方針の「個別事業の展開、地域資料のデジタル化」に基づき、将来のアーカイブ化に向けた地域資料のデジタル化を実施するため、市史編さん室と連携し基本方針、基準、手順等の進め方について、図書館課と協議しました。また、引き続き埋蔵文化財等の3D化とデジタル公開を行いました。</p>			

【地球環境】

基本方針 4 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち

■ 施策の方向性



4-1 地球温暖化対策の推進

主な施策 37	重点プロジェクト	評価
地球温暖化対策の計画的な推進	⑤	おおむね順調

【目的】

市の事務事業を対象とした「国分寺市地球温暖化防止行動計画」（市役所版）に基づき、市は公共施設の省エネルギー化の推進、ノーカーデーの実施、グリーン購入の推進、節電行動などによって、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます。

また、地域のエネルギーの方向性などを含め、市域を対象とした総合的な地球温暖化対策実行計画（市域版）策定の検討を進めます。

さらに、市報などを通じて、市民や事業者等へ公共交通機関の利用促進、エコドライブなどの地球温暖化防止に関する普及啓発を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 37) 環境保全に関するPR	順調	まちづくり計画課
(73) 庁用車の使用抑制	順調	契約管財課
(74) 地球温暖化防止行動計画（市役所版）の推進	停滞済み	まちづくり計画課
(75) グリーン購入の推進	順調	まちづくり計画課
(76) 公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	順調	まちづくり計画課

取組（再 37）	担当課	SDG s	進捗状況
環境保全に関するPR 実績は 65 ページ参照	まちづくり計画課	4	順調

取組 (73) 庁用車の使用抑制		担当課	SDG s	進捗状況
		契約管財課	3、11、13	順調
内容	移動手段としての徒歩・自転車の推奨や長距離移動の場合には明確な理由を文書で提出させることで、日常的な使用抑制を図ります。			
令和6年のイメージ	庁用車の利用回数・走行距離が減り、燃料費や事故の削減につながっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	契約管財課が管理する庁用車の貸出し時に他の移動手段の推奨を実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>【庁用車走行距離】 令和5年度 235,949 km (前年比: 13,648 km減)</p> <p>【契約管財課所有自転車貸出件数】 ・令和3年度 370件 ・令和4年度 425件 ・令和5年度 419件 (前年比: 6件減)</p>			

取組 (74) 地球温暖化防止行動計画（市役所版）の推進		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり計画課	7、9、12、13	停滞ぎみ
内容	「地球温暖化防止行動計画（市役所版）」に基づき、省エネ行動などを実施し、温室効果ガス（CO2換算）排出量の抑制、省資源・省エネルギーを進めます。			
令和6年のイメージ	「地球温暖化防止行動計画（市役所版）」に基づく省エネルギーや省資源の取組の推進により、市の事務及び事業におけるCO2排出量が着実に削減されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	平成25(2013)年度を基準として令和5(2023)年度までにCO2排出量を16.7%削減(令和2年度実績)	平成25(2013)年度を基準として令和5(2023)年度までにCO2排出量を16.7%削減(令和3年度実績)	平成25(2013)年度を基準として令和5(2023)年度までにCO2排出量を16.7%削減(令和4年度実績) 新「地球温暖化防止行動計画（市役所版）」に改定	平成25(2013)年度を基準として令和5(2023)年度までにCO2排出量を16.7%削減(令和5年度実績) 新「地球温暖化防止行動計画（市役所版）」に基づく温室効果ガス排出量の削減
令和5年度実績	令和4年度における市の事務及び事業において使用したエネルギー量と温室効果ガス排出量を取りまとめ、市報及び市HPで公表しました。 令和4年度の温室効果ガス排出量は、約6,605t-CO2であり、基準年度(平成25年度)排出量と比較して約4.9%(342t-CO2)の削減となりました。令和3年度(前年度)比では、総排出量である6,229 t-CO2に対して、6.0%(約376 t-CO2)の増加となりました。 数値の変動の主な要因としては、年間を通じて夜間利用を含めた公共施設の通常運営が再開したことから稼働日数・時間が増加し、エネルギー使用量が増加したことが挙げられます。 また、現行計画である第四次国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版)の計画期間が令和5年度をもって満了することに伴い、令和6年3月に「国分寺市役所ゼロカーボン行動計画(第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版))」を策定しました。			
次年度以降の改善点	「国分寺市役所ゼロカーボン行動計画(第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版))」に基づき、各施設の照明のLED化や再エネ導入を進めるとともに、職員への普及啓発に取り組むことにより、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいきます。			

取組 (75) グリーン購入の推進		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり計画課	9、12	順調
内容	再生材などを使用した環境負荷の少ない製品の購入を推進します。毎年度「国分寺市グリーン購入ガイドライン」の見直しを行うとともに、前年度の調達実績等について調査します。			
令和6年のイメージ	庁内におけるグリーン購入の推進によって、環境負荷の少ない物品等の購入が進み、資源の有効利用と省資源化が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	グリーン購入推進に向けた啓発 グリーン購入ガイドライン見直し 調達実績調査における全分野調達率 100%	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>庁内ポスター及びイントラネットを活用し、職員に対し、グリーン購入について啓発を行いました。</p> <p>令和4年度の購入実績報告(14分野91品目)を取りまとめ、調達率を算定した結果、調達がなかった自動車を除き、全分野で90~100%を達成しました。なお、やむを得ない理由によるものを除いた調達率は全分野において100%でした。また、前年度に対し調達率の向上した分野は、用紙類、文具・事務用品、OA機器、照明、衣料品類、作業手袋、衛生用品、ゴミ袋等でした。これらの結果を市HPで公表しました。</p> <p>そのほか、国分寺市グリーン購入ガイドライン検討委員会において各判断基準などについての見直しを行い、令和6年度版ガイドライン(14分野91品目)を作成しました。</p>			

*グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格、デザインだけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ない製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から積極的に購入することをいいます。コピー用紙は古紙配合率が高いもの、文具・事務用品類は再生材を利用しているものなどが挙げられます。平成13(2001)年4月にグリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)が制定され、国や地方自治体などで率先してグリーン購入を推進しています。

取組 (76) 公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり計画課	7、9、12、13	順調
内容	公共施設の新設・大規模改修に際して、再生可能エネルギー・創エネルギー機器の設置を推進します。			
令和6年のイメージ	公共施設に再生可能エネルギー・創エネルギー機器を設置することで、エネルギーの有効利用を進め、市の事務及び事業におけるCO2排出量が削減されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共施設個別施設計画等に基づき、対象施設等との調整・実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>令和5年度における公共施設の新設や改修の際の省エネルギー機器や創エネルギー機器の導入等の検討状況について、4件の報告を受け、4件全てにおいて、LED照明等の省エネルギー設備が導入されることを確認しました。</p> <p>また、創エネルギー機器については、太陽光発電設備を内藤地域センターに導入することとなりました。</p> <p>そのほか、新庁舎においては、従来の建物で必要なエネルギーを50%以下に削減するZEB Readyの認証を取得しました。</p>			

*再生可能エネルギー

石炭や石油などの化石燃料によらず、持続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどを利用するエネルギーの総称のことをいいます。

*創エネルギー

東日本大震災以降、震災時における自立電源として、太陽光や風力などの再生可能エネルギー、家庭用燃料電池コージェネレーション(熱電供給)機器などが注目されています。本計画では上記機器から発電されるエネルギーを創エネルギーと呼びます。

主な施策 38 地球温暖化への適応	重点プロジェクト	評価
	—	順調

【目的】

近年、地球温暖化の影響と見られる猛暑などによって、熱中症が増加しています。こうした気候変動の予測や、熱中症の増加など懸念される影響について情報を収集するとともに、市民や事業者等には、夏期の打ち水の推奨や公共施設でクールシェアを行うなど、熱中症の予防策について普及啓発を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(77) 熱中症の予防に関する広報	順調	健康推進課
(78) 高齢者の熱中症の予防に関する啓発活動	順調	高齢福祉課

取組 (77) 熱中症の予防に関する広報		担当課	SDG s	進捗状況
		健康推進課	3、13	順調
内容	夏場の熱中症予防対策として、注意喚起や予防法などを市報やHPなどで広報します。			
令和6年のイメージ	熱中症の予防に関する知識が市民に浸透しています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市報やHP・チラシによる広報年1回	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	全市民向けに、ヘルスアップ通信5月15日号で「熱中症予防」の関連記事を掲載しました。内容：熱中症の予防のポイント、発症時の対応、暑さ指数や熱中症警戒アラートの活用、環境省の熱中症予防情報サイトの紹介等。併せて、市ホームページのトップページに目立つよう掲載し、注意喚起をしました。			

取組 (78) 高齢者の熱中症の予防に関する啓発活動		担当課	SDG s	進捗状況
		高齢福祉課	3、13	順調
内容	夏場の熱中症対策として、予防方法などを市報やHPなどで広報を行うほか、熱中症予防に関する各種教室、出張講座により、啓発活動を行います。			
令和6年のイメージ	熱中症予防に関する講座の開催等、地域での意識の向上を図る取組が推進されています。高齢者が熱中症予防に関する適切な対応ができています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	熱中症に関する講座を各地域包括支援センターにおいて1回以上実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	【目的】 夏季期間における高齢者の熱中症について注意喚起と夏場の過ごし方・熱中症対策について啓発を行います。 【実施期間】 令和5年6月～9月末 【実施内容】 (1) 夏場の過ごし方・熱中症対策を周知するための講座開催：講座数19回 (2) 戸別訪問による熱中症対策・予防の注意喚起：対象者(75歳以上の高齢者世帯)総数9,998人 (3) 高齢者が利用する市内関係機関へのチラシ配布：配布先団体331か所 (4) 市内に涼み処を設置：公共施設29か所、協力店35か所 【実施における関係機関】 民生・児童委員協議会、地域包括支援センター、ケアマネジャー、市内関係機関等民生・児童委員協議会、地域包括支援センター、ケアマネジャー、市内関係機関等			

4-2 省エネルギー・省資源の促進

主な施策 39	重点プロジェクト	評価
省エネルギー・省資源行動の促進	⑧	順調

【目的】

家庭におけるエネルギー使用量、二酸化炭素排出量を月1回記録することで、省エネルギーの意識を高める手段としての「環境家計簿」を普及拡大するとともに、市報やホームページなどを通じて、家庭や事業所等における具体的な節電対策、省エネルギー機器に関する情報など、省エネルギー・省資源に関する情報提供を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再37) 環境保全に関するPR	順調	まちづくり計画課
(79) 環境家計簿の普及啓発	おおむね順調	まちづくり計画課

取組 (再37)	担当課	SDGs	進捗状況
環境保全に関するPR 実績は65ページ参照	まちづくり計画課	4	順調

取組 (79)		担当課	SDGs	進捗状況
環境家計簿の普及啓発		まちづくり計画課	12、13	おおむね順調
内容	市民の省エネルギー・省資源などの意識を高める手段として、環境家計簿の普及啓発を推進します。			
令和6年のイメージ	環境家計簿モニターを実施することで、環境家計簿をつけるきっかけを作ることができ、省エネルギー・省資源の取組の推進ができています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	環境家計簿モニター制度の実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>夏期(7月～9月)・冬期(12月～2月)の年2回、環境家計簿モニターを募集しました。募集に当たっては、市報、市HPへの掲載のほか、公共施設・国分寺駅の掲示板やデジタルサイネージ、ぶんバス車内へのポスター掲示を行うとともに、各施設におけるチラシ配架及びイベントでのチラシ配布により周知を行いました。</p> <p>【参加世帯数】 夏期 25世帯 うち前年比二酸化炭素排出量削減世帯 14世帯 冬期 24世帯 うち前年比二酸化炭素排出量削減世帯 15世帯</p> <p>また、希望者には家電製品の使用電力が計測できるワットモニターの貸し出しを行いました。そのほか、参加者の省エネの取組手法や感想などを市HPに掲載して紹介しました。</p>			
次年度以降の改善点	WEBで行うことのできる国が実施する環境家計簿と類似した取組を活用するなど、環境家計簿の今後の実施手法について、検討を行います。			

4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進

主な施策 40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	重点プロジェクト	評価
	⑧	順調

【目的】

新たに公共施設を整備する際は太陽光などの再生可能エネルギーの導入を図ります。

家庭においては、太陽光発電機器や燃料電池コージェネレーション機器などの設置費用の一部を助成することで、再生可能エネルギーの導入・創エネルギーを推進し、エネルギーの有効利用、地球温暖化対策を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 76) 公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	順調	まちづくり計画課
(80) 住宅用太陽光発電機器等設置助成	順調	まちづくり計画課

取組 (再 76)	担当課	SDG s	進捗状況
公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入 実績は 96 ページ参照	まちづくり計画課	7、9、12、13	順調

取組 (80)		担当課	SDG s	進捗状況
住宅用太陽光発電機器等設置助成		まちづくり計画課	7、12、13	順調
内容	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減、省資源・省エネルギーの推進のため、家庭向けの創エネルギー機器設置費用の一部を助成します。			
令和 6 年のイメージ	家庭における太陽光発電等の再生可能エネルギーや創エネルギー機器の導入によって、温室効果ガス (CO2 換算) 排出量が削減されています。			
年度別指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	太陽光発電機器・燃料電池の設置助成実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和 5 年度実績	二酸化炭素の排出削減に向けた行動を促進し、自立した電源の確保を目的として、住宅用太陽光発電機器等の設置に係る経費の一部について助成を行い、市報、市HP、リーフレットなどで制度を周知する等、制度の利用促進を図りました。 また、更なる助成対象機器の導入促進を図るため、助成金額の上乗せを行いました。 【令和 5 年度実績】申請件数 270 件、交付決定件数 270 件 (内訳) 太陽光発電機器 196 件 燃料電池コージェネレーション機器 (エネファーム) 60 件 太陽光・燃料電池の併用 14 件 【助成実績における太陽光発電機器の発電容量】 令和 5 年度：994.1 キロワット 累計：3,433 キロワット			

*国分寺市住宅用太陽光発電機器等設置助成

二酸化炭素の排出削減、自立電源の確保を目的として、自家消費用として新たに太陽光発電機器、燃料電池コージェネレーション機器を設置する住宅の所有者に助成金の交付を行います。

*コージェネレーション

熱と電力を同時に供給する、熱電供給システムのことです。電力と排熱の両方を有効利用することで省エネルギーと二酸化炭素 (CO₂) 排出量の削減ができます。

4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進

主な施策 41	重点プロジェクト	評価
ごみの発生抑制	—	おおむね順調

【目的】

リデュース（ごみになる物をつくらない、買わない）リユース（物を捨てずに人に譲ったり、繰り返し使う）の促進による発生抑制を図ります。レジ袋削減などに積極的に取り組むリサイクル推進協力店制度の推進のほか、市報等を通じて、ごみの排出抑制を重視した暮らしに関する普及啓発を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(81) リサイクル推進協力店制度の拡充と啓発	おおむね順調	ごみ減量推進課
(82) 図書館資料のリユース	おおむね順調	図書館課

取組 (81)	担当課	SDG s	進捗状況	
リサイクル推進協力店制度の拡充と啓発	ごみ減量推進課	9、12、17	おおむね順調	
内容	事業系廃棄物の減量化・資源化に関する説明会を開催し、事業者に対し積極的な働きかけを行い、ごみ減量・資源化に関する意識を啓発し、資源の循環を図るためペットボトルの自主回収などのリサイクル推進協力店を増やす等、制度の拡充と啓発を進めます。			
令和6年のイメージ	市内大型店舗及びドラッグストア 30 店がリサイクル協力店に認定されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市内に出店しているドラッグ系ストア店及び大型店にリサイクル推進協力店制度の拡充と啓発を進める	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	ごみの減量・資源化に積極的に取り組んでいる事業者等を「国分寺市リサイクル推進協力店」に認定し、市民及び事業者のごみの減量化・資源化を図るため、登録店を3店舗増やしました。その結果、ごみの減量とプラスチックを中心とした資源循環に繋がっています。令和5年度現在の登録数は14店舗です。			
次年度以降の改善点	市内事業者理解が得られるよう関係機関と連携し、さらなる周知を図る必要がある。			

※リサイクル推進協力店制度

創意工夫によるごみの減量・資源化に積極的に取り組む市内の事業所に対して、市がリサイクル協力店として認定する制度のことです。レジ袋を無料で提供しない、マイバッグの持参を奨励しているなどの認定要件があります。

取組 (82)		担当課	SDG s	進捗状況
図書館資料のリユース		図書館課	12	おおむね順調
内容	除籍した図書館資料をリサイクル図書コーナーに置き、市民に提供します。また、図書館の運営体制の整備後に、公民館まつり等のイベントに合わせてリサイクル市を行い、除籍・廃棄資料のリユースを行います。			
令和6年のイメージ	資料のリユースにより、除籍資料や寄贈された資料の有効利用が図れています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	リサイクルコーナーを市内5館で実施(15,000冊(単年)) リサイクル市を市内5館で実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>除籍資料を有効利用するためリサイクルコーナーなどに配架し来館者に配布しました。 配布除籍資料合計：13,577冊/年 本多図書館(2,261冊)、恋ヶ窪図書館(3,334冊)、光図書館(2,331冊)、もとまち図書館(2,586冊)、並木図書館(3,065冊)</p> <p>また、公民館まつりでは新型コロナウイルス感染症防止対策を行い、本を並べる棚を増やすなど工夫して「図書館リサイクル市」を開催しました。 リサイクル市合計：3,255冊/年 本多図書館(1,068冊)、恋ヶ窪図書館(180冊)、並木図書館(1,240冊)、光図書館(470冊)、もとまち(297冊)</p>			
次年度以降の改善点	リサイクル(リユース)の手法として従来の形に加え、図書館資料を必要とする子どもたちに本が届くような工夫を検討いたします。			

主な施策 42 ごみの減量化・資源化の推進	重点プロジェクト	評価
	⑦	おおむね順調

【目的】

家庭用生ごみ処理機器購入助成の普及促進、給食残さ・せん定枝・家庭の厨芥類のたい肥化、リサイクル家具の販売、陶磁器、小型家電、金物類やごみ焼却灰の再資源化、清掃指導員による分別指導などのほかに、多摩地域各市の先行事例の分析・研究を行い、ごみの減量化・再資源化を推進することによって、資源の循環、ごみ焼却に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(83) 生ごみ処理機器の普及促進	おおむね順調	ごみ減量推進課
(84) 給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝のたい肥化	順調	ごみ減量推進課
(85) ごみの減量化・資源化の推進	おおむね順調	ごみ減量推進課
(86) 分別の周知・指導	おおむね順調	環境対策課
	順調	ごみ減量推進課

取組 (83) 生ごみ処理機器の普及促進		担当課	SDG s	進捗状況
		ごみ減量推進課	12	おおむね順調
内容	生ごみ処理機器（ごみけしくん、市販型）の購入費の一部を助成するとともに、啓発活動により普及を図ります。			
令和6年のイメージ	市の推奨する「ごみけしくん」の需要が継続しており、市への助成金申請が求められています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	生ごみ処理機器（ごみけしくん、市販型）の購入費の一部を助成するとともに、啓発活動により普及を図る [目標普及台数] ・ごみけしくん、ごみけしくんmini 各5台 ・市販型 140台	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	もやせるごみの減量と資源循環を図るため、生ごみ処理機器購入費補助事業について、廃棄物減量等推進委員と協働で、各公民館・地域センターのイベントへ参加し啓発活動を行いました。さらには、市報、HP、ごみ・リサイクルカレンダーにより、広報活動を行いました。その結果、前年を上回る申請件数となり（推奨型3台、市販型133台）、もやせるごみの減量を図ることができました。			
次年度以降の改善点	イベントに参加することや市報・HP等あらゆる媒体を利用し、さらなる周知を図る。			

取組 (84) 給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝 のたい肥化	担当課	SDG s	進捗状況
	ごみ減量推進課	12	順調
内容	小学校や保育園の給食残さ、集合住宅及び戸建住宅（自治会単位など）の生ごみ及び家庭のせん定枝をたい肥化し、小学校、保育園の園芸や家庭菜園などでの利用を促進します。		
令和6年のイメージ	生ごみたい肥化収集拠点が市公共施設に現在より増設され、もやせるごみに含まれる生ごみの排出量が逡減しています。		
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	家庭からでる生ごみのさらなるたい肥化を推進するため、拠点収集箇所の拡充手続きを進める 市民及び小学校、保育園での生ごみたい肥の利活用を促進する	家庭からでる生ごみのさらなるたい肥化を推進するため、拠点収集箇所を増設する（目標：プラス1か所） 市民及び小学校、保育園での生ごみたい肥の利活用を促進する	(継続)
令和5年度実績	<p>昨年に引き続き、小学校や公共施設6拠点及び6世帯以上の家庭で構成される団体（12拠点）の生ごみ拠点収集を実施。戸別収集したせん定枝と下草のたい肥化を行い、もやせるごみの減量と資源循環を図りました。</p> <p>家庭系もやせるごみの量 12,359 t 家庭の生ごみ：63,962世帯中1,463世帯（約2.3%）（新規97世帯）、収集量 57 t 給食残さ：小学校10校、保育園1園 収集量 98 t 家庭のせん定枝：収集量1,454 t</p> <p>また、給食残さとせん定枝のチップをまぜて、たい肥化したものを市民に無料配布し、更なるもやせるごみの減量と資源循環を推進しました。</p> <p>たい肥：配布量30 t ※1人1日1袋（2kg程度）を上限とし配布</p>		
次年度以降の改善点	家庭から出る生ごみ収集量を増やすため、さらなる周知を図る。また、拠点収集以外の方法も検討する。		

取組 (85) ごみの減量化・資源化の推進		担当課	SDG s	進捗状況
		ごみ減量推進課	12	おおむね順調
内容	「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化・資源化を推進します。			
令和6年のイメージ	リサイクルからリユースへのシフトが進み、資源回収量が逡減しています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	もったいない食器市等のリユース活動の再開を進める 陶磁器・ぬいぐるみ・金物・靴・かばん等のリユース、リサイクルを継続して行う 資源物の臨時拠点収集を再開する 1人1日あたりごみ排出量 359.9g、資源化率 38.3%	もったいない食器市等のリユース活動の再開を進める 陶磁器・ぬいぐるみ・金物・靴・かばん等のリユース、リサイクルを継続して行う 資源物の臨時拠点収集の回数増加を検討する	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>昨年に引き続き、廃棄物減量等推進委員と協働で、「リサイクル家具販売会&もったいない食器市」を実施し、粗大ごみとして収集した家具や資源として収集した食器をリユース（捨てようとしたものを欲しい人に譲る）することができ、ごみの減量につながりました（来場者数：約300人、リユース食器：配布量：775kg）。</p> <p>清掃センターをはじめとした公共施設にて、陶磁器・ぬいぐるみ・金物・靴などの拠点収集を実施するとともに、社会福祉協議会等と連携したフードドライブ拠点収集を実施しました。さらには、日野市・国分寺市・小金井市の3市の市民で構成する「3市ごみ減量推進市民会議」にて、食品ロス削減をテーマにWebアンケートを実施し、食品ロス削減につながる取組みを実施しました。</p> <p>令和5年度1人1日あたりごみ排出量 318.4g 資源化率 41.4%</p>			
次年度以降の改善点	臨時拠点収集の回数増加に向け、公共施設と検討する。			

取組 (86) 分別の周知・指導		担当課	SDG s	進捗状況
		環境対策課	12	おおむね順調
内容	市報やごみ・リサイクルカレンダーなどを通じて分別のルールを周知し、清掃指導員によるごみ分別指導や廃棄物減量等推進委員による啓発活動を行います。			
令和6年のイメージ	継続した啓発、指導により、さらなる減量が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	不分別者及び市民要望による随時分別指導の実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	年間を通して、収集委託業者の担当者と市職員で不分別のごみの排出者に指導を行いました。不分別ごみ 3,675件について注意喚起シールの貼付けを行いました。このシール貼付けにより不分別のごみはおおむね解消されています。なお、不分別ごみの排出物件 30か所（家屋又は集合住宅単位）には、面談、文書通知及び電話連絡による指導を行いました。			
次年度以降の改善点	今後も収集委託業者との連携を強化し、不分別ごみが多い物件に対しては、市が定期的に訪問指導を実施し、再発防止に努めていきます。			

取組 (86)		担当課	SDG s	進捗状況
分別の周知・指導		ごみ減量推進課	12	順調
内容	市報やごみ・リサイクルカレンダーなどを通じて分別のルールを周知し、清掃指導員によるごみ分別指導や廃棄物減量等推進委員による啓発活動を行います。			
令和6年のイメージ	市民への分別周知徹底が進み、資源プラスチック、ペットボトル等資源物への異物混入が逡減しています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	随時ツイッターやアプリを活用して、分別についての情報提供を行う	(継続)	随時アプリを活用して、分別についての情報提供を行う	随時アプリを活用して、分別についての情報提供を行う
令和5年度実績	廃棄物減量等推進委員と協働で作成している、市報によるごみリサイクル特集号(2回)や毎年更新しているごみ・リサイクルカレンダーを通じごみ分別の周知を図りました。また、ごみ分別アプリを状況により随時更新し、あらゆる媒体を活用することでさらなる周知を図りました。			

主な施策 43	重点プロジェクト	評価
ごみ減量や分別などの普及啓発	⑦	順調

【目的】

ごみ・リサイクルカレンダーの作成・配布、協働による分別体験説明会・イベントの開催、資源物の集団回収の推奨、リーフレットの作成や市報などを通じて、ごみ減量や分別に関する普及啓発を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(87) ごみ・リサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発	順調	環境対策課
	順調	ごみ減量推進課
(88) 説明会やイベントなどでの啓発活動	順調	環境対策課
	順調	ごみ減量推進課
(89) 広報活動の充実	順調	環境対策課
	順調	ごみ減量推進課

取組 (87)		担当課	SDG s	進捗状況
ごみ・リサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発		環境対策課	12	順調
内容	分別ルールなどを記載したごみリサイクルカレンダーを全戸配布し、啓発を行います。			
令和6年のイメージ	ごみ・リサイクルカレンダーの記載内容などの検証及び見直しを行い、より分かりやすく、ごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発がされています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発、4年度版カレンダーの作成及び全戸配布 カレンダーの検証及び見直し（検討委員会8回）	ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発、5年度版カレンダーの作成及び全戸配布 カレンダーの検証及び見直し	ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発、6年度版カレンダーの作成及び全戸配布 カレンダーの検証及び見直し	ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発、7年度版カレンダーの作成及び全戸配布 カレンダーの検証及び見直し
令和5年度実績	環境対策課とごみ減量推進課の職員で構成する「ごみ・リサイクルカレンダー」の編集等に係る検討委員会において、ごみ・資源物の収集日及び分別方法並びに排出方法など、市民に分かりやすい周知方法や啓発内容について協議を行い、レイアウトの変更やカレンダー部分の余白等を活用し変更点の周知や啓発内容の記載を行いました。（特に「資源プラスチックの一括収集（令和6年4月1日）及び有料化（令和6年6月1日）の実施に伴う周知等について） また、検討委員会では「国分寺市廃棄物減量等推進委員会」より提出された、ごみ・リサイクルカレンダーへの改善提案も踏まえ、併せて協議を行い「令和6年度ごみ・リサイクルカレンダー」を作成し、全戸に配布しました。なお、令和5年度の検討委員会は4回開催いたしました。			

取組 (87)		担当課	SDG s	進捗状況
ごみ・リサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発		ごみ減量推進課	12	順調
内容	分別ルールなどを記載したごみリサイクルカレンダーを全戸配布し、啓発を行います。			
令和6年のイメージ	市民への分別周知徹底が進み、資源プラスチック、ペットボトル等資源物への異物混入が逡減しています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市民や廃棄物減量等推進委員の意見を精査の上反映し、より市民生活に即した分かりやすいごみ・リサイクルカレンダーを作成する。	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	市民からの意見として廃棄物減量等推進委員会より改善内容を伺い、「ごみ・リサイクルカレンダー」へ反映しました。 生活に直結するごみの情報をわかりやすく記載することで、大きな混乱を招くことなく、市民からごみが排出されており、カレンダーの改定は、更なるごみの分別につながりました。			

取組 (88)		担当課	SDG s	進捗状況
説明会やイベントなどでの啓発活動		環境対策課	12、17	順調
内容	分別体験説明会をはじめ、国分寺まつり、環境まつりなどの各種イベントにおいて、協働によるごみの減量・資源化、分別について啓発活動を推進します。			
令和6年のイメージ	出前講座や説明会等の開催、リサイクル情報紙の発行、アプリ・HPの充実が図られています。また、3R講座の開催、集団回収等の連絡会、ビデオや広報誌の活用による啓発活動が推進されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	分別説明会の実施 国分寺まつりなどでの啓発	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>市民を対象とした浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設への見学会を2回開催しました。移動時のバス車内において、DVDを活用し、清掃センターで行っている、ごみ・資源物の中間処理方法や最終処理方法（焼却灰からエコセメントへのリサイクル）について啓発を行いました。開催日等：①8月1日（火）参加者12名、②8月19日（土）参加者17名（各回定員：30名）</p> <p>資源プラスチックの分け方の変更（一括収集：令和6年4月1日）及び出し方の変更（有料化：令和6年6月1日）の実施に伴う、資源プラスチックの分け方・出し方に係る市民説明会を全10回し、啓発及び周知・徹底を行いました。開催日等：1/21から3/5までの期間において10回（平日：夜間、土・日：昼間）参加者総数：521名/10回</p>			

取組 (88)		担当課	SDG s	進捗状況
説明会やイベントなどでの啓発活動		ごみ減量推進課	12、17	順調
内容	分別体験説明会をはじめ、国分寺まつり、環境まつりなどの各種イベントにおいて、協働によるごみの減量・資源化、分別について啓発活動を推進します。			
令和6年のイメージ	新たなイベントの実施を通して、市民のごみ・資源物の適正排出を積極的に行う気運が醸成されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市民のリクエストに応じて分別説明会を可能な限り行う 環境まつりの再開に努め、啓発活動につながるイベントを実施する	市民のリクエストに応じて分別説明会を可能な限り行う 環境まつりに代わる啓発イベントを新たに検討する	市民のリクエストに応じて分別説明会を可能な限り行う 環境まつりに代わる新たな啓発イベントを実施できるようになっている	(継続)
令和5年度実績	資源プラスチックの一括収集と有料化に伴い、市内公共施設にて10回（参加者521人）、自治会や集合住宅等市民からの依頼により出張説明会を10回（参加者202人）開催しました。また、廃棄物減量等推進委員と協働で、各公民館・地域センターのイベントへ参加し、ごみの減量・資源化、分別について啓発活動を行いました。さらには、リサイクル家具販売会&もったいない食器市や市報・市HP等で広報し、ごみの減量化・資源化を啓発しました。			

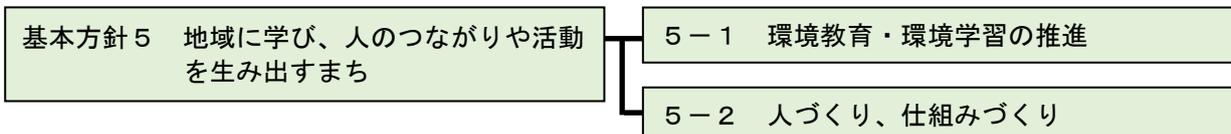
取組 (89) 広報活動の充実		担当課	SDG s	進捗状況
		環境対策課	12	順調
内容	市報特集号やHP、アプリなどを通じて、ごみ減量・資源化の啓発を行います。			
令和6年のイメージ	啓発による分別ルールの周知によって、減量及び資源化が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市報やHP、アプリなどを通じたごみ・資源物の分別に関する啓発、年1回以上広報	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	市報特集号として「ごみ減量リサイクルだより」①令和6年1月15日、②3月15日特集号を発行いたしました。掲載内容については、①「資源プラスチックの分別方法の変更及び有料化に係る市民説明会の開催」「令和4年度のごみ・資源物の処理状況」「ペットボトルの排出方法」、②「資源プラスチックの分け方の変更」「不要なパソコンの処分」「もやせるごみの共同処理」や国分寺市廃棄物減量等推進委員会において編集を行っている「ごみダイエットかわらばん (①第30、②31号)」について掲載しました。また、HPやごみ分別アプリに「ごみ・資源物の収集日や分別・排出方法等についての情報を更新し周知を図りました。 ※ごみ分別アプリダウンロード数：(累計) 63,705件			

取組 (89) 広報活動の充実		担当課	SDG s	進捗状況
		ごみ減量推進課	12	順調
内容	市報特集号やHP、アプリなどを通じて、ごみ減量・資源化の啓発を行います。			
令和6年のイメージ	市民がオンライン、オフラインともタイムリーに市の発信する環境関連情報にアクセスできるようになっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	現状に即したウェブサイトへのブラッシュアップを行う ツイッターやアプリを活用し、オンタイムでの広報活動を継続して行う	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	ごみ・資源物の分別に関する啓発等のため、廃棄物減量等推進委員会と協働で作成する「ごみダイエットかわらばん」や、資源プラスチックの一括収集と有料化の情報をごみリサイクルの特集記事として市報(1月15日号、3月15日号)に掲載しました。また、ごみの収集日やごみの分別方法等を確認できるごみ分別アプリのお知らせ機能を利用し、ごみ収集に関する最新情報を発信しごみの減量化、資源化意識の向上を図りました。			

【環境教育・環境学習】

基本方針5 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち

■施策の方向性



5-1 環境教育・環境学習の推進

主な施策44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	重点プロジェクト	評価
	⑦、⑧	順調

【目的】

小中学校、公民館、地域センターなどを環境教育・環境学習の拠点施設として、市民、事業者等、学校や市などの多様な主体による講座や学習会を開催するなど、環境教育・環境学習を推進します。

また、市職員においては、環境教育・環境学習に関する講座や研修会などに積極的に参加し、環境意識の向上を図ります。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再35) 全庁的な取組の実施	順調	まちづくり計画課
(90) 公民館における「環境教育・環境学習」の推進	順調	公民館課
(91) 環境に関する啓発活動	順調	図書館課
(92) 環境学習の実施・支援	おおむね順調	まちづくり計画課
(93) 環境学習・啓発活動体制の推進	おおむね順調	環境対策課
	順調	ごみ減量推進課
(94) 3R講座の開催	順調	ごみ減量推進課
(95) 浅川清流環境組合の施設見学の実施	順調	学校指導課

取組(再35) 全庁的な取組の実施	担当課	SDGs	進捗状況
実績は63ページ参照	まちづくり計画課	4	順調

取組 (90) 公民館における「環境教育・環境学習」の推進		担当課	SDG s	進捗状況
		公民館課	4、11、13、15	順調
内容	各公民館の地域特性などを活かして、体験学習や講座など環境教育・環境学習を推進します。			
令和6年のイメージ	公民館で環境学習講座・講演会を継続的に実施し、多くの市民が環境について学んでいます。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	環境学習講座などの実施（3館以上実施）	（継続）	（継続）	（継続）
令和5年度実績	<p>【本多公民館】 環境講座「さあ始めよう プラスチック・マスター — プラスチックごみの減量・資源化に向けて —」を実施し、資源プラスチックの分別方法の変更と有料化を前に、プラスチックごみの現状を学びました。一人ひとりがプラスチックを削減し、賢く利用するライフスタイルの見直しを考える場になりました。</p> <p>【恋ヶ窪公民館】 「自然環境講座<こくベジの魅力再発見>」を実施し、こくベジのこれまでの歩みと市内の農業の現状、市内小学校の食育についての取り組みや近郊農業の課題などを講義形式で学びました。近隣農家の見学も行い、採れた野菜の調理方法や効果的な保存方法などを聞きました。</p> <p>【光公民館】 気候危機の主な原因となる温室効果ガスを全てゼロにする「ゼロカーボン」これを実現するため、木質バイオマスの活用について学びました。また、市廃棄物減量等推進委員会によるプラごみの現状やごみの減量をさらに進めるためのごみの分別について学びました。</p> <p>【もとまち公民館】 7月開催の「自然とふれあうものづくり講座」では子どもたちが自然にやさしいおがくず粘土で造形を楽しみました。2月開催の冬の自然講座では、春に向けて準備する冬でもたのしむ植物観察を学びました。11月開催の市民がつくる講座では、東経大の新次郎池を探訪しつつどんぐりを拾い、いもづるを編んでリースをつくりました。</p> <p>【並木公民館】 「農業体験講座」（4～3月）を開催し、借りている農地で、地元農家の指導も受けながら、参加者が野菜の作付計画を立て、畝づくりから撤収までを行いました。 また、「子ども農業体験講座」（全10回）を実施しました。農業体験講座参加者を講師に迎え、借りている農地で野菜の種まきや苗植え、収穫など様々な体験をしました。</p>			

取組 (91) 環境に関する啓発活動		担当課	SDG s	進捗状況
		図書館課	4	順調
内容	世界環境デー（6月）に合わせ、市内全図書館で、環境問題に関する資料の展示コーナーを設置します。また、小・中学生の夏休み期間に合わせ、学習や自由研究に活用できる資料の展示コーナーを設置します。			
令和6年のイメージ	環境に関する展示コーナーを設置することによって、市民の環境意識の向上が図れています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	環境に関する図書・資料の展示コーナーを設置	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	6月の環境月間・世界環境デーは、5館の展示コーナーで環境に関する大人及び児童・生徒を対象に、それぞれ図書の展示・貸出を行いました。また、学校の夏季休業期間中に、夏休みの自由研究として「環境」「SDG s」等をテーマにした展示を児童コーナーで行いました。その際に「SDG s」の17種の目標の見出し版を作成し、目標ごとに図書を並べて、児童が目的の図書を速やかに手に取れるよう工夫を行いました。夏休みの展示の際に工作に活用できるようにレシートプリンターの芯を図書と一緒に展示し、持ち帰れるようにしました。			

※世界環境デー

6月5日を環境保全に対する関心を高め啓発活動を図る日として制定された、国連による国際的な記念日のことです。由来は、1972年6月5日からスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念しています。日本とセネガルの共同提案により国連総会で世界環境デーとして制定されました。

取組 (92) 環境学習の実施・支援		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり計画課	4	おおむね順調
内容	小中学校、自治会・町内会、市民団体等からの要請により、講師や職員を派遣し、環境学習を行います。			
令和6年のイメージ	環境学習・環境教育の推進に協力することで、環境に対する市民の関心が高まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	要請に応じた講師の選定・派遣 資料や情報の提供	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	市民団体等からの申込（1件）に基づき市環境アドバイザー（1人）を派遣しました。 ①9月10日（日）環境ひろば「早稲田大学所沢キャンパス内の湿地及び里山保全活動見学会」（参加人数：23人） 環境アドバイザーの派遣制度については、市報やホームページに掲載するとともに、イベント時などで広報しました。 そのほか、環境情報ライブラリーに令和5年版環境白書（環境省発行）を配架するとともに、市の令和4年度環境報告書を公表し、環境学習に関する情報提供を行いました。			
次年度以降の改善点	令和5年度に実施しました環境アドバイザー懇談会での意見を踏まえ、今後も派遣制度にとどまらない、市からアドバイザーが講師となる体験型イベントなどを開催し、環境に対する市民の関心が高まるよう働きかけていきます。			

※環境アドバイザー

市に登録している環境に関する識見者のことで、市内の団体が行う環境学習会や観察会などに対し、市から講師役として環境アドバイザーを派遣します。

取組 (93) 環境学習・啓発活動体制の推進		担当課	SDG s	進捗状況
		環境対策課	4	おおむね順調
内容	出前講座、分別説明会、環境まつりなどにおいて、子どもから大人までごみについて理解できるように取組を図ります。			
令和6年のイメージ	ごみ問題への関心を深め、環境に対しての意識の高揚が図れ、ごみの減量化・資源化につながる活動を推進しています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	職員が講師として啓発を実施 イベント（環境まつりなど）20回、市民要望（出前講座・説明会など）15回	（継続）	（継続）	（継続）
令和5年度実績	市民を対象とした浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設への見学会を2回開催しました。移動時のバス車内において、DVDを活用し、清掃センターで行っている、ごみ・資源物の中間処理方法や最終処理方法（焼却灰からエコセメントへのリサイクル）について啓発を行いました。開催日等：①8月1日（火）参加者12名、②8月19日（土）参加者17名（各回定員：30名）			
次年度以降の改善点	資源プラスチックの分け方の変更（一括収集：令和6年4月1日）及び出し方の変更（有料化：令和6年6月1日）の実施に伴う、資源プラスチックの分け方・出し方に係る市民説明会を全10回し、啓発及び周知・徹底を行いました。開催日等：1/21から3/5までの期間において10回（平日：夜間、土・日：昼間）参加者総数：521名/10回			
	例年実施している浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設への見学会のDVD鑑賞において、（仮称）リサイクルセンターへの施設整備に伴い内容に齟齬が生じている箇所があります。そのため、啓発内容等を精査し、より市民に分かりやすいよう変更を予定しています。引き続き、子どもから大人まで、ごみの減量・資源化について理解が深まるよう取り組んでまいります。			

取組 (93) 環境学習・啓発活動体制の推進		担当課	SDG s	進捗状況
		ごみ減量推進課	4	順調
内容	出前講座、分別説明会、環境まつりなどにおいて、子どもから大人までごみについて理解できるように取組を図ります。			
令和6年のイメージ	浅川清流環境組合や今後設置されるリサイクルセンターが市民にとって価値あるレガシーであることが理解されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	浅川清流環境組合の設置に伴い、小学生の清掃センター見学の新たな体制の構築を行う	前年に作成した新たな枠組みに基づいて、小学生の施設見学等を継続して行う 市民の要請に応じて可能な限り出前講座、分別説明会等を開催することで、大人の学びについても応える	（継続）	（継続）
令和5年度実績	市民からの依頼により資源プラスチックの分別説明会を10回実施しました。また、廃棄物減量等推進委員と協働で、各公民館・地域センターのイベントへ参加するとともに、「リサイクル家具販売会&もったいない食器市」（来場者数約300人）を開催し、ごみの減量・資源化に繋がるイベントを実施しました。そのほか、市内全小学校の4年生を対象に、浅川清流環境組合施設を見学し子供のころからごみの分別や環境問題に触れる機会をつくり、さらには、日野市・国分寺市・小金井市の3市の市民で構成する「3市ごみ減量推進市民会議」にて、小学生向けの施設説明冊子を作成しました。			

取組 (94)		担当課	SDG s	進捗状況
3 R講座の開催		ごみ減量推進課	4、17	順調
内容	市のごみの現状と処理について理解し、市民と行政が協働して地域のごみ問題を解決する3 R講座を開催します。			
令和6年のイメージ	市の環境行政に積極的に関わる市民が増えています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3 R講座（年6回、座学3時間/回、施設見学4か所）を再開し、市と市民が協働でごみ減量活動に携わるための礎とする 浅川清流環境組合の設置に伴い講座の内容について再検討を行う	前年までの実績を踏まえ、3 R講座の内容を刷新し、より多くの市民に働きかけることができる講座を構築する	(継続)	(継続)
令和5年度実績	3 R講座について、ごみの現状、焼却施設や最終処分場の見学、分別体験などのプログラムによる6回の講座を開催しました。内容については、廃棄物減量等推進委員会と協働で、グループ討議等を実施する等参加型の講座となるよう工夫するとともに、実際の処理施設である浅川清流組合施設及び日野市クリーンセンターの見学を講座に組み込み、ごみ処理の様子を実感してもらいました。その結果、14名の市民に講座を受講していただき、地域のごみ問題を解決するボランティアリーダーを育成しました（修了者13名）。			

※ 3 R講座

3 Rとは Reduce（リデュース：減量する・ごみの発生抑制）、Reuse（リユース：再使用する）、Recycle（リサイクル：再資源化）の英語のRの頭文字を3つとった略語のことです。この講座は、市民を対象に市のごみの現状、リサイクルの現状と処理について理解し、市民と行政の役割分担を明確にし、ごみ減量のボランティアリーダー（廃棄物減量等推進委員）を要請するために実施しています。

取組 (95)		担当課	SDG s	進捗状況
浅川清流環境組合の施設見学の実施		学校指導課	4	順調
内容	小学4年生に実施する社会科の授業の中でごみの流れを取り上げ、浅川清流環境組合の施設見学を実施します。			
令和6年のイメージ	ごみ分別、ごみの減量に対する正しい理解と行動がとれる児童を育て、ひいては、自然環境への関心が育まれています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	小学校全10校で実施（単年）	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	小学校4年生の社会科授業において、社会科副読本「わたしたちの国分寺」にある「くらしとごみ」の単元で、ごみの分別や処理方法などについて学びました。また、浅川清流環境組合への施設見学も小学校全校で実施することができました。			



取組 (93) 可燃ごみ処理施設の見学会の様子と二ツ塚処分場での学習の様子

主な施策 45 地域資源を活用した体験型学習の推進	重点プロジェクト	評価
	②、③	おおむね順調

【目的】

国分寺崖線や樹林地、都市農地、お鷹の道・真姿の池湧水群、史跡武蔵国分寺跡などの地域資源を活用しながら、生命の尊さ、自然の大切さ、環境保全等を学ぶ機会として、自然観察会や農業体験などの体験型学習を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 23) 農業体験農園の支援	順調	経済課
(再 24) 市民農業大学	順調	経済課
(再 25) 農ウォーク	順調	経済課
(再 26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	順調	保育幼稚園課
(再 34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	順調	まちづくり計画課
	おおむね順調	緑と公園課
(96) 学童体験農園	停滞済み	学校指導課
(97) 児童の収穫体験	順調	学校指導課
(98) エコミュージアム事業の開催	順調	緑と公園課
(99) 科学教室の開催	順調	学校指導課
(100) 宇宙の学校の開催	順調	学校指導課

取組 (再 23) 農業体験農園の支援	担当課	SDG s	進捗状況
実績は 53 ページ参照	経済課	2、8、15	順調

取組 (再 24) 市民農業大学	担当課	SDG s	進捗状況
実績は 53 ページ参照	経済課	2、15	順調

取組 (再 25) 農ウォーク	担当課	SDG s	進捗状況
実績は 54 ページ参照	経済課	2、15	順調

取組 (再 26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	担当課	SDG s	進捗状況
実績は 54 ページ参照	保育幼稚園課	2、4	順調

取組 (再 34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	担当課	SDG s	進捗状況
実績は 62 ページ参照	まちづくり計画課	4、6、15、17	順調

取組 (再 34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	担当課	SDG s	進捗状況
実績は 62 ページ参照	緑と公園課	4、6、15、17	おおむね順調

取組 (96) 学童体験農園		担当課	SDG s	進捗状況
		学校指導課	4	停滞ぎみ
内容	農家の指導を受けて、土づくり、種蒔きから収穫までの一連の農作業を体験し、小学校と地域の連携を図ります。			
令和6年のイメージ	児童に対する、地域資源を活用した体験学習を通じて、農業をはじめ、自然環境への関心が育まれています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	小学校2校で実施(単年)六小、八小の2校	(継続)	小学校1校で実施(単年)六小の1校	小学校1校で実施(単年)六小の1校
令和5年度実績	地域の農家の協力を得て第六小で、学童体験農園を実施し、自然の大切さを学びました。新規農園については、学校からの要望はなく、候補となる農地もなかったため、拡充に至っていません。しかしながら、各小学校において、農業体験については学校の敷地内の花壇や畑等を活用し、野菜等を育てています。その際に、農家の方をゲストティーチャーとして招いて、農作業についてお話をしていただき、植え方を直接指導してもらうなどしています。また、農家の方々に協力いただき、農園を訪問し、収穫体験をするなど、各学校においては工夫して農業に係る体験活動を進めています。			
次年度以降の改善点	今後も候補となる農地やご協力いただける農家の方を、関係課等と連携し、探していくことは継続していきますが、校内の農園で活動を行う際に地域の農家の方にゲストティーチャーとして、ご協力いただくような取組も引き続き推進していきます。			

取組 (97) 児童の収穫体験		担当課	SDG s	進捗状況
		学校指導課	4	順調
内容	小学校の生活科、理科の学習において、農作物などの収穫を通して、地域の中で自然に親しむことにより、自然環境への関心を高めます。			
令和6年のイメージ	児童に対する、収穫体験などを通じて、農業をはじめ、自然環境への関心が育まれています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	小学校全10校で実施(単年)	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	校内の農園等で、種まきや収穫体験を行いながら、小学校全校で自然環境への関心を高める活動を計画的に実施しました。例として、第2学年の生活科の授業で「野菜づくり」を実施しており、ミニトマトやピーマン、きゅうりなどから学校が選択し、学校の敷地内の花壇や畑等を活用するなど工夫して野菜を育てています。また、農家の方をゲストティーチャーとして招いて、農作業についてお話をしていただき、植え方を直接指導してもらうなどしています。その際に、農家の方々に協力いただき、農園を訪問し、収穫体験をするなど、各学校において工夫して農業に係る体験活動を進めています。			



取組 (96) 学童体験農園の様子

取組 (98) エコミュージアム事業の開催		担当課	SDG s	進捗状況
		緑と公園課	4、15、17	順調
内容	市内の樹林地などについて、市民団体との協働で緑地・水辺をネットワーク化したエコミュージアムとして活用します。			
令和6年のイメージ	市民の歴史文化や自然環境の保全意識の向上が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市民団体との協働事業の実施及び支援	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	エックス山等市民協議会と協働して、第13回エコミュージアム国分寺を12月に実施し、恋ヶ窪村分水、砂川用水にはじまり、窪東公園、巖島弁財天、姿見の池などを訪れ、21名の参加がありました。参加者からは、「毎年度、違う場所の散策の企画をやってほしい」、「とても楽しかった」などの多くの御意見をいただきました。			

※エコミュージアム

樹林地や水辺などの地域環境を野外展示物として捉え、博物館と見立てて活用することをいいます。

取組 (99) 科学教室の開催		担当課	SDG s	進捗状況
		学校指導課	4	順調
内容	小学5・6年生を対象に大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心を高めます。			
令和6年のイメージ	小学5・6年生を対象に大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心が高まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	受講者140人(単年)	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	子どもたちが科学への興味・関心をもつことを一つの目的として、希望する小学校5・6年生を対象とした科学教室を実施し、参加者は152人で、予定通りに開催することができました。 会場：教育センター実験実習室 対象：小学校5、6年生 期間：土曜日を中心に年間を通して実施 回数：5年生コース12回 6年生コース13回 指導者：科学分野に造詣の深い、市内外の小中学校教員や専門家 内容：【5年生コース】自然の不思議に気付く観察実験講座、親子野外観察、水の科学など 【6年生コース】現象の裏にある規則性や原理などに気付く観察実験講座、科学工作(ホバークラフト走行会)、土の科学など			

取組 (100) 宇宙の学校の開催		担当課	SDG s	進捗状況
		学校指導課	4	順調
内容	小学5・6年生を対象とした「科学教室」の前段階として、5歳児から小学4年生を対象とし、宇宙や自然科学をテーマにした話や実験・工作などを通して、宇宙や自然科学への興味や関心を高めます。			
令和6年のイメージ	実験や工作などを行うことで科学に興味を持つ小中学生を育て、ひいては、自然環境への関心が育まれています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	受講者300人(単年)	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	令和5年度は予定通りに開催することができました。5歳児から小学校3年生を対象としたキッズコースは176組、小学校3・4年生を対象としたファンダメンタルコースは115人の参加がありました。			

主な施策 46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	重点プロジェクト	評価
	⑧	順調

【目的】

環境に関するイベントや講座の開催、環境関連図書の設定、環境施策の取組状況などを示した「環境報告書」の公開など、環境学習に関する情報提供を進めます。

また、市民や学校などと連携しながら、子どもだけでなく大人にも有効な学習教材やプログラムづくりを進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 37) 環境保全に関するPR	順調	まちづくり計画課
(再 92) 環境学習の実施・支援	おおむね順調	まちづくり計画課

取組 (再 37)	担当課	SDG s	進捗状況
環境保全に関するPR <small>実績は 65 ページ参照</small>	まちづくり計画課	4	順調

取組 (再 92)	担当課	SDG s	進捗状況
環境学習の実施・支援 <small>実績は 111 ページ参照</small>	まちづくり計画課	4	おおむね順調

主な施策 47 環境活動の促進と支援	重点プロジェクト	評価
	—	おおむね順調

【目的】

環境アドバイザーの派遣、省エネセミナーなどを開催し、市民や事業者等の環境活動を促進するとともに、ホームページなどで市民等の環境保全活動を紹介するなど、その取組を支援します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 92) 環境学習の実施・支援	おおむね順調	まちづくり計画課

取組 (再 92)	担当課	SDG s	進捗状況
環境学習の実施・支援 <small>実績は 111 ページ参照</small>	まちづくり計画課	4	おおむね順調

5-2 人づくり、仕組みづくり

主な施策 48 環境教育・環境学習の機会の促進	重点プロジェクト	評価
	⑨	順調

【目的】

環境に関する意見交換会を行う場である「環境ひろば」の活動、地域の課題を地域で考える「地域・団体交流会」の開催、地域住民の環境学習会へのアドバイザーの派遣など、市民、事業者等、市が協働して環境教育・環境学習を促進します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 92) 環境学習の実施・支援	おおむね順調	まちづくり計画課
(101) 環境ひろばの開催	順調	まちづくり計画課

取組 (再 92) 環境学習の実施・支援	担当課	SDG s	進捗状況
実績は 111 ページ参照	まちづくり計画課	4	おおむね順調

取組 (101) 環境ひろばの開催	担当課	SDG s	進捗状況
	まちづくり計画課	4、17	順調

内容	環境ひろばを開催し、市民、事業者等、市の環境に関する意見交換を行い、環境学習を促進します。また環境シンポジウムを開催するなど、市民や事業者等への啓発活動を推進します。			
令和6年のイメージ	環境ひろばを通じて、市民・事業者等・市の環境に関する意見交換が図られ、環境教育・環境学習の機会の促進が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	環境ひろばの開催月1回開催 環境まつり等のイベントで環境に関する啓発を年3回以上実施 環境シンポジウムの開催	環境ひろばの開催月1回開催 環境まつり等のイベントで環境に関する啓発を年3回以上実施 環境シンポジウムの開催（参加者の満足度：72%）	環境ひろばの開催月1回開催 環境まつり等のイベントで環境に関する啓発を年3回以上実施 環境シンポジウムの開催	環境ひろばの開催月1回開催 環境まつり等のイベントで環境に関する啓発を年3回以上実施 環境シンポジウムの開催（参加者の満足度：74%）
令和5年度実績	<p>環境に関する意見交換の場として、環境ひろばを、年間を通じて開催しました（計11回。環境シンポジウムを開催した2月を除き毎月開催）。</p> <p>また、国分寺まつりにおいて、地球温暖化に関するクイズ等を行い、環境配慮行動等に関する啓発を行いました。</p> <p>環境シンポジウムについては、参加方法は会場とオンラインとし、基調講演とディスカッションの二部構成にて、開催しました。</p> <p>【環境シンポジウム開催状況】</p> <p>基調講演テーマ：「気候変動をどう受け止めるか」 講師：江守正多さん（東京大学 未来ビジョン研究センター 教授（国立環境研究所 地球システム領域 上級主席研究員）） ディスカッションテーマ：「いま、私たちは何をすべきか」 パネリスト：江守 正多さん、奥 真美さん（東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 教授）、内藤 達也（国分寺市副市長） 参加者数：108人（会場参加者：88人、オンライン参加者：20人） 参加者満足度：76%</p>			

主な施策 49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援	重点プロジェクト	評価
	⑨	順調

【目的】

わんぱく学校などを通じて、人とのかかわりを大切にした豊かな地域づくりを担う青少年地域リーダーの育成を進めるとともに、環境教育・環境学習に取り組んでいる環境団体の連携、ネットワークづくりを支援します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 92) 環境学習の実施・支援	おおむね順調	まちづくり計画課
(102) 青少年地域リーダーの育成	順調	社会教育課
(103) わんぱく学校	順調	社会教育課

取組 (再 92)	担当課	SDG s	進捗状況
環境学習の実施・支援 <small>実績は 111 ページ参照</small>	まちづくり計画課	4	おおむね順調

取組 (102)		担当課	SDG s	進捗状況
青少年地域リーダーの育成		社会教育課	4	順調
内容	豊かな地域づくりに貢献できる青少年地域リーダーとしての活動の基礎を学びます。将来、市の地域のリーダーや青少年委員として活躍する人材を育成します。			
令和6年のイメージ	青少年地域リーダー講習会受講者を中心に、中学生、高校生、大学生が地域のイベントにボランティアとして積極的に参加されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	青少年地域リーダー講習会参加人数 20人 (単年)、8回実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	計画回数 10回 実施回数 9回 参加人数 22人 4月9日 ひかりプラザにて開講式とリーダー講習を行いました。 5月14日 ひかりプラザにて、調理実習とハンディキャップ学習を行いました。 8月6日 ひかりプラザにて、いいやま合宿(宿泊実習)に向けた事前準備を行いました。 8月18日~20日 長野県飯山市において宿泊実習を行い、わんぱく学校生のサポートを行うとともに、現地で様々な活動を体験しました。 9月17日 野川公園におけるデイキャンプにて、野外炊飯や10月の活動の事前準備を行いました。 10月29日 市立第一中学校にて、中央地区まつりのボランティア活動を行いました。 11月23日 都立武蔵国分寺公園にて、五地区合同行事のボランティア活動を行いました。 12月3日 わんぱく学校のチャレンジウォークで運営補助ボランティアを行いました。 3月17日 ひかりプラザにて、閉講式と修了制作を行いました。 8月に予定していた「いいやま合宿」の現地踏査の日程が、6月の講習会予定日と重なったため、やむを得ず開催を見送り、その代替として、講習生に、わんぱく学校の活動の指導補助に参加してもらいました。 令和5年度においても、地域でのボランティア活動やわんぱく学校の運営補助を通して、青少年地域リーダーとしての資質を育むことができました。			

*青少年地域リーダー講習会

子どもからお年寄りまでの橋渡し役となり、豊かな地域づくりに貢献できる青少年を育成するため、中学生・高校生を対象に、次世代の地域リーダー育成の講習会を実施しています。

取組 (103) わんぱく学校		担当課	SDG s	進捗状況
		社会教育課	4	順調
内容	仲間との交流を通して、自然や文化などに親しみ感受性を豊かにし、互いに思いやり、協力するなどの人間性を育みます。 市内の自然環境や市の歴史を学ぶことで、子どもたちのふるさと国分寺に対する郷土愛を育みます。			
令和6年のイメージ	わんぱく学校を通じて、児童が体験学習や地域の人との交流を経験することで、国分寺市を理解する機会を与え、郷土愛が育っています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	参加者40人(単年)、11回実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和5年度実績	<p>実施計画回数10回 実施回数10回 参加人数40人</p> <p>4月16日 ひかりプラザにて開校式と仲間作りレクリエーションを実施しました。</p> <p>5月21日 野川公園にてデイキャンプを行い、火おこしや鍋でのご飯炊きを行いました。</p> <p>6月18日 ひかりプラザにてハンディキャップ学習を行いました。</p> <p>7月30日 ひかりプラザにて、キーマカレー作りといいやま合宿(宿泊実習)の事前準備を行いました。</p> <p>8月18日～20日 長野県飯山市において宿泊実習を行いました。</p> <p>9月24日 市立第三中学校にて、高木長寿会の方と多世代交流を行いました。</p> <p>10月22日 都立野川公園にて、デイキャンプを行い、火おこしとカレー作りを行いました。</p> <p>11月12日 国分寺ふるさと学習と題して、国分寺市内の全小学校を歩いて巡りました。</p> <p>12月3日 チャレンジウォークを行い、羽村の堰からひかりプラザまでを歩きました。</p> <p>3月10日 ひかりプラザにて閉校式と卒業制作を行いました。</p> <p>なお、例年、参加者の小学生が中学受験などで多忙になる1月及び2月は出席者が少なくなるため、その2か月を除く各月で活動できるよう計画の見直しを行いました。</p> <p>様々な体験活動を通じて、感受性や人間性、また協調性を育むことができました。</p>			

*わんぱく学校

体験学習や仲間との交流を通して、子どもたちの感受性・人間性を伸ばし、青少年リーダーとしての資質を育てることを目的に野外活動・ボランティア活動・体験学習を実施しています。



取組 (103) 多摩川沿いを歩く様子と野川公園にてウォークラリーの様子

第5章 環境学習・啓発活動等

1 環境ひろばと市の共催事業

(1) 第19回環境シンポジウムの開催

多くの市民と環境問題について考える機会として、国分寺市環境ひろばと協働で環境シンポジウムを開催しました。

テーマ：気候の危機をどう受け止めるか

講師：東京大学 教授 江守 正多 氏

パネリスト：東京都立大学 教授 奥 真美 氏
国分寺市 副市長 内藤 達也 氏

日時：令和6年2月18日（日）

会場：リオンホール及びオンライン開催

参加者：108人（会場88人、オンライン20人）



(2) 国分寺まつり・環境まつりへの参加

例年、環境基本計画の紹介、国分寺市環境ひろばのPR及び省エネに関する情報提供などを目的に国分寺まつり、環境まつりに参加しています。国分寺まつりにおいては、地球温暖化に関するクイズ等を行い、環境配慮行動等に関する啓発を行いました。環境まつりについては、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

2 課別事業一覧

※**協働**…地域の様々な課題を解決していくために、自治の担い手である市民や事業者等と市が共通の目的を設定できる事柄について対等な協力関係の下に、それぞれができることを役割分担し、その実現に向けて協力して取り組むこと。

●防災安全課		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
井戸端会議の実施	毎月1回実施 (11か所)	<p>地域社会における災害時の生活用水の確保、水と緑を通した都市環境の保全、市民のふれあいの場の確保等を目的として設置した25か所(うち2か所は民間井戸)について市民と協働して維持・管理を行いました。</p> <p>11か所の井戸について、周辺に住んでいる市民防災推進委員や住民を中心として井戸端会議及びポンプ管理、清掃、簡易水質検査を行い、同時に防災に関する情報交換等を行いました。</p>
市民防災 まちづくり学校 (通算42回目)	11回実施 受講生39人 (修了者37人)	<p>防災都市づくりを総合的に進めるために、市民への防災まちづくりに関する教育、情報の提供を系統的・体系的に行って市民意識の高揚を図ると同時に、地域における市民防災の発展、あるいはまちづくりを自主的に推進するリーダーを養成することを目的としています。</p> <p>修了者数累計 1,508人 令和5年度修了者のうちから市民防災推進委員を32人認定しました。認定者数累計 1,357人</p>
協働 イザ! カエルキャラバン!	9月24日(日)	<p>9月24日(日)に都立武蔵国分寺公園内で防災フェスタを開催し、市民防災推進委員の協力を得て、イザ!カエルキャラバンを実施しました。</p>

●経済課		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
市民農業大学	受講生30人 (うち修了生 23 人)	農業者が講師となり、市民が農作物の播種・定植から除草等の圃場管理・収穫まで一連の農作業を体験することによって、農業者と市民の相互理解を促進し、農業とふれ合う市民のすそ野を拡大しました。
援農ボランティア推進事業	市民農業大学で「援農ボランティア技術習得講座」を実施	市民農業大学受講生を対象に援農ボランティア技術取得講座を実施し、出席率により23人を東京都の「援農ボランティア」として認定しました。講座は実習（市民農業大学の実習を兼ねる）10単位・座学3単位・体験学習（実務研修含む）3単位を実施し、講座内容の充実を図りました。 平成8～令和5年度に（公財）東京都農林水産振興財団が認定した「援農ボランティア」のうち派遣希望のあった89人を18戸の農家に派遣しました。
市民農園	全4農園 330区画	市民が野菜の栽培を通じて土に親しむとともに、生産の喜びを味わい、市民相互の交流を深め豊かな余暇生活の実現を図りました。
親子農業体験教室	5月～8月 7回実施 参加者10組（20人）	市内在住の小学生親子を対象に、市民農業大学修了生の指導により播種から収穫までを体験しました。
収穫体験付き野菜作り体験講習会	11月26日、12月10日 参加者16人	土作りから収穫までの作業を体験しました。

●健康推進課		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
食育講座	6月24日 参加者21人 8月3日 参加者23人 11月28日 参加者5人 3月5日 参加者21人	親子食育講座2回、大人向け講座を実施しました。 (6月24日)「親子で作る料理体験会 おいしく作って食べよう」 (8月3日)「親子でクッキング体験 おいしく元気になるおやつのおべ方」 (11月28日)「天平メニュー・国分寺ごはん 昔の食生活とバランスのいい食事」 (3月5日)「災害時の備え 健康を維持するために」
	3回実施 参加者21人	食育に関する出前講座を子どもから高齢者を対象に実施しました。

●まちづくり計画課		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
協働 環境ひろば	毎月第3日曜日 (原則)	市民・事業者・市が一堂に会し、環境をテーマに意見交換を行う場として年11回開催するとともに、イベントでの啓発活動、環境シンポジウムを実施しました。
協働 環境シンポジウム	2月18日 参加者数108人 (会場88人、 オンライン20人)	環境ひろばと協働して、環境に関する講演会を実施しました。 第19回国分寺市環境シンポジウム テーマ：「気候の危機をどう受け止めるか」 ・講師：江守正多氏（東京大学 教授） ・パネリスト：奥真美氏（都立大学 教授） 内藤達也氏（副市長） ・市内環境活動団体紹介（6団体）
アメリカザリガニ 捕獲大作戦	9月23日 参加者数 20組46人 (市内在住の小学生と保護者)	姿見の池緑地において、外来生物による生態系等に及ぼす被害の軽減や自然に対する興味関心を育てることを目的に、小学生向けのイベントとして、外来生物であるアメリカザリガニの捕獲イベントを実施しました。（アメリカザリガニ捕獲数：56匹） また、国分寺市環境アドバイザーを招き、アメリカザリガニをはじめとした、外来生物と水辺の生きものをテーマにお話をいただき、外来生物の脅威や生物多様性の保全について普及啓発を行いました。
環境情報 ライブラリー	—	環境に関する図書・資料の閲覧に供するため、令和5年度版環境白書（環境省編集）を配架しました。
環境家計簿 モニター	期間 7月～9月（夏期） 12月～2月（冬期） 参加世帯 合計49世帯	家庭における電気・ガスの使用量を把握することで、省エネ意識を高め、地球温暖化防止に寄与することを目的として実施しました。 夏期と冬期にモニターを募集し、電気・ガスの使用量から算出した温室効果ガス排出量や各世帯で工夫したエコライフ（省エネルギー生活）の取組の報告を受け、取りまとめた結果を公表しました。

●交通対策課		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
駅前放置自転車 クリーンキャンペーン	10月22日～10月31日	キャンペーン期間中は、放置自転車の放置防止指導を毎日実施するとともに、放置自転車の撤去回数を通常よりも増やし、撤去活動を強化しました。

●緑と公園課		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
協働 エックス山等緑地 保全事業	(作業) 毎月第2・3・4金曜日 (会議) 毎年1・4・7・10月 第2金曜日	エックス山等市民協議会と協働して、四半期ごとに1回意見交換を行うとともに、毎月3回(ただし会議日を除く)西恋ヶ窪緑地において維持管理作業を実施しました。定例作業のほか、樹木更新を実施するため、11月から2月までの間、週3回活動しました。
協働 砂川用水路維持 管理事業	毎月第1月曜日 毎月第2・4土曜日 定例作業	美しい用水の会と協働し、毎月3回の定例作業として、砂川用水のより良い環境維持を目的に、水路ののり面の除草やごみ揚げ清掃、樹木剪定などを実施しました。
協働 姿見の池周辺維持 管理事業	毎月第1・4日曜日 定例作業	緑と自然を育てる会と協働して、姿見の池周辺緑地において、良好な環境保全を目的に水路ののり面の除草、清掃及び草花等の補植・管理を実施しました。
協働 国分寺エリアの 「野川整備計画」 の早期実現の気運 醸成のため「野川 源流スクール」 (自慢できる源流 のまちへ) 開講事 業	第一小学校 12月4日(月) 76人 第四小学校 10月24日(水) 164人 第七小学校 6月29日(木) 76人 高校生以上 10月1日(日) 41人 12月2日(土) 27人	国分寺エリアの「野川整備計画」の早期実現の機運醸成のため、市民の方に野川を知っていただくために第一小学校、第四小学校、第七小学校の四年生、高校生以上を対象に野川に関する座学、散策等を学ぶ「野川源流スクール」実施しました。
エコミュージアム	12月6日 参加者21人	市内を博物館に見立て、何気なく目にしている自然や生活環境を、歴史や文化・伝統に根ざした視点から、散策しました。恋ヶ窪村分水、砂川用水にはじまり、窪東公園、姿見の池などを訪れました。
夏休みこども自然 教室(自習編)	各小学校へお知らせを配布、 ホームページで紹介	西恋ヶ窪樹林地において、植物の説明板の設置やセミの抜けガラを調べられる資料の作成を行い、ホームページで紹介しました。
バードウォッチング	日立中央研究所の入所の許可が下りなかったため実施しませんでした。	
湧水源周辺散策	野川源流スクールを開催し、東京経済大学の新次郎池などを散策しましたので、実施しませんでした。	

●環境対策課		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
浅川清流環境組合 可燃ごみ処理施設 見学会	8月1日(火) 参加者:12人 8月19日(土) 参加者:17人	日野市に建設された3市(日野市・国分寺市・小金井市)の共同による可燃ごみ焼却処理施設(令和2年4月稼働)の見学を通じ、家庭から排出されるもやせるごみの処理工程等について学び、市民による「ごみの減量・資源化の推進」を図ることを目的として開催しています。
三多摩は一つなり 交流事業	7月22日(土) 参加者50人	東京たま広域資源循環組合組織団体が主催する、文化・スポーツ等の事業に、日の出町民が参加し、廃棄物を搬出する側と搬入される側の理解を深め、円滑な一般廃棄物広域処分事業の推進に寄与するために開催している。
協働 喫煙マナーアップ キャンペーン	新型コロナウイルス感染症等の影響から、従来の実施方法では現在の社会状況にそぐわない面があるため、実施を見合わせました。今後事業の有り方自体を含め、実施方法等を検討していきます。	
協働 クリーン運動	11月12日(日) 参加団体:64団体 参加者:2,951人	国分寺市民クリーン運動実行委員会を主体に、自治会、老人会、各種団体等と連携し、ボランティア精神に基づいて自主的に清掃活動を行い、地域環境の向上を図ることを目的としています。 昭和51年に始まった国分寺市民クリーン運動も73回を数え、市民の間に定着し、11月に公共の場所での一斉清掃を実施しました。 平成27年度からひとりでも多くの市民に参加してもらうため、自治会・町内会など団体に加えて、市報や自治会等の集まりでのポスター掲示の依頼、前日の広報車による周知等参加を呼びかけました。

●ごみ減量推進課		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
協働 3R講座	6月～11月 6回 受講生 14人 (修了者 13人)	市のごみ処理、リサイクルの現状について理解を深め、市と市民が協働して地域のごみ問題を解決するために、ボランティアリーダーの育成を目的とした3R講座を実施しました。 修了者のうち5人を廃棄物減量等推進委員として委嘱しました。
協働 国分寺環境まつり (中止) リサイクル家具販売会&もったいない食器市	12月3日 会場 清掃センター 来場者 約300人	国分寺環境まつりは中止しましたが、規模を縮小して廃棄物減量等推進委員会と協働でリユースを目的とした「リサイクル家具販売会・もったいない食器市」を開催しました。公民館等の公共施設に持ち込まれる陶磁器の無料配布や粗大ごみとして出された家具を修理して販売、さらには、たい肥の無料配布や東京都と協働で使用済み食用油の回収と周知、社会福祉協議会による家庭で余っているお米や缶詰等の持ち込みをしてもらうフードドライブを実施し、市民のリサイクル意識向上を図りました。
ごみの分別・ 出し方の啓発	イベント開催 1回	「リサイクル家具販売会・もったいない食器市」に分別よろず相談所を出店し、市民にごみの分け方・出し方を詳細に説明しました。
	イベント参加 6回	廃棄物減量等推進委員会と協働で、国分寺まつりや市内公共施設でのイベントに参加し、市民にごみの分別体験、ごみ減量カルタ、ごみ分別クイズを実施し、市民のごみ分別知識向上を図りました。
	分別出前講座 15回 参加者数 284人	市民からの依頼により、ごみや資源物の分別に関する説明会を実施し、市民のごみ分別知識向上を図りました。
	市報掲載 2回	市報に資源プラスチックの分け方を中心とした特集記事を掲載し、市民に分別と資源化意識の向上を図りました。

●学校指導課		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
授業における環境学習 浅川清流環境組合 の見学	全市立小学校	社会科副読本「わたしたちの国分寺」にはくらしとごみの単元があり、ごみの出し方、行方、量、再利用等について調べました。また、4年生を対象に浅川清流環境組合への施設見学を実施しました。
科学教室	(5年生コース) 年間延べ32回実施 参加者104人 (6年生コース) 年間延べ30回実施 参加者48人	5年生コースでは「光の科学」「親子野外観察」「大気の化学」「水の科学」を、6年生コースでは「植物の科学」「土の科学」「電気の科学」を取り上げ観察や実験を行いました。
ジュニア科学教室 「宇宙の学校」	キッズコース 参加者176組 ファンダメンタルコース 参加者115人	キッズコース 5歳児から小学校2年生を対象 ファンダメンタルコース 小学3・4年生を対象 宇宙・身の周りの自然や不思議な現象を考え、自然科学をテーマとした実験・工作を行うことで、子どもの好奇心や冒険心を育むことを目的として、配布する科学冊子を用いた家庭学習と3回のスクーリングを実施しました。
学童体験農園	第六小学校で実施	農家の指導を受けながら、土づくり、種まきから収穫までの一連の作業を通して、児童に勤労の尊さや喜び、成就感を実感させるとともに協調性を養うことを目的に実施しました。

●社会教育課		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
青少年地域リーダー講習会	4月～3月（9回） 参加者数 22人	子どもからお年寄りまでの橋渡し役となり、豊かな地域づくりに貢献できる青少年のリーダー（中学生・高校生等）を育てることを目的としてさまざまな講習会を実施しました。
わんぱく学校	4月～3月（10回） 参加者数 40人	子どもたち（小学5・6年生）を対象とし、1年間、デイキャンプや宿泊実習など、多くの体験活動を通じて、感受性や人間性、また協調性を育むことを目的としています。

●ふるさと文化財課		
事業名	開催日・参加者数等	事業内容・目的等
ゴールデンウィーク 子どもイベント 「なぞときビンゴ」	10月28日～11月5日 参加者 73人	教育7DAYS及び東京文化財ウィーク2023企画事業の一つとして実施した。武蔵国分寺跡資料館及び長屋門などにヒントがあるクイズとし、展示物にまつわる9つのクイズをビンゴ形式に答えるものとし、ビンゴ達成者に記念品を贈呈した。
ふるさと文化財愛護 ボランティア養成 講座	12月6日・12月13日 1月10日・1月17日 1月31日・2月14日 2月21日 参加者 6人	史跡ガイド・普及ボランティアの2部門のボランティアを募集し、国分寺市の歴史と文化財の保護、ボランティアの活動等についての講義と実習を実施。全7回
市外文化財めぐり	11月26日 参加者 27人	市民が武蔵国以外の国の古代の遺跡や文化財を見学し、特に国分寺に関する見聞を広めることで、より深く国分寺市の古代や武蔵国分寺を理解し、国分寺市に愛着と誇りをもつことを目的とする。海老名市の史跡相模国分寺跡、史跡秋葉山古墳群、綾瀬市の史跡神崎遺跡を訪問した。
夏休み子どもプログラム 「拓本うちわを作ろう」	8月5日 参加者 33人	夏休み子どもプログラムのイベントとして、和紙を瓦の上に置き、クーピーペンシルで文字を浮き上がらせる方法を用いた拓本（乾拓）体験をお鷹の道湧水園内で実施した。
こくぶんじジュニア 歴史検定	9月23日 参加者 6人	市内在住・在学の小学5・6年生を対象に、問題数30（4者択一）で40分間の検定時間を設けて実施した。参加者全員に認定証を交付した。
市内文化財めぐり	10月10日 参加者 14人	国分寺の国指定重要文化財「木造薬師如来坐像」の御開帳に合わせ、史跡武蔵国分寺跡周辺をふるさと文化財課職員が案内。国分寺市観光協会と共催で実施（東京文化財ウィーク参加事業）

●ふるさと文化財課		
事業名	開催日・参加者数等	事業内容・目的等
秋の子ども向けイベント 「レプリカをつくろう」	11月5日 参加者 24人	教育7DAYSの一環及び東京文化財ウィーク2023企画事業の一つとして実施した。同時開催の歴史なぞときクイズの参加やボランティアによる資料館案内、レプリカの見本となった遺物の解説などを実施した。
市民歴史講演会 「石造物と紀行文から見る国分寺」	2月14日 参加者 82人	文化財愛護ボランティア養成講座及びフォローアップ講座の一環として市民歴史講座を実施した。中世・近世の国分寺市域がどのような姿であったかのか、紀行文や石造物に残された文字資料から紐解いていく講座。
青年会議所主催 ぶんじ子どもフェスタ2023 「ぬりえひろば」	8月26日 参加人数 231人	子どもたちに国分寺市のまちを好きになってもらうこと、市民の参画意識を高めることをテーマに、国分寺市青年会議所が主催で、開催したイベントに武蔵国分寺跡資料館等で展示している遺物等遺跡関係のぬりえを用意し子どもたちに武蔵国分寺を楽しみながら知るきっかけの提供を実施した。
史跡めぐり 小金井市共催 「縄文遺跡群ウォーク」	11月12日 参加人数 21人	小金井市と国分寺市に所在する縄文遺跡群をそれぞれに分布する遺跡を巡り保護、保存、普及において、近隣市と更なる連携を図り推進していく。 事業においては、両市の縄文遺跡群を今回ウォーキングするルートマップに解説を作成し自治体の枠を超えた広域的な野川周辺の縄文遺跡の分布について、理解促進を図る。 今回の両市共催事業をモデル事業として、今後小金井市とのより連携事業の発展を狙い、また更には今後近隣市と合同での縄文遺跡群をより広域的に保存と活用について普及事業を促進させていく。

●公民館事業		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
本多公民館 環境講座 くさあ 始めよう プラ スチック・マス ター — プラ スチックごみの 減量・資源化に 向けて →	3月(1回) 参加者 10人	ごみの減量・資源化について学び、課題等を知る機会とする。また、今後の生活で自分達ができることを具体的に考える場とする。 講義では、プラスチック削減をするための方法やうまく付き合うためにはどうするのか。について皆で考えていきます。DVDの視聴等も行いながら理解を深めます。また、自分自身の生活だけでなく、廃棄物減量に関する研修や啓発活動に興味関心を持ってもらうことで、ごみ減量継続の一助と考える。

●公民館事業		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
恋ヶ窪公民館	自然環境講座 〈こくベジの魅力再発見〉 9月(1回) 参加者14人	「こくベジ」を切り口に国分寺市の農業について学ぶ講座。こくベジのこれまでの歩みと市内の農業の現状、市内小学校の食育についての取り組みや近郊農業の課題などを講義形式で学ぶ。近隣農家の見学も行い、採れた野菜の調理方法や効果的な保存方法などを聞く。前半は公民館内でJA東京むさしの職員より国分寺の農業についての講義、後半は近隣の農園(中村農園の予定)に見学に行く。地域の農業の現状と課題、自然環境についてなどを知る機会になる。JAでは小学校の出張授業を通して地域理解を図ることや、食育についてのゲストティーチャーなどを引き受けており、小学生をもつ子育て世代が、家庭で共通の話題で地域に感心を持つきっかけづくりとなる。
光公民館	環境講座ゼロ カーボンシティ を目指して ～脱炭素社会に 向けて今できる こと～ 11月(全2回) 参加者44人 延べ人数63人	気候危機の主な原因となる温室効果ガスを全てゼロにする「ゼロカーボン」これを実現するため、いま注目されているバイオマスの活用や、ごみの減量・分別について学んでもらう。 第1回は木質バイオマスの活用について、第2回は市廃棄物減量等推進委員会によるプラごみの現状やごみの減量をさらに進めるためのごみの分別について行う。
もとまち公民館	冬の自然講座 (今をたのしむ植物観察) 2月(全1回) 参加者52人	眠ったように見える冬の植物たちは、春に向けて備えている。外見からは見えない内部の成長、変化があることを知る。
	自然とふれあう ものづくり講座 〈こねて遊ぼう おがくずねん ど〉 7月(全2回) 参加者30人 ※2回は同一内容	おがくず粘土という紙粘土や油粘土などの普段使う粘土とは異なる素材を使うことで、木の香りやおがくずの手ざわりなどを楽しんでもらう。また、おがくずという廃棄されてしまうものを再利用して活用することでSDGsに対する意識を持つきっかけになる。
	市民がつくる講 座(秋の探検と いもづるリース) 10～11月(全2回) 参加者18人 延べ人数34人	普段は処分されるさつまいもの蔓や落ちているドングリなど地元の身近なものをを用いて、親しみをもち、地元愛を育む。また、リースの持つ意味や歴史を学んだ上で、クリスマスやお正月に自分で作ったリースを飾り、年中行事を楽しむ。
並木公民館	農業体験講座 (並木ファーマーズ) 4月～3月(全99回) 参加者35人 延べ1,899人	内容:地元で農業に携わり、地域のことに精通している農家の方を講師として農業に関する実技指導を受けながら、実際に受講者が作付計画を立て、農地の畝づくりから育苗や播種、収穫、撤収まで協力して農作業をし、野菜づくりを行う。育苗や播種などの時期や方法など作業工程の確認をしながら仲間とともに農作業を行い、野菜の生育管理のための計画立案や作業も話し合いで決めて行う。並木公民館まつりなど様々な公民館事業にも参加する。 目的:参加者同士が農業を通して結びつくことで、地域理解と地域農業における課題に気づき、考えるきっかけとなる。 また、地域農業への学びを深めるだけでなく、さまざまな農作業を共に協力して行うことで講座員同士の連帯感が一層強まる。 農業に興味関心を持つことで、仲間と共に、公民館まつりなどの地域活動にも意欲的に参加することができるようになる。
	子ども農業体験 講座 5月～10月 (全10回) 参加者14人 延べ120人	対象:小学生2年生～中学生 内容:野菜の播種、苗植え、収穫までの農業体験 目的:自分たちが普段食べている野菜が、「誰が」「どこで」「どのように」作られているかということ、体験を通じて学ぶ。実際に畑に入って農業の過程を経験することで、普段の食卓では見られない野菜の実の付き方や葉の様子などを野菜に対する知識や関心が高まる。また、自ら農作物を収穫することで、野菜や果物に対しての愛着が生まれ、食の楽しさを感じてもらおう。農作業を通じ、農作物に限らず虫や土などに触れ、インターネットやゲームでは味わえない、自然の恵みや面白さを意識することができる。

第6章 委員会等の開催実績

1 国分寺市環境審議会（附属機関）

環境基本条例に基づき、環境基本計画に係る事項について審議を行いました。

回	開催日	内 容
1	令和5年 7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺市環境基本計画及び国分寺市環境基本計画実施計画について（諮問） ・（仮称）国分寺市地球温暖化防止行動計画（市域版）及び第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）について（諮問）
2	8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）国分寺市地球温暖化防止行動計画（市域版）における施策体系、削減見込量及び2030年度削減目標について
3	9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）国分寺市地球温暖化防止行動計画（市域版）の検討について ・第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）の検討について ・第三次国分寺市環境基本計画及び実施計画の検討について
4	10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）国分寺市地球温暖化防止行動計画（市域版）の検討について
5	12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）の検討について ・第三次国分寺市環境基本計画及び実施計画の検討について
6	令和6年 2月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺市ゼロカーボン行動計画～オール国分寺で取り組む脱炭素社会～の検討について ・第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）の検討について

2 国分寺市環境推進管理委員会

環境基本条例に基づき、環境基本計画実施計画に係る環境施策の進捗状況の確認・評価を行いました。

回	開催日	内 容
1	令和5年 4月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次国分寺市環境基本計画策定に向けた第二次国分寺市環境基本計画の総括について
2	5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次国分寺市環境基本計画策定に向けた第二次国分寺市環境基本計画の総括について
3	8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度実績管理票の確認及び評価について
4	11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度実績管理票の確認及び評価について
5	令和6年 1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度国分寺市環境推進管理委員会報告（案）について

3 国分寺市環境ひろば

環境基本条例に基づき、毎月原則第三日曜日に市民・事業者・市により、環境をテーマに意見交換する場として開催しました。

回	開催日	内 容	参加者
219	令和5年 4月16日	報告 環境推進管理委員会の開催について など 協議 ひろばニュース など フリートーク「次期環境基本計画に向けた検討（生活環境）」	12人
220	5月21日	国分寺市脱炭素まちづくり未来ワークショップ ～未来市長になって考える2050年の国分寺のまちづくり～	14人
221	6月18日	報告 環境審議会及び環境推進管理委員会の開催について など 協議 第19回環境シンポジウムのテーマ及び講師について など フリートーク「次期環境基本計画に向けた検討（都市環境）」	11人
222	7月9日	報告 環境審議会の開催について など 協議 第19回環境シンポジウムの講師について など フリートーク「次期環境基本計画に向けた検討（地球環境）」	9人
223	8月20日	報告 環境審議会及び環境推進管理委員会の開催について など 協議 第19回環境シンポジウムについて など フリートーク「次期環境基本計画に向けた検討（環境教育・環境学習）」	12人
224	9月10日	早稲田大学所沢キャンパス内の湿地及び里山保全活動見学会 講師 早稲田大学総務部自然環境調査室 竹内 大悟 氏	23人
225	10月15日	報告 環境審議会及び環境推進管理委員会の開催について など 協議 国分寺まつりについて など フリートーク「地球温暖化について考えよう」	11人
226	11月19日	報告 環境審議会及び環境推進管理委員会の開催について など 協議 第19回環境シンポジウムのプログラムについて など フリートーク「次期環境基本計画の検討状況について（その1）」	10人
227	12月17日	報告 環境審議会及び環境推進管理委員会の開催について など 協議 第19回環境シンポジウムのプログラムについて など フリートーク「次期環境基本計画の検討状況について（その2）」	10人
228	令和6年 1月21日	報告 環境審議会及び環境推進管理委員会の開催について など 協議 第19回環境シンポジウムのプログラムについて など フリートーク「地球温暖化について考えよう（パート2）」	13人
229	3月17日	報告 市報の掲載記事について など 協議 ひろばニュース など フリートーク「環境シンポジウムの振り返り」	12人

第7章 その他の市の環境配慮の取組実績

1 地球温暖化対策

(1) 計画策定の背景と国における目標

○京都議定書の採択

気候変動枠組条約に基づき、平成9年に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）において、二酸化炭素（CO₂）に代表される6種類の温室効果ガスの排出削減について法的拘束力のある数値目標などを定めた「京都議定書」が採択されました。京都議定書は、先進国に対して、第一約束期間（平成20年～平成24年）における温室効果ガスの排出削減目標が定められ、我が国は、温室効果ガスの排出量を基準年（平成2年）比で6%削減することが義務付けられました。

京都議定書は、先進国のみを削減義務の対象としていることや、後に、当時最大の排出国であった米国が脱退するなどの課題があったものの、歴史上初めて、温室効果ガス排出削減の国際的数値目標を定めたことになり、国際社会が協力して温暖化対策に取り組む重要な一歩となりました。

○パリ協定の採択

平成27年にパリで開催されたCOP21では、令和2年以降の温暖化対策の国際的枠組みを示す「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、世界の190以上の国・地域が参加しており、世界共通の長期目標として、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、そして、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としています。

○近年の国際的な動向

令和5年にドバイで開催されたCOP28では、パリ協定で掲げられた目標達成に向けて、世界全体の進捗状況を評価する仕組みであるグローバル・ストックテイクについて、初めての成果文書が採択されました。この成果文書では、化石燃料からの脱却を図り、2030年までに再生可能エネルギー容量を3倍にし、省エネ改善率を2倍にすることが盛り込まれました。各国は、この成果文書を参照して、令和7年までに次期目標（令和17年目標）を立てることになります。

○国における目標

我が国では、令和2年10月、当時の菅内閣総理大臣の所信表明演説において「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

この宣言により、令和3年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下、「地球温暖化対策推進法」という。）を改正し、2050年までのカーボンニュートラルの実現を基本理念として法に位置付けるとともに、地球温暖化対策計画を改定し、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。」と目標を定めました。

(2) 地方公共団体（市）の責務

地球温暖化対策推進法第4条は、地方公共団体は、その区域の温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものと定めています。

また、同法第21条において、市の実施する事務事業による温室効果ガス排出削減等のための措置に関する計画の策定・公表等を義務付けています。

(3) 国分寺市ゼロカーボン行動計画 ～オール国分寺で取り組む脱炭素社会～

本市では、深刻化する地球温暖化を背景に、令和4年2月に「令和4年度施政方針」において、2050年までに本市の温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」として、脱炭素社会を目指すことを表明しました。この実現に向けた取組の方向性を示すため、令和6年3月に、市内全域を対象とする温室効果ガス排出削減に向けた計画である「国分寺市ゼロカーボン行動計画～オール国分寺で取り組む脱炭素社会～」を策定しました。

○計画の基本的事項

計画の対象	・国分寺市全域 ・地球温暖化対策推進法が対象とする7種類のガス
計画の期間	2024年度～2030年度 (令和6年度～令和12年度)
計画の実施主体	市民・事業者・市

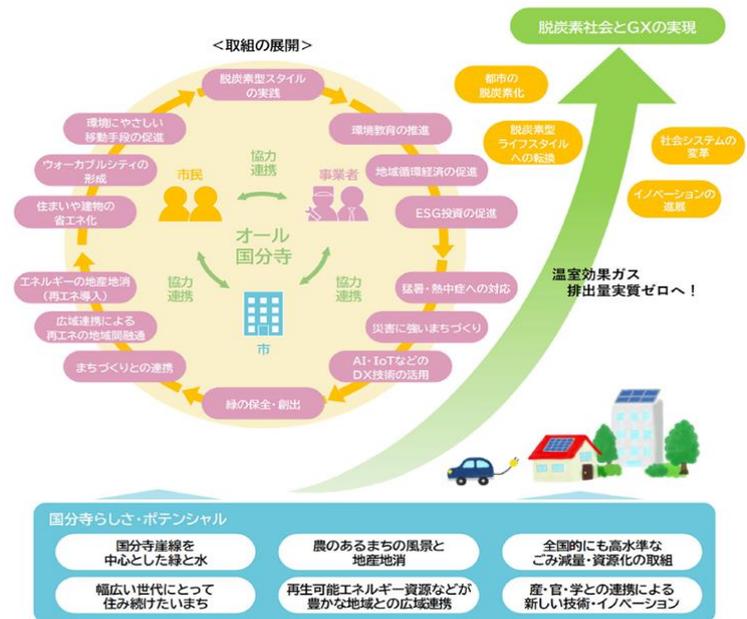
○計画の基本理念

基本理念1

**オール国分寺で
実現する**

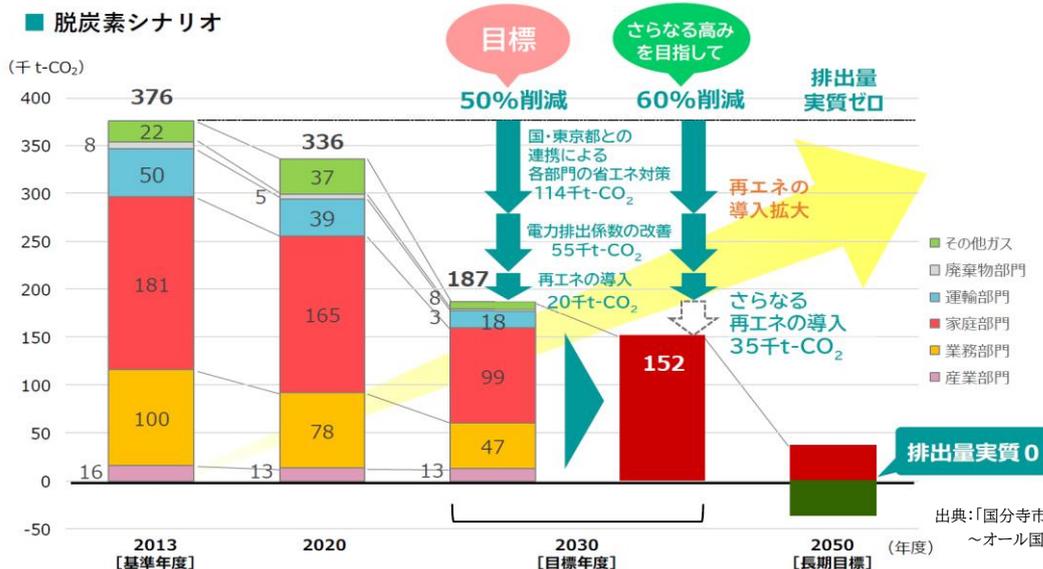
基本理念2

**国分寺らしさ・
国分寺のポテンシャル
(可能性・発展性)をいかす**



○計画の目標

- 長期目標** 2050年までに市域の**温室効果ガス排出量を実質ゼロ**にします。(令和32年)
- 中期目標** 2030年度において、2013年度比で温室効果ガス排出量を**50%削減**します。(令和12年度) (平成25年度)
また、さらなる高みを目指し、**60%削減**に向けて、意欲的に取組を進めます。



(4) 国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）

地球温暖化対策推進法に基づき、平成18年3月に「国分寺市地球温暖化防止行動計画」を策定し、市の実施する事務事業による温室効果ガスを中心に、継続して削減に取り組んできました。

令和元年度から令和5年度を計画期間とする第四次計画においては、基準年度である平成25年度の基準排出量（6,947 t-CO₂）に対し、令和12年度までに40%削減、中間目標として、計画期間最終年度である令和5年度までに16.7%削減することを目標に掲げています。

また、「第四次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）」の計画期間の満了に伴い、令和6年3月に次期計画である「国分寺市役所ゼロカーボン行動計画（第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）」を策定しました。

表7-1 計画概要の推移

	計画期間	基準年度	目標設定とその達成状況
第一次計画	平成18 ～23年度	平成16年度	<p>■目標 平成16年度総排出量（20,439.2 t-CO₂）に対し、平成23年度までに6%（1,226.4 t-CO₂）削減</p> <p>■達成状況 平成23年度総排出量13,157 t-CO₂・35.6%削減 【目標達成】</p>
第二次計画	平成24 ・25年度	平成22年度	<p>■目標 平成22年度総排出量（15,279.2 t-CO₂）に対し、年度ごとに1%ずつ削減をし、平成25年度までに合計2%（305.6 t-CO₂）削減</p> <p>■達成状況 平成24年度総排出量14,445 t-CO₂・5.5%の削減 平成25年度総排出量15,254 t-CO₂・0.2%の削減 2か年の合計5.7%削減【目標達成】</p>
第三次計画	平成26 ～30年度	平成24年度	<p>■目標 基準排出量（平成24年度・10,443 t-CO₂）に対し、平成30年度までに15%（1,566 t-CO₂）以上削減</p> <p>■達成状況 平成30年度総排出量11,484 t-CO₂・10.0%増加</p>
第四次計画	令和元（平成31） ～5年度	平成25年度	<p>■目標 基準排出量（平成25年度・6,947 t-CO₂）に対し、令和5年度までに16.7%（1,160 t-CO₂）の削減</p> <p>■達成状況 令和4年度総排出量6,605 t-CO₂・4.9%削減</p>
第五次計画 （国分寺市役所ゼロ カーボン行動計画）	令和6 ～12年度	平成25年度	<p>■目標 基準排出量（平成25年度・7,635 t-CO₂*）に対し、令和12年度において、60%（4,581 t-CO₂）削減</p>

*第五次計画における基準排出量は、公園灯等を対象に加え再算定しています。

〇市の事務事業における令和4年度温室効果ガス総排出量

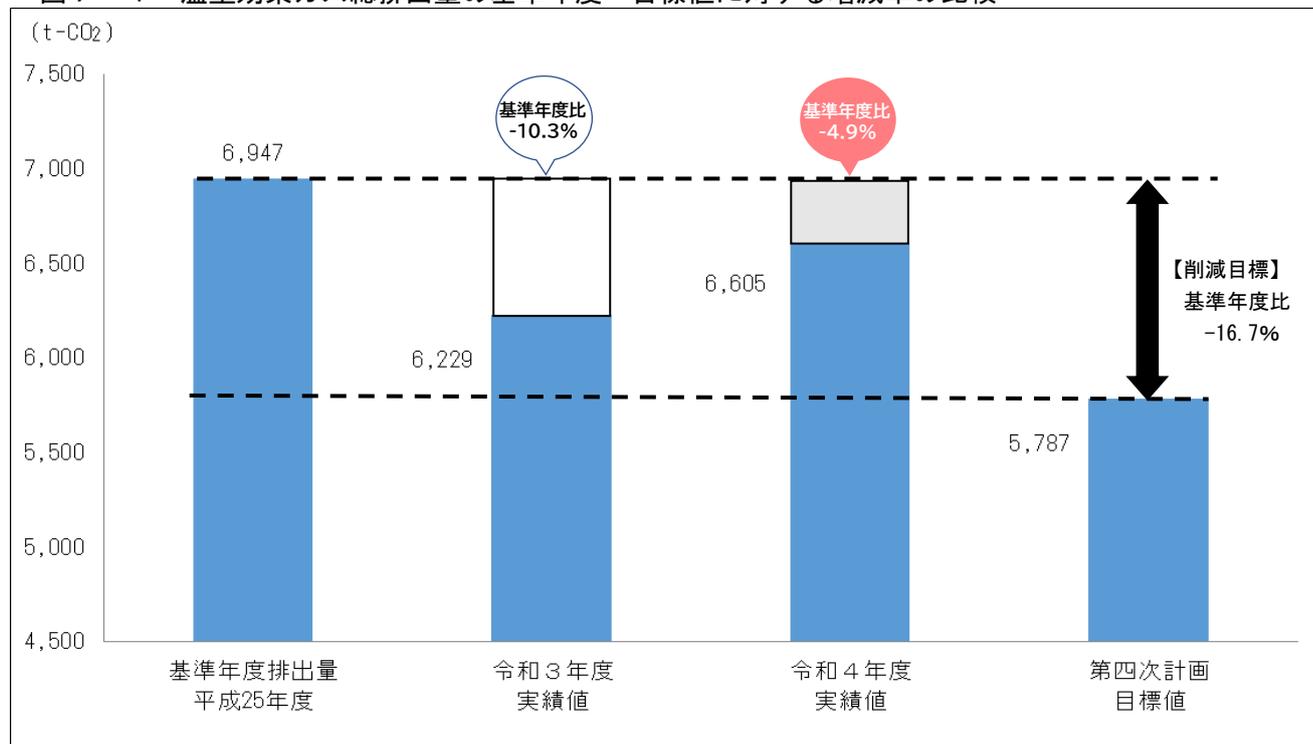
令和5年度に令和4年度の温室効果ガスの排出量を集計した結果、基礎排出量*¹は約 6,596 t-CO₂、調整後排出量*²は約 6,605 t-CO₂となりました。基準排出量 (6,947 t-CO₂) に対しては、基礎排出量においては 5.1% (約 351 t-CO₂)、調整後排出量は 4.9% (約 342 t-CO₂) の削減となりました。令和3年度 (前年度) 比では、総排出量 (調整後排出量) である 6,229 t-CO₂ に対して、6.0% (約 376 t-CO₂) の増加となっています。

数値の変動の主な要因としては、これまで新型コロナウイルス感染症対策として制限していた公共施設の貸出について、令和4年度から夜間利用の使用が再開されたことにより通常の運営が行われました。これにより、令和3年度と比較して稼働時間が増加し、温室効果ガス排出量が増加しました。

また、公共施設各施設で契約している電気事業者の電力の排出係数が、令和3年度と比較して増加したことも、温室効果ガス排出量の増加につながっています。

第四次計画の削減目標値を達成するためには、さらに 818 t-CO₂ の削減が必要です。今後の社会状況に鑑み、引き続き、省エネルギー化の推進等によるエネルギー使用量の削減や電力の排出係数を重視した電力会社との契約等を推進し、温室効果ガス排出量を削減していく必要があります。

図7-1 温室効果ガス総排出量の基準年度・目標値に対する増減率の比較



- * 1 基礎排出量 : 基礎排出係数 (電気事業者がそれぞれ供給 (小売り) した電気の発電に伴う燃料の燃焼により排出されたCO₂の量を、当該電気事業者が供給 (小売り) した電力量で除して算出した係数) を使用して算出した排出量のこと。
- * 2 調整後排出量 : 調整後排出係数 (電気事業者の実CO₂排出量に、固定価格買取制度による買取費用の負担に応じた調整分や、京都メカニズムクレジット等の控除分を反映し、当該電気事業者が供給 (小売り) した電力量で除して算出した係数) を使用して算出した排出量のこと。本資料においては、数値の混同を避けることや、再生可能エネルギー電力の調達といった取組を反映するため、調整後排出量を市の総排出量としている。

2 グリーン購入基本方針及びガイドライン

グリーン購入とは、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境負荷の少ない製品やサービスを優先して購入することです。

市では、平成 18 年度にグリーン購入基本方針及びガイドラインを策定し、平成 19 年度からグリーン購入の本格的な取組を進めています。令和 5 年度は 14 分野 91 品目について取組を行いました。分野別の取組結果は、表 7-2 のとおりです。

また、令和 5 年度においては、国分寺市グリーン購入基本方針の改正を行い、調達できない理由として、価格という表現を除くことで、より優先的に環境物品等の購入を推進しています。

表 7-2 令和 5 年度グリーン購入調達実績（分野別取組結果）

年度・分類 特定調達品目分野	購入実績に伴う調達率 (※1)		やむを得ない理由によるものを除いた調達率 (※2)	調達できなかった主な理由
	R 4 (参考)	R 5	R 5	
用紙類	99.7%	99.5%	100.0%	必要な規格を満たす製品が適合品ではなかった
文具・事務用品	96.8%	97.1%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかった
事務用機器類	91.8%	85.3%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかった
OA機器	99.1%	99.9%	100.0%	現在使用している機器に対応した製品が適合品ではなかった
照明	95.9%	93.2%	100.0%	現在使用している機器に対応した製品が適合品ではなかった
保存箱	100.0%	100.0%	100.0%	—
自動車	—	—	—	(購入実績なし)
衣料品等	100.0%	100.0%	100.0%	—
作業手袋	91.8%	73.0%	100.0%	急遽必要となり、期日までに納品できる製品が適合品ではなかった
繊維製品等	92.7%	100.0%	100.0%	—
災害備蓄用品	100.0%	100.0%	100.0%	—
衛生用品	99.8%	100.0%	100.0%	—
印刷物	99.5%	99.8%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかった
ごみ袋等	96.7%	89.3%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかった
平均	95.1%	95.6%	100.0%	

※1 総調達量の内、環境物品の調達量の占める割合

※2 品質等の差により、やむを得ず非適合品を購入したものを除いた調達量の割合

第8章 資料編

1 大気環境分析調査

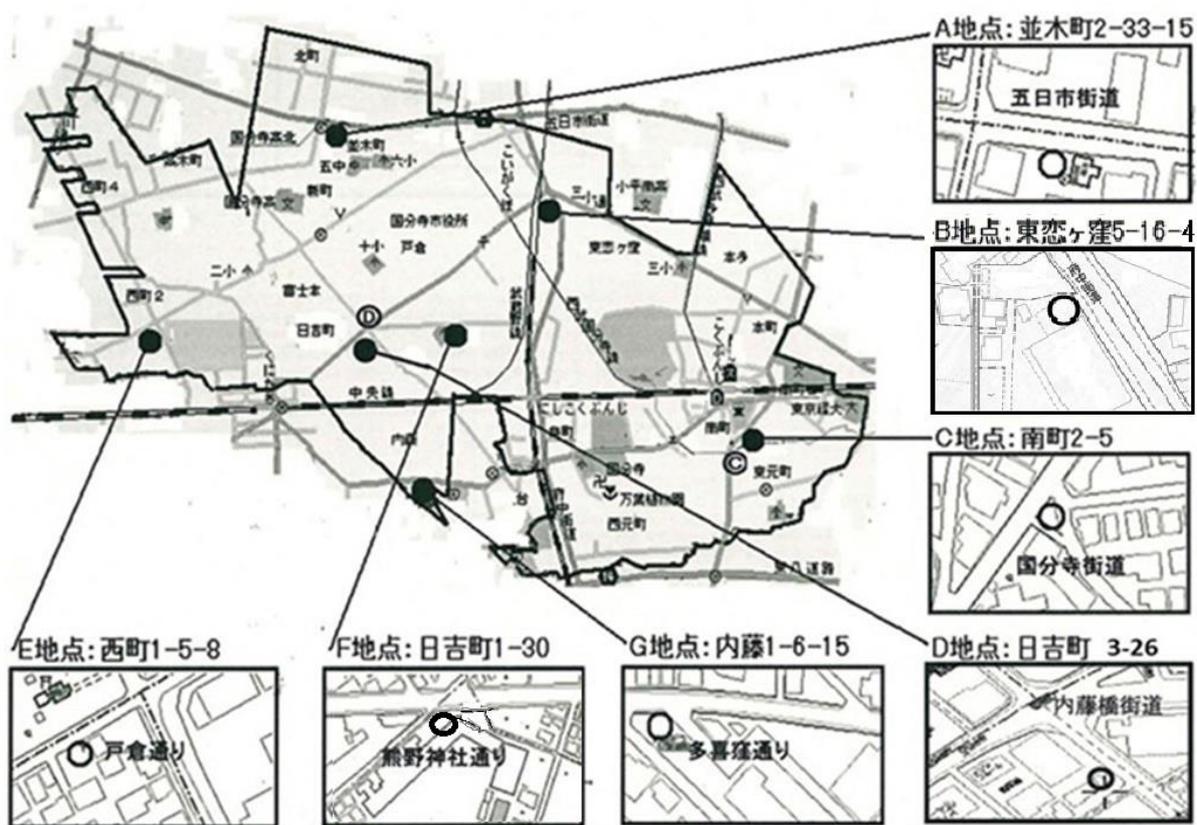
(1) 調査概要

市内の主要幹線道路における大気の現況を把握することを目的として、市内のA～G地点(図8-1)で毎年定期的に調査を実施しています(平成17年度より調査地点に都市計画道路国3・2・8号線の建設予定地付近のF地点、G地点の2地点を追加。)

なお、微小粒子状物質(PM2.5)について、A～F地点においては重量法を用いて測定し、G地点(多喜窪通り)ではβ線吸収法での測定を行いました。

調査期間：(冬期)令和6年1月20日(土)0:00～1月26日(金)24:00(7日間連続測定)

図8-1 大気及び騒音・振動観測地点とその地点における交通状況



(2) 調査結果

本調査の結果では、全項目において環境基準を超過した時間値・日平均値はありませんでした。調査地点の最高値については、二酸化窒素はA地点（五日市街道）、B地点（府中街道）、C地息（国分寺街道）で同数値でした。一酸化炭素はF地点（熊野神社通り）、二酸化硫黄は測定したF地点（熊野神社通り）が最高数値でした。浮遊粒子状物質はG地点（多喜窪通り）で最高数値でした。微小粒子状物質（PM_{2.5}）はB地点（府中街道）において最高値を記録しました（表8-1参照）。

表8-1 大気環境分析調査結果

項目		A地点 五日市街道	B地点 府中街道	C地点 国分寺街道	D地点 内藤橋街道	E地点 戸倉通り	F地点 熊野神社通り	G地点 多喜窪通り	環境基準
二酸化窒素 (NO ₂) ^{※1} [ppm]	日平均値の最高値	○ 0.018	○ 0.018	○ 0.018	○ 0.015	○ 0.016	○ 0.017	○ 0.016	0.06ppm 以下
	8時間平均値の最高値	-	○ 0.3	-	-	-	○ 0.5	○ 0.3	10ppm 以下
一酸化炭素 (CO) [ppm]	日平均値の最高値	-	○ 0.4	-	-	-	○ 0.6	○ 0.4	20ppm 以下
	1時間値の最高値	-	○ 0.001	-	-	-	○ 0.002	○ 0.001	0.04ppm 以下
二酸化硫黄 (SO ₂) [ppm]	日平均値の最高値	-	○ 0.015	-	-	-	○ 0.016	○ 0.016	0.1ppm 以下
	1時間値の最高値	-	○ 0.026	○ 0.033	○ 0.032	○ 0.029	○ 0.041	○ 0.027	0.2ppm 以下
浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m ³]	日平均値の最高値	○ 0.015	○ 0.016	○ 0.017	○ 0.015	○ 0.016	○ 0.016	○ 0.019	0.1mg/m ³ 以下
	1時間値の最高値	○ 0.026	○ 0.033	○ 0.032	○ 0.029	○ 0.041	○ 0.027	○ 0.039	0.2mg/m ³ 以下
微小粒子状物質 (PM _{2.5}) ^{※2} [μg/m ³]	日平均値の最高値	○ 13.9	○ 15.5	○ 11.3	○ 9.8	○ 12.8	○ 12.5	○ 13.9	35μg/m ³ 以下

※1：環境基準の評価方法は98%評価値^{※3}で行うこととなっているが、ここでは参考として日平均値との比較を行った。

※2：環境基準の評価方法は短期基準（日平均値の98%評価値^{※3}）と長期基準（年平均値）で行うこととなっているが、ここでは参考として短期基準と日平均値との比較を行った。

※3：欠側を除く全ての値を、最低値を1番目として値の低い方から高い順(昇順)に並べたとき、最低値から数えて98%目に該当する値。

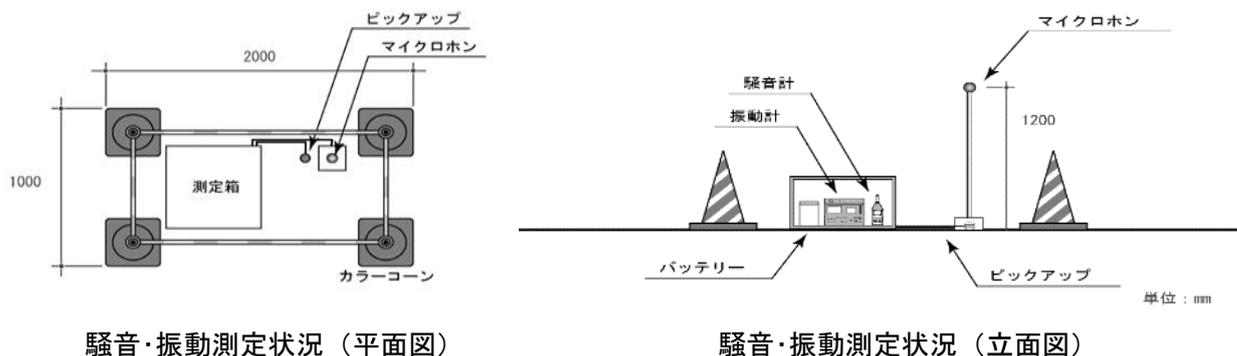
2 騒音・振動及び交通量調査

(1) 調査概要

市内の主要幹線道路における騒音・振動の現況を把握するため、調査は騒音・振動の状況が標準的と考えられる平日1日（連続24時間）について、市内のA～G地点（139ページ図8-1参照）で実施しました。

測定期間：令和6年1月24日0:00～1月25日24:00

図8-2 騒音・振動測定機器の機器配置



騒音・振動測定状況（平面図）

騒音・振動測定状況（立面図）

(2) 調査結果

騒音については、全地点で要請限度は下回っていましたが、A地点の昼間及び、D、E、F地点の両時間帯（昼間・夜間）については環境基準を超過しました（表8-2参照）。D、E、F地点はほかの地点とくらべ比較的交通量は少ないものの、2車線の市道であり、適用される環境基準が低いことが要因と考えられます。

振動については、全地点で要請限度を下回りました（表8-3参照）。

表8-2 騒音調査結果総括表

地点	時間帯	観測時間	基準比較	Lea _q (dB)	環境基準 (dB)	要請限度 (dB)	総交通量 (台)	平均車速 (km/h)
A地点 五日市街道	昼間	6～22	○	68	70	75	12,181	29.5
	夜間	22～6	△	67	65	70	1,712	34.2
B地点 府中街道	昼間	6～22	○	66	70	75	13,095	39.7
	夜間	22～6	○	64	65	70	2,112	42.7
C地点 国分寺街道	昼間	6～22	○	64	70	75	7,714	38.9
	夜間	22～6	○	60	65	70	720	44.3
D地点 内藤橋街道	昼間	6～22	△	64	60	70	8,516	38.3
	夜間	22～6	△	59	55	65	719	38.0
E地点 戸倉通り	昼間	6～22	△	63	60	70	6,366	30.4
	夜間	22～6	△	57	55	65	449	35.5
F地点 熊野神社通り	昼間	6～22	△	64	60	70	8,384	37.8
	夜間	22～6	△	57	55	65	561	37.5
G地点 多喜窪通り	昼間	6～22	○	67	70	75	99,373	31.5
	夜間	22～6	○	62	65	70	959	34.3

※記号は、○：環境基準及び要請限度ともに満足、△：環境基準を超過、要請限度を満足、×：環境基準及び要請限度ともに超過、を示す。

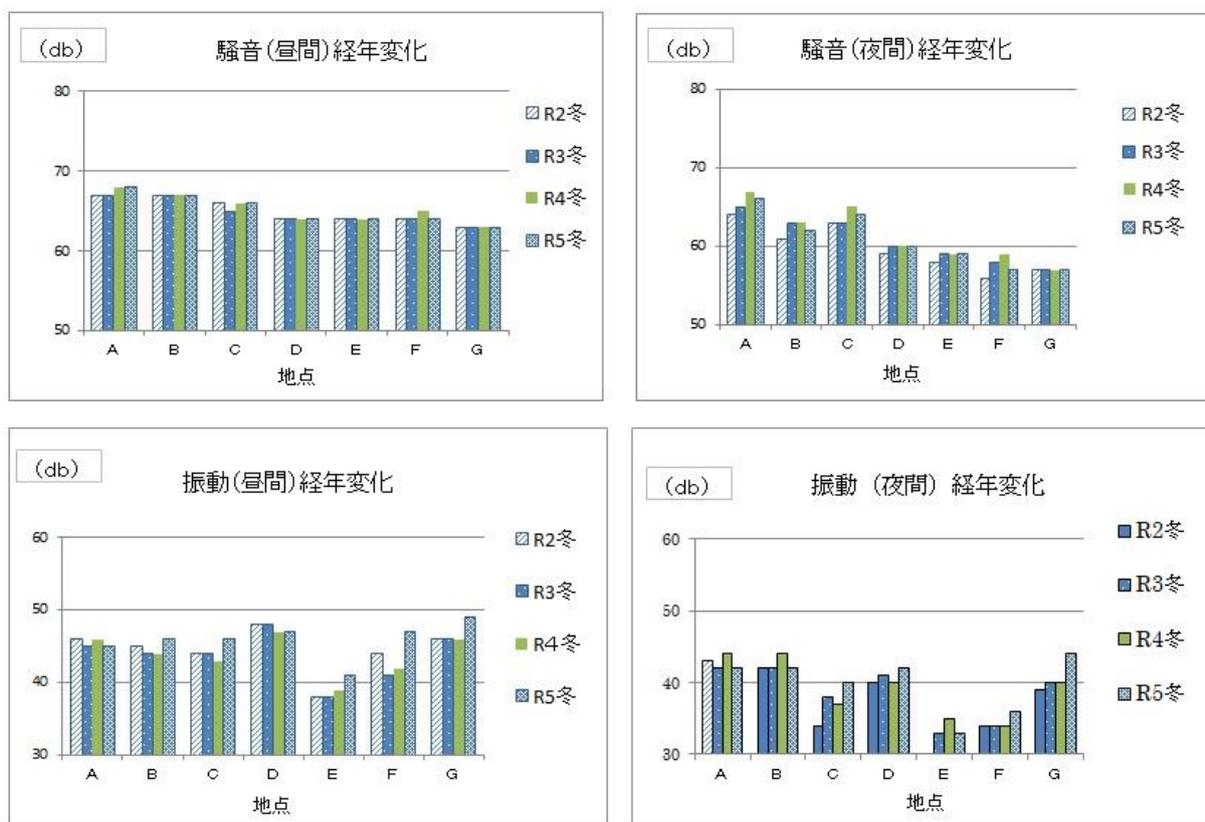
表 8-3 振動調査結果総括表

地点	時間帯	観測時間	基準比較	L ₁₀ (dB) 時間帯平均	要請限度 (dB)	総交通量(台)	平均車速 (km/h)
A 地点 五日市街道	昼間	8~19	○	45	65	1,358	28.4
	夜間	19~8	○	42	60	732	33.3
B 地点 府中街道	昼間	8~20	○	46	70	1,590	39.0
	夜間	20~8	○	42	65	705	42.3
C 地点 国分寺街道	昼間	8~20	○	46	70	897	39.9
	夜間	20~8	○	40	65	317	43.9
D 地点 内藤橋街道	昼間	8~19	○	47	65	937	38.1
	夜間	19~8	○	42	60	431	38.3
E 地点 戸倉通り	昼間	8~19	○	41	65	738	29.0
	夜間	19~8	○	33	60	276	34.7
F 地点 熊野神社通り	昼間	8~19	○	47	65	942	37.4
	夜間	19~8	○	36	60	375	38.0
G 地点 多喜窪通り	昼間	8~20	○	49	70	1,134	31.1
	夜間	20~8	○	44	65	376	33.7

※記号は、○:環境基準及び要請限度ともに満足、△:環境基準を超過、要請限度を満足、×:環境基準及び要請限度ともに超過、を示す。

※測定交通量は、毎正時毎 10 分に計測した交通量の合計値である。

図 8-3 騒音・振動の経年変化



3 酸性雨調査

(1) 概要

市内の降雨の酸性化状況を把握するために、毎月調査を実施しました。

物質の酸性、アルカリ性の度合いの指標として、一般的に水素イオン濃度指数（pH）が用いられており、酸性度が強いほどpHは低くなります。一般にpHが5.6以下の降雨水を酸性雨としています。

実施場所：清掃センター事務所棟屋上

(2) 調査結果

令和5年度調査において採取した降水については、pH5.6以下は8月に1回あり、酸性雨が記録されました。

(図8-4参照)

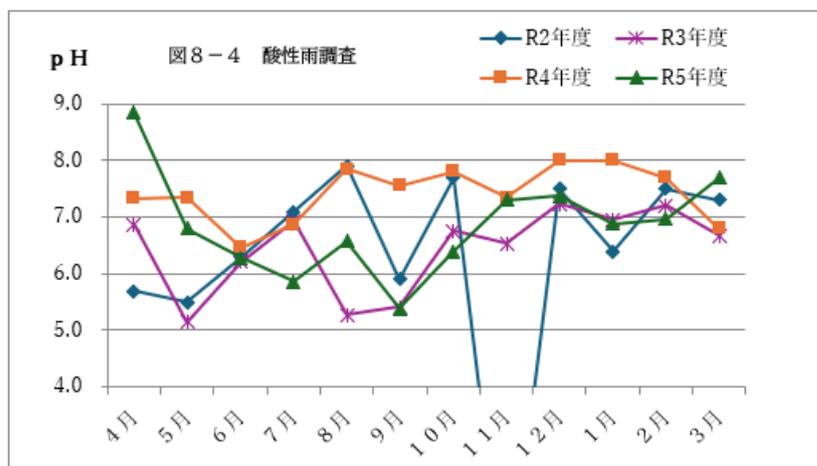
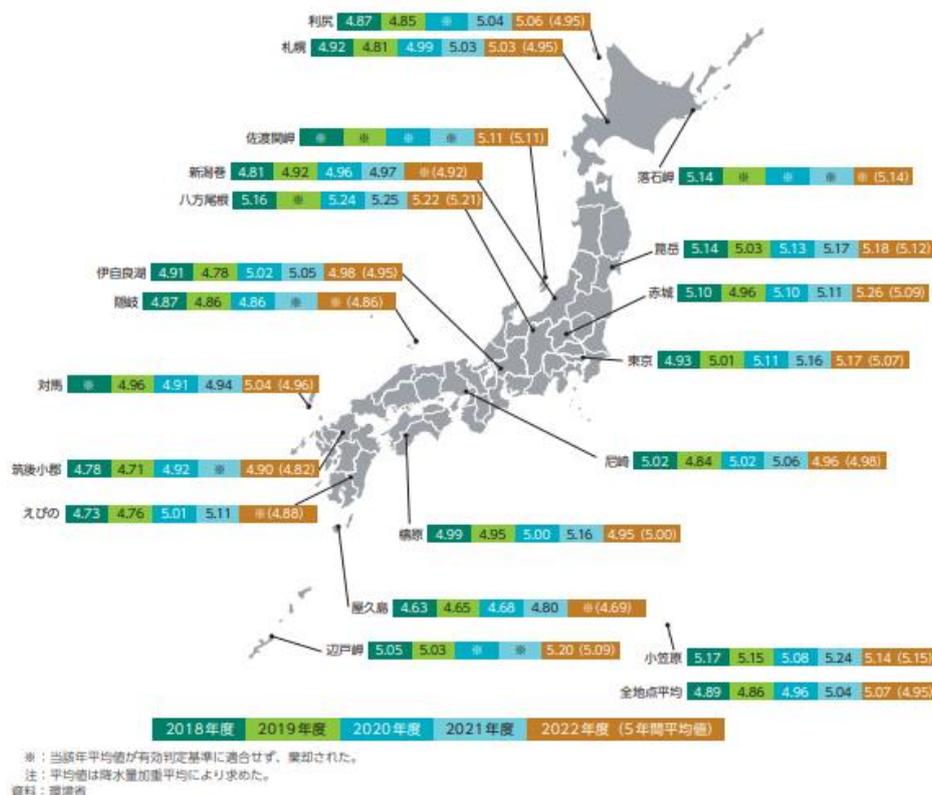


図8-5 日本の酸性雨状況 pH分布図 平成30(2018)年度～令和4(2022)年度



『令和6年版 環境・循環型社会・生物多様性白書』によると、2023年度に取りまとめた2022年のモニタリング結果によると、我が国の降水は引き続き酸性化した状態（全平均値pH5.07）にあり、欧米等と比べて低いpHを示しましたが、中国の大気汚染物質排出量の減少とともにpHの上昇（酸の低下）の兆候が見られました。また、生態系への影響については、大気汚染等が原因と見られる森林の衰退は確認されず、モニタリングを実施しているほとんどの湖沼で、酸性化からの回復の兆候が見られました。

出典：令和6年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

4 野川の水質状況

令和5年度は、野川の3地点で年7回の調査を実施し、「生活環境の保全に関する環境基準」(D類型)(165ページ参照)との比較を行うことにより、野川の水質の汚濁状況の確認を行いました。その結果、全地点で環境基準を下回りました。詳しい結果は以下のとおりです。

(1) 押切橋

野川の源流は株式会社日立製作所中央研究所の湧水池からの流出水です。流出点より約100m下流の押切橋上流付近で測定を行いました。

BODは0.5未満～1.5mg/Lの範囲で、良好な値で推移しました。また、BODの75%値*は1.5mg/Lで環境基準を下回りました。

そのほかの項目でも、全ての調査月で環境基準を下回りました(表8-4参照)。

表8-4 押切橋における調査結果と環境基準との比較(生活環境項目)

令和5年度

単位:mg/L (pHを除く)

調査月 項目	4月	6月	8月	9月	11月	1月	3月	平均値 (75%値)*	環境基準
pH	7.4	7.9	7.2	7.9	7.5	7.7	7.8	7.6	6.0以上 8.5以下
BOD	1.1	1.5	0.8	1.4	<0.5	1.5	1.2	1.0 (1.5)*	8以下
SS	6	7	2	5	4	2	5	4	100以下
DO	9.0	9.0	9.5	9.1	9.4	10.5	12.0	9.8	2以上

*:()内の数値は、BODの75%値

BODの75%値とは、各月毎のデータが年間12個ある場合、水質の良い順に並べて9番目の値のことであり、BODの年間の値を評価する際に使用します。本調査においては、年間7回の測定であるため、水質の良い順に並べて6番目の値が75%値となります。

* pH(水素イオン濃度指数)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質)、DO(溶存酸素量)の用語解説は165ページを参照してください。

※「<」の記号は、検出限界値未満のことを指します。なお、検出限界値未満とは、ここでは0.5 mg/Lの濃度以下で検出されなかったという意味になります。

(2) 一里塚橋

調査は上流側に元町用水が流入している一里塚橋の下流約10m付近で行いました。BODは0.5未満～1.3mg/Lの範囲であり、良好な値で推移していました。また、BODの75%値は1.3mg/Lであり環境基準を下回りました。

そのほかの項目でも、全ての調査月で環境基準を下回りました（表8-5参照）。

表8-5 一里塚橋における調査結果と環境基準との比較（生活環境項目）

令和5年度

単位：mg/L（pHを除く）

調査月 項目	4月	6月	8月	9月	11月	1月	3月	平均値 (75%値)*	環境基準
pH	8.0	8.1	7.6	7.9	7.6	7.9	7.9	7.9	6.0以上 8.5以下
BOD	<0.5	1.0	1.1	1.3	<0.5	0.7	0.9	0.9 (1.1)*	8以下
SS	4	16	5	8	5	<1	3	6	100以下
DO	11.3	10.1	10.2	9.6	9.6	13.1	12.8	11.0	2以上

*：（ ）内の数値は、BODの75%値です。

(3) 鞍尾根橋

市内を流れる野川の最下流地点として、小金井市との市境である鞍尾根橋の上流約5～10m付近で測定を行いました。なお、鞍尾根橋の上流側左岸より東京経済大学の湧水が流入していますが、調査は流入地点より上流で実施しています。

BODは0.5未満～1.4mg/Lの範囲の良好な値で推移し、BODの75%値は1.4mg/Lであり環境基準を下回りました。

そのほかの項目でも、全ての調査月で環境基準を下回りました（表8-6参照）。

表8-6 鞍尾根橋における調査結果と環境基準との比較（生活環境項目）

令和5年度

単位：mg/L（pHを除く）

調査月 項目	4月	6月	8月	9月	11月	1月	3月	平均値 (75%値) *	環境基準
pH	8.6	8.2	8.1	8.0	7.8	7.9	8.2	8.1	6.0以上 8.5以下
BOD	<0.5	0.8	1.0	1.4	<0.5	0.6	0.6	0.8 (1.0)*	8以下
SS	5	4	5	5	5	<1	2	4	100以下
DO	14.0	10.7	11.3	10.6	10.4	13.8	14.2	12.1	2以上

*：（ ）内の数値は、BODの75%値です。

5 野川の底質状況

底質の調査は、平成17年度までは鞍尾根橋で行っていましたが、上流側がコンクリート三面貼りとなった平成16年9月以降、底質の採取が困難となったため、平成18年度からは一里塚橋で調査を行っています。底質については、暫定除去基準及び参考基準との比較を行い、全ての項目で暫定除去基準及び参考基準を下回りました（表8-7、8-8参照）。

表8-7 一里塚橋における調査結果と暫定除去基準との比較（底質含有分析）

調査年月日：令和5年5月11日

項目	単位	一里塚橋	暫定除去基準※
総水銀	mg/kg	0.12	25ppm以上
P C B	mg/kg	0.03	10ppm以上

注) mg/kg=ppm

※暫定除去基準：昭和50年環水管第119号 環境庁水質保全局通知

表8-8 一里塚橋における調査結果と参考基準との比較（土壌環境基準項目）

調査年月日：令和5年5月11日

項目	単位	一里塚橋	参考基準※	
カドミウム	mg/L	<0.0003	0.003以下	
全シアン	mg/L	<0.1	検出されないこと	
有機燐	mg/L	<0.1	検出されないこと	
鉛	mg/L	<0.001	0.01以下	
六価クロム	mg/L	<0.005	0.05以下	
砒素	mg/L	<0.001	0.01以下	
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005以下	
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	検出されないこと	
P C B	mg/L	<0.0005	検出されないこと	
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.002以下	
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002以下	
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.002以下	
1、2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.004以下	
1、1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.1以下	
1、2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.04以下	
1、1、1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	1以下	
1、1、2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006以下	
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01以下	
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01以下	
1、3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002以下	
チウラム	mg/L	<0.0006	0.006以下	
シマジン	mg/L	<0.0003	0.003以下	
チオベンカルブ	mg/L	<0.001	0.02以下	
ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01以下	
セレン	mg/L	<0.001	0.01以下	
ふっ素	mg/L	<0.08	0.8以下	
ほう素	mg/L	<0.1	1以下	
1、4ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05以下	
含有	砒素	mg/kg	<0.5	15未満(田に限る)
	銅	mg/kg	8.4	125未満(田に限る)

※参考基準：土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示46号）を用い、参考基準としました。

6 湧水の水質状況

湧水には環境基準等が定められていないため、ここでは、生活環境の保全に関する環境基準〔河川〕と地下水の水質汚濁に係る環境基準を参考基準として比較を行うことにより、湧水の汚濁状況の確認をしました。

令和5年度においては、湧水の水質分析調査を市内2地点（真姿の池、東京経済大学新次郎池）で年6回行いました。（東京経済大学新次郎池は4月欠測）

また、姿見の池において、ゲンジボタルの生息に適しているかの視点により、水質状況を調査しました（水路の2か所、年1回）。

（1）真姿の池

真姿の池は株式会社日立製作所中央研究所の湧水池と同様、野川の源流の一つです。また環境省の「名水百選」に選ばれており、現在も生活用水として利用されています。調査は元町用水の最上流部である真姿の池において行いました。

BODは0.5未満～0.7mg/Lの範囲内であり、参考基準※を満たしていました。その他の項目についても全ての調査月で参考基準※を下回りました（表8-9参照）。

表8-9 真姿の池における調査結果と参考基準との比較（生活環境項目等）

令和5年度

単位：mg/L（pHを除く）

項目	調査月	4月	6月	8月	11月	1月	3月	平均値	参考基準※
pH		6.5	6.5	6.3	6.7	7.2	6.7	6.7	6.0以上8.5以下
BOD		<0.5	<0.5	0.9	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	8以下
SS		<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	100以下
DO		7.9	7.3	6.6	7.8	8.6	8.6	7.8	2以上
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素		4.5	4.4	4.9	4.5	4.8	5.0	4.7	10以下
トリクロロエチレン		-	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン		-	0.0015	-	0.0010	-	-	0.0013	0.01以下
1、1、1-トリクロロエタン		-	<0.0002	-	<0.0002	-	-	<0.0002	1以下
四塩化炭素		-	<0.0002	-	<0.0002	-	-	<0.0002	0.002以下
1、1-ジクロロエチレン		-	<0.002	-	<0.002	-	-	<0.002	0.1以下
流量		4.03	8.77	5.61	4.20	1.53	2.98	4.52	-

注）-：調査を行っていない項目

※参考基準：生活環境項目については流入先の野川における環境基準（昭和46年環告59号、河川、D類型）、その他の項目については、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環告10号別表）を参考基準としました。

表 8-10 真姿の池における調査結果と参考基準との比較（飲料水適合試験）

令和 5 年度

項目（単位）		測定月日		参考基準 ₂ *
		6月1日	11月2日	
一般細菌	個/mL	0	1	100 以下
大腸菌	—	不検出	不検出	検出されないこと
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	4.4	4.5	10 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
シス-1、2-ジクロロエチレン及び トランス-1、2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0015	0.0010	0.01 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下
塩化物イオン	mg/L	7.1	7.4	200 以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	<0.3	<0.3	3 以下
pH	—	6.5	6.7	5.8 以上 8.6 以下
味	—	異常なし	異常なし	異常でないこと
臭気	—	異常なし	異常なし	異常でないこと
色度	度	<1	<1	5 以下
濁度	度	<1	<1	2 以下

※参考基準₂： 飲料水適合試験については、水道水質基準（平成15年厚生労働省告示第261号）を参考基準としました。

(2) 東京経済大学新次郎池

敷地内の新次郎池を源に流れている湧水の流出口の直下で調査を行いました。BODは0.5~1.1mg/Lの範囲であり、そのほかの項目についても全ての調査月で参考基準を下回りました。

表8-11 東経大における調査結果と参考基準との比較（生活環境項目等）

令和5年度

単位：mg/L（pHを除く）

項目	調査月	4月	6月※ ₁	8月	11月	1月	3月	平均値	参考基準※ ₂
pH		-	7.9	7.1	7.3	8.0	7.9	7.6	6.0以上8.5以下
BOD		-	1.1	<0.5	<0.5	0.9	0.7	0.7	8以下
SS		-	36	<1	2	14	11	11	100以下
DO		-	8.7	8.4	8.9	12.2	12.0	10.0	2以上
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素		-	3.9	5.9	5.9	4.8	3.7	4.8	10以下
トリクロロエチレン		-	-	-	<0.001	-	-	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン		-	-	-	0.0006	-	-	0.0006	0.01以下
1、1、1-トリクロロエタン		-	-	-	<0.0002	-	-	<0.0002	1以下
四塩化炭素		-	-	-	<0.0002	-	-	<0.0002	0.002以下
流量		-	0.23	7.43	6.69	0.02	0.06	2.89	-

注) -：調査を行っていない項目。

※₁：4月は水が流れていないため欠測となった。

※₂参考基準：生活環境項目については流入先の野川における環境基準（昭和46年環告59号、河川、D類型）、その他の項目については、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環告10号別表）を参考基準としました。

(3) 姿見の池の水質とホタルの成育条件

姿見の池は、JR武蔵野線トンネル付近の住宅の浸水対策として、トンネル内部に設置した横井戸から抜き取った地下水の有効利用のために再現された池で、地下水は姿見の池を経由し、野川源流へと流入しています。姿見の池が、ゲンジボタルが生息するのに適した水質かどうかを確認するために、池への流入直前の地点と、地下水が集水管を経由し姿見の池へと続く水路の2か所で調査を行いました。（実施日：令和5年5月11日）

ゲンジボタルの生息に必要な水質の条件は、酸素が十分に溶け込んでいること、カルシウム分が多いこととされていますが、姿見の池上流、下流ともに、カルシウムが表8-12に参考値として示している「ゲンジボタルの生息条件」のほぼ範囲内となっています。また、DO、塩化物イオンは範囲内となっています。

表 8-12 姿見の池における調査結果とゲンジボタル生息地の水質との比較

調査地点		姿見の池 上流	姿見の池 下流	【参考】 ゲンジボタルの生息条件 (東京の生息3地域の値)
項目	調査日	令和5年5月11日		
	単位			
pH	pH	7.7	7.7	6.5 ~ 8.3
BOD	mg/L	<0.5	<0.5	0.5 ~ 1.8
COD	mg/L	1.0	1.1	0.5 ~ 3.4
SS	mg/L	2	4	—
DO	mg/L	9.4	9.3	6.8 ~ 11.8
カルシウム	mg/L	12	13	11.46 ~ 13.2
塩化物イオン	mg/L	9.5	9.2	6.19 ~ 11.2
硝酸態窒素	mg/L	5.59	5.55	0.43 ~ 0.45
アンモニア態窒素	mg/L	0.02	0.03	0.03 ~ 0.12
イオン状シリカ	mg/L	26	25	0.50 ~ 0.58
マグネシウム	mg/L	6.0	6.1	2.5 ~ 3.2
電気伝導率	mS/m	17.4	17.4	8 ~ 20
水温	℃	18.5	18.9	2.0 ~ 28.0

出典:「ホタル百科事典」(東京ゲンジボタル研究所 <http://www.tokyo-hotaru.com/jiten/hotaru.html>)

イオン状シリカ、マグネシウムについては、上流、下流とも参考値として示している「ゲンジボタルの生息条件」の範囲を上回る値となりましたが、珪藻類の繁殖に必要であり、問題はないものと考えられます。

また、硝酸態窒素についても同様に、上流、下流ともに「ゲンジボタルの生息条件」の範囲を超えていました。ホタルが生息する条件の一つとして、ホタルの餌であるカワニナが豊富に生息することがあげられます。しかし、硝酸濃度が高くなるとカワニナは貝殻が溶けだして死んでしまうこともあり、ホタルの生息条件を満たさなくなるといった見解もあることから注視する必要があります。

ホタルが自然に生息するためには、硝酸態窒素等の水質的要因の改善や、川岸や水辺に草があり、川の中には中洲や淵等がある多様な環境の整備が必要です。また、ホタルだけではなく他の水生生物にとっても生息しやすい環境にするためには、物理的要因の整備が必要と考えられます。

7 井戸水調査

井戸水調査は年1回、市内20か所の井戸（152ページ図8-6参照）で以下の9項目について調査しました。調査結果を環境基準等と比較することにより、井戸水の汚濁状況の確認を行いました。

調査項目	①トリクロロエチレン、②テトラクロロエチレン、③1、1、1-トリクロロエタン、④四塩化炭素、⑤1、2-ジクロロエチレン、⑥1、1、-ジクロロエチレン、⑦大腸菌、⑧ジクロロメタン、⑨クロロエチレン
------	---

※地下水の環境基準との比較を行いました。なお、大腸菌については、地下水の環境基準が定められていないため、参考として水道水質基準を参考基準としました。

環境基準等の達成状況をみると、都立殿ヶ谷戸庭園（南町2丁目16番）、もみじ井戸（光町1丁目15番）でテトラクロロエチレンが環境基準値を超過し、大腸菌は本町三丁目13番、西元町一丁目13番の2地点で検出されました。（表8-13参照）。

都立殿ヶ谷戸庭園は例年環境基準値を超過しており、今後も継続的に調査・監視していく必要があります。

表8-13 井戸水調査結果と環境基準等との比較

調査年月日：令和6年2月1日

調査地点	調査項目	時間 単位	戸倉1丁目 15番	東恋ヶ窪 3丁目 8番	本多5丁目 15番	本町3丁目 13番	都立殿ヶ谷 戸庭園 南町2丁目 16番	東元町 1丁目 21番	東元町 3丁目 2番	西元町 1丁目 13番	内藤橋 井戸 内藤1丁目 28番	戸倉公園 戸倉4丁目 8番	環境基準 (参考基 準) ※
			13:18	9:13	13:45	9:37	9:58	10:13	10:21	10:34	10:49	13:30	
トリクロロエチレン	mg/L		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L		<0.0005	0.0011	0.0017	0.0009	0.13	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1、1、1-トリクロロエタン	mg/L		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
四塩化炭素	mg/L		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1、2-ジクロロエチレン	mg/L		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1、1-ジクロロエチレン	mg/L		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
大腸菌	-		不検出	不検出	不検出	検出	不検出	不検出	不検出	検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02以下
クロロエチレン	mg/L		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下

調査地点	調査項目	時間 単位	光町1丁目 44番	もみじ 井戸 光町1丁目 15番	90度井戸 富士本 3丁目 19番	つつじ 井戸 西町2丁目 22番	西町4丁目 17番	西町3丁目 14番	北町2丁目 7番	東恋ヶ窪 かしの木 公園 東恋ヶ窪 6丁目 17番	西恋ヶ窪 1丁目 40番	たきくぼ 井戸 泉町3丁目 5番	環境基準 (参考基 準) ※
			11:09	11:18	14:41	11:28	11:42	11:38	11:55	14:00	8:51	14:18	
トリクロロエチレン	mg/L		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L		<0.0005	0.014	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0014	0.01以下
1、1、1-トリクロロエタン	mg/L		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
四塩化炭素	mg/L		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1、2-ジクロロエチレン	mg/L		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1、1-ジクロロエチレン	mg/L		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
大腸菌	-		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02以下
クロロエチレン	mg/L		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下

注) 水温～臭気は環境測定項目

注) 0.13 : 基準値超過（基準値は、166ページを参照）

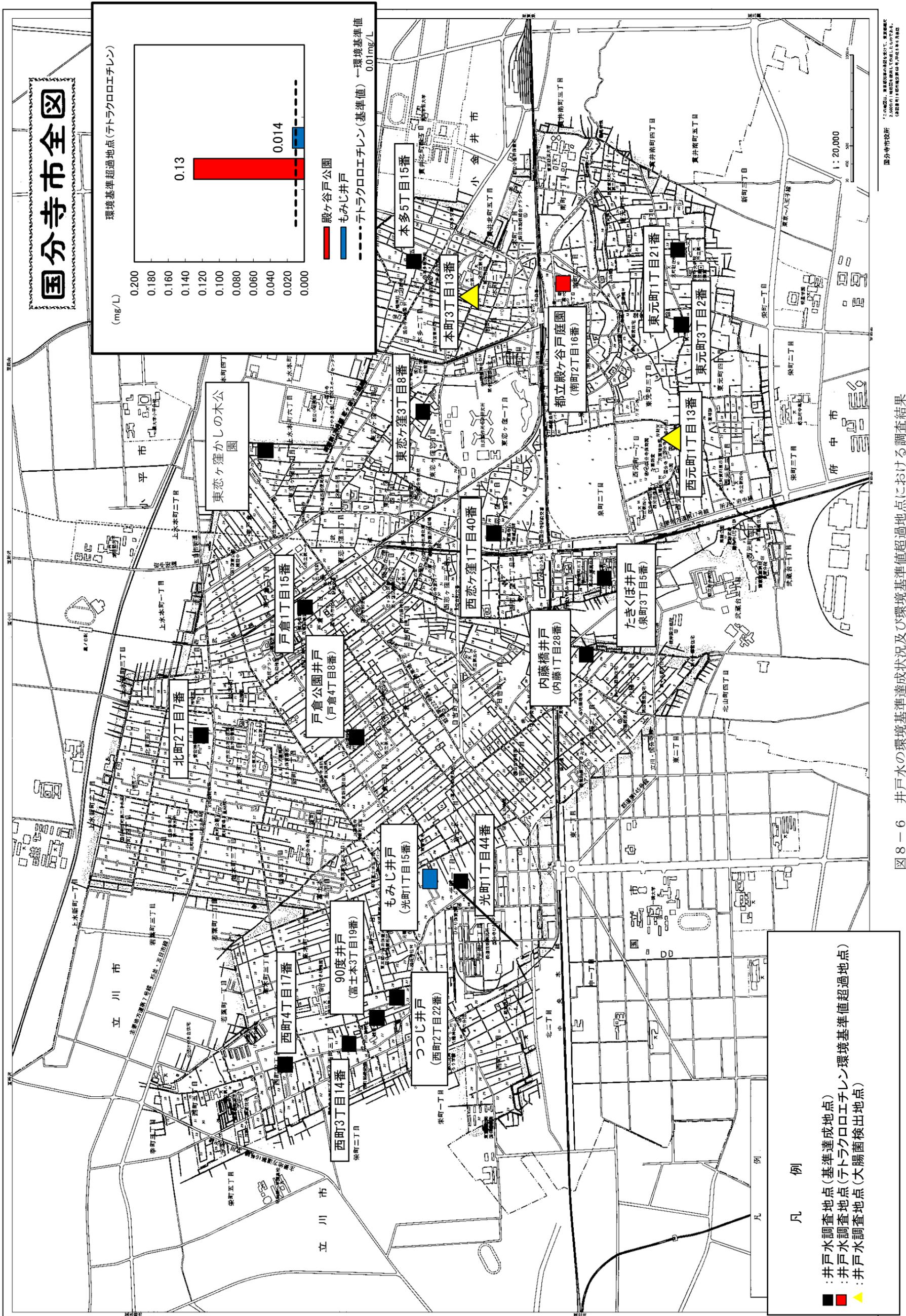


図8-6 井戸水の環境基準達成状況及び環境基準値超過地点における調査結果

8 野川水生・底生生物調査

(1) 調査概要

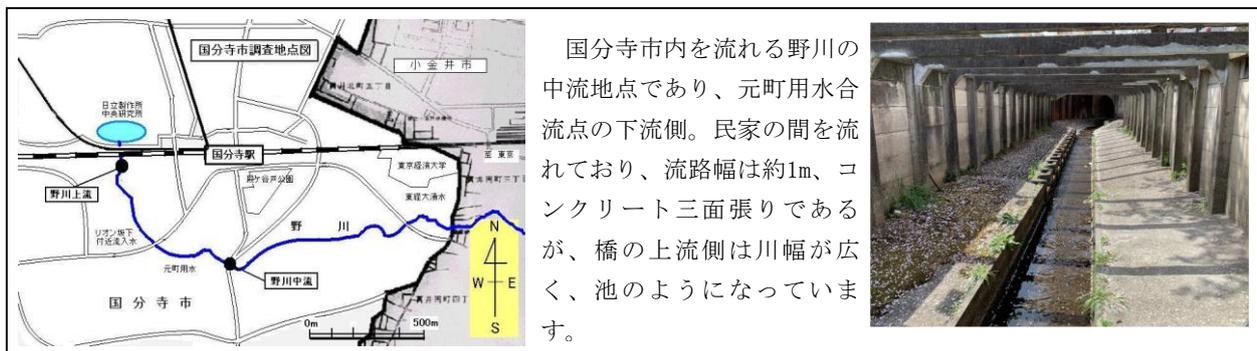
市内を流れる野川に生息する水生生物を調査し生息状況を把握するとともに、生物学的水質判定等を行い、野川の河川環境を保全するための基礎資料とするため調査を行っています。野川上流の押切橋、下流の鞍尾根橋付近が完全なコンクリート三面貼りの生物の住みにくい環境のため、調査は中流の一里塚橋のみで実施しています。

調査日：令和5年5月11日（木）

調査地点：一里塚橋（野川中流）（図8-7参照）

調査項目：底生生物、付着藻類及び魚類の3項目

図8-7 野川中流（一里塚橋）



国分寺市内を流れる野川の中流地点であり、元町用水合流点の下流側。民家の間を流れており、流路幅は約1m、コンクリート三面張りであるが、橋の上流側は川幅が広く、池のようになっています。

(2) 判定方法

生物学的水質判定方法には種々の方法が提案されていますが、本調査では優占種法、Kolkwitz 法、Beck-Tsuda 法（生物指数法）、汚濁指数法により、総合的な生物学的水質判定を試みました。

【耐 認 性】

清水性種（A）：汚濁に耐えられない種

汚濁性種（B）：汚濁に耐えられる種

【汚濁階級指数】

その生物が代表する水質階級

1：貧腐水性水域 2： β -中腐水性水域 3： α -中腐水性水域 4：強腐水性水域

【水 質 階 級】

その生物がよく出現する水域

O s：きれいな水域 β m：割合きれいな水域

α m：汚れている水域 P s：とても汚れている水域

【生物学的水質判定法】

優占種法：最も出現頻度の高い種が示す水質階級で判定

※Fjerdingsstad(1964)により提案された方法。最も出現頻度の高い種に基づいて、その種が示す水質階級をもってその調査河川の水質階級とする。

Kolkwitz 法：個体数にかかわらず最も多くの種が含まれる水質階級で判定

※Kolkwitz(1908)により考案された方法。個体数にかかわらず、全種の水質階級から最も多くの種の含まれる階級をもって判定結果とする。

++Beck-Tsuda 法：生物指数と水質階級の対応を示す。

※Beck(1955)により提案された方法。津田(1961)や福島(1968)により採集のための注意点等について補足された。出現した全種の耐忍性よりA及びBの2グループに分け、2A+Bで表される生物指数(B. I.)により河川の水質階級を判定する。

表 8-14 Beck-Tsuda 法

生物指数	水質指数	汚濁の度合
0~5	Ps 貧腐水性水域	とても汚れている
6~10	α -中腐水性水域	よごれている
11~19	β -中腐水性水域	わりあいきれい
20以上	Os 強腐水性水域	きれい

汚濁指数法：その生物が代表する水質階級を表す指数。

※Pantle と Buck(1955)により考案された方法。サプロビ指数法とも呼ばれている。汚濁階級指数の既知の種の個体数(h)と汚濁階級指数(s)を用い、汚濁指数(X)を次式から算出する。

$$X = \Sigma (s \times h) / \Sigma h$$

表 8-15 汚濁指数法

汚濁指数	水質指数	汚濁の程度
1.0~1.5	Os 貧腐水性水域	きれい
1.5~2.5	β -中腐水性水域	割合きれい
2.5~3.5	α -中腐水性水域	汚れている
3.5~4.0	Ps 強腐水性水域	とても汚れている

(3) 調査結果

A. 底生生物による水質判定

川床に砂礫等の堆積する場所にサーバーネット(25cm×25cm)を設置して定量採集を行い、河床に礫(レキ)等が蓄積している2か所を1試料としました。底生生物の分類学的集計により29種、239個体が確認されました(表8-16参照)。優占種はナミウズムシであり出現個体数は53個体、優占度は22.2%でした(表8-17参照)。また、きれいな水域の指標となる水質階級Osの種は、9種確認されました。

底生生物の調査にもとづく生物学的水質判定の結果は、野川中流はOs(きれいな水域)~ β m(わりあいきれいな水質)となりました(表8-18参照)。

表 8-16
底生生物の出現種の分類学的集計結果

分類群		確認種数
昆虫網	カゲロウ目	3種
	トンボ目	1種
	トビケラ目	4種
	コウチュウ目	5種
	ハチ目	1種
扁形動物門		1種
線形動物門		1種
軟体動物門		2種
環形動物門		3種
節足動物門(昆虫網を除く)		7種
種数合計		29種
個体数合計 (25cm×25cm×2回)		239個体

表 8-17
底生生物の出現種の最優占種と優占度

種名	個体数 (優占度)
ナミウズムシ(Dugesia japonica)	53個体 (22.2%)
	

表 8-18 底生生物による水質判定結果

判定方法			判定結果
優占種法	最優占種	ナミウズムシ	Os
Beck-Tsuda 法	清水性種数 (A)	9	Os
	汚濁性種数 (B)	21	
	不明種数	1	
	生物指数 (2A + B)	39	
Kolwitz 法	貧腐水性水域	9	Os
	β -中腐水性水域	3	
	α -中腐水性水域	5	
	強腐水性水域	1	
	不明種数	13	
汚濁指数法	汚濁指数	1.56	β ms
総合判定	Os (きれいな水域) ~ β ms (わりあいきれいな水域)		

注) 清水性種 (A) : 汚濁に耐えられない種

汚濁性種 (B) : 汚濁に耐えられる種

Os : きれいな水域 (貧腐水性水域)

β m : わりあいきれいな水域 (β -中腐水性水域)

α m : よごれている水域 (α -中腐水性水域)

Ps : とてもよごれている水域 (強腐水性水域)

B. 付着藻類による水質判定

砂礫等が堆積している川床の、比較的平らな礫に 5 cm × 5 cm のゴム板 (コドラート) をあてがい礫に付着した藻類をこすり落として試料としました (1 か所)。

調査の結果、37 種、細胞数 2,731 細胞/mm²の付着藻類が確認されました (表 8-19 参照)。再優占種はチャツツケイソウで、細胞数 1,800 細胞/mm²、優占度 65.9%でした (表 8-20 参照)。付着藻類による生物学的水質判定の結果は、野川中流の水質は β ms (わりあいきれいな水域) でした (表 8-21 参照)。

表 8-19 出現種の分類学的集計結果

分類群	確認種数
緑藻綱	2 種
珪藻綱	35 種
種数合計	37 種
細胞数合計 (1 mm ² あたり)	2,731

表 8-20 底生生物の最優占種及び優占度

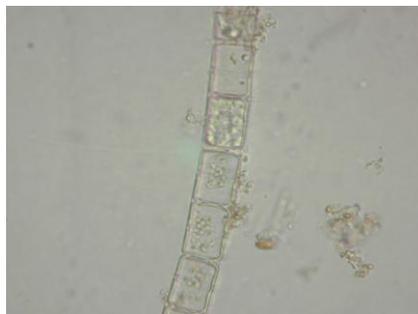
種名	細胞数 (優占度)
チャツツケイソウ (<i>Melosira varians</i>)	1,800 細胞 (65.9%)
	

表 8-21 付着藻類による生物学的水質判定

判定方法			判定結果
優占種法	最優占種	チャヅツケイソウ (<i>Melosira varians</i>)	不明
Beck-Tsuda 法	清水性種数 (A)	12	0s
	汚濁性種数 (B)	14	
	生物指数 (2A + B)	38	
Kolkwitz 法	貧腐水性水域	13	β ms
	β -中腐水性水域	24	
	α -中腐水性水域	6	
	強腐水性水域	3	
	不明種数	11	
汚濁指数法	汚濁指数	1.82	β ms
総合判定	β ms (わりあいきれいな水域)		

注) 清水性種 (A) : 汚濁に耐えられない種

汚濁性種 (B) : 汚濁に耐えられる種

0s : きれいな水域 (貧腐水性水域)

β ms : わりあいきれいな水域 (β -中腐水性水域)

α ms : よごれている水域 (α -中腐水性水域)

P s : とてもよごれている水域 (強腐水性水域)

C. 魚類の出現種

魚類の調査は、タモ網による捕獲及び目視による確認を行いました。調査の結果、コイ、オイカワ、カワムツ、アブラハヤ、モツゴ、カマツカ、ヨシノボリ属の7種が確認されました。

(4) 生物学的水質判定結果と水質調査結果の比較

野川中流の底生生物及び付着藻類による生物学的水質判定結果と、水質との関連性をみるために、市で継続して調査を実施している野川の水質調査結果のうち、有機汚濁の指標となるBODの測定結果との比較を行いました。また参考として魚類調査結果も記載しました(表8-22)。

今年度の底生生物による生物学的水質判定結果は、0s(きれいな水域)~ β ms(わりあいきれいな水域)、付着藻類による生物学的水質判定結果は、 β ms(わりあいきれいな水域)でした。

魚類については例年確認されている5種(令和4年現種)のカワムツ、オイカワ、アブラハヤ、モツゴ、コイ、にカマツカ、ヨシノボリ属が加わった7種が確認されました。底生生物、付着藻類及び魚類の出現種数は、多少の増減はあるものの近年5年間で大きな変化はみられませんでした。底生生物の優占種を見ると水質階級が0s~ β msのナミウズムシでした。付着藻類の水質階級は β のチャヅツケイソウでした。

水質判定及び生物学的水質判定の結果では、一里塚橋は「きれいな水域~わりあいきれいな水域」である判定がされましたが、平常時の水深は浅く、河床や岸はコンクリートで三面護岸されていて、水生生物にとって自然な生息環境とはいえません。

表 8-22 生物学的水質判定結果と水質調査結果との比較

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
底生生物	生物学的水質判定	β	0s	0s~β	0s~β	0s~β
	出現種数	23	24	22	30	29
	優占種	イトミミズの1種	ミズムシ	カワニナ	ミズムシ	ナミウズムシ
付着藻類	生物学的水質判定	β	β	β	β	β
	出現種数	35	30	38	41	37
	優占種	コバンケイソウ	チャヅツケイソウ	チャヅツケイソウ	チャヅツケイソウ	チャヅツケイソウ
BOD(mg/L)※1 (測定年度)		0.7 (2018)	0.7 (2019)	0.5 (2020)	0.6 (2021)	0.8 (2022)
魚類出現種		カワムツ オイカワ スミウキゴリ モツゴ コイ メダカ チャネル キャットフィッシュ (7種)	カワムツ コイ モツゴ タモロコ オイカワ トウヨシノボリ類 (6種)	カワムツ コイ※2 オイカワ アブラハヤ アブラハヤ カマツカ スミウキゴリ タモロコ ヨシノボリ類 (8種)	カワムツ オイカワ アブラハヤ モツゴ スミウキゴリ コイ※2 (6種)	カワムツ オイカワ アブラハヤ モツゴ カマツカ ヨシノボリ属 コイ※2 (7種)

※1 環境報告書（国分寺市）より、過去のBOD値の年間平均値を示す。

※2 コイ（飼育型）を含む。

（5）多摩川水系野川流域河川整備計画（平成 29 年 7 月 東京都）

市内の野川最下流端にあたる鞍尾根橋から最上流端までの区間は1時間 65mm 降雨に対処した改修事業が完了していません。「多摩川水系野川流域河川整備計画」（平成 29 年 7 月、東京都）によると、この区間では河道拡幅により低水路と高水敷を整備した複断面河道（図 8-8、図 8-9 参照）を用いた護岸整備を実施する計画です。複断面河道は、低水路の直線化を防止でき、水敷を散策路としても利用できる等のメリットがあります。水生生物保護の観点からはこうした整備の際に、流れには瀬や淵などがあり、河床や水際には生物の隠れ家となる草本類等がある環境が形成されることが望まれます。

図 8-8 計画標準断面図（野川、鞍尾根橋～不動橋の複断面河道整備）

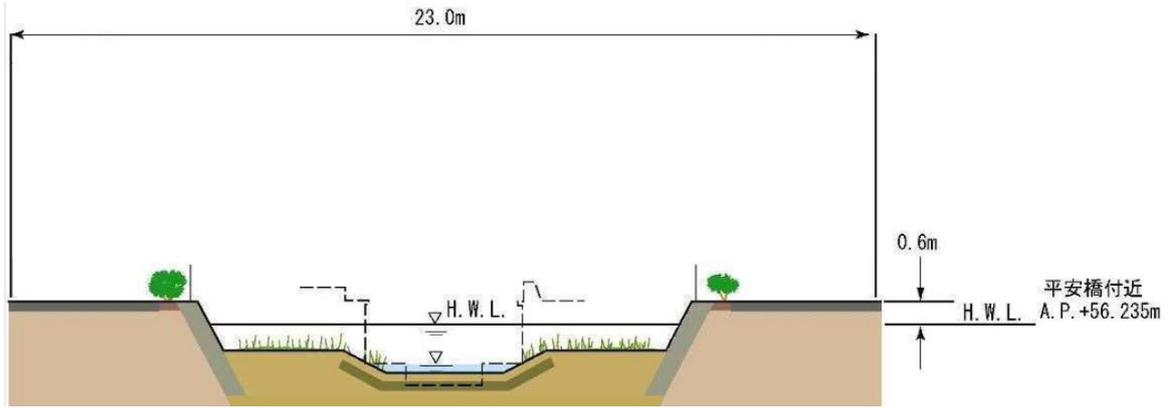


図 8-9 整備のイメージ



出典：「多摩川水系野川流域河川整備計画」
（平成 29 年 7 月 東京都）

9 野川・湧水地の流量

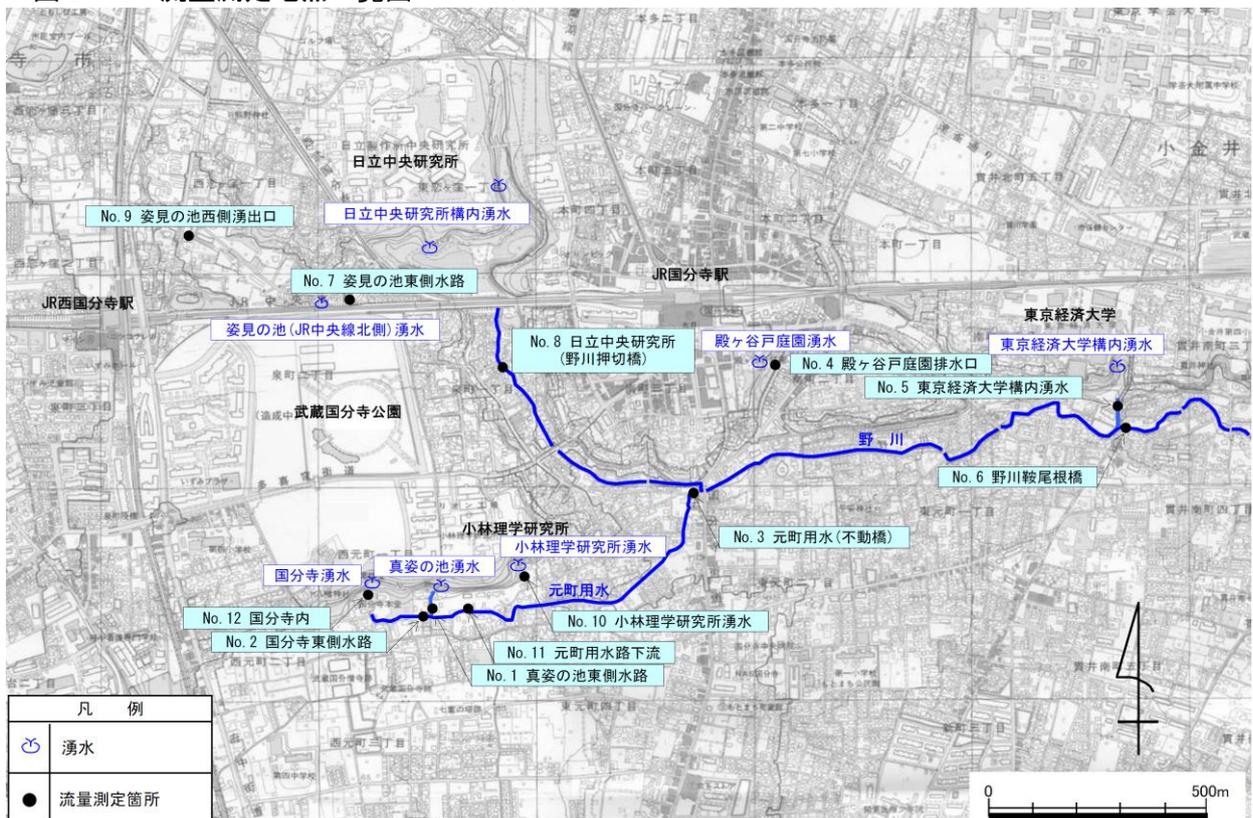
(1) 測定地点

流量測定地点は、表 8-23 及び図 8-10 に示す地点であり、市内の主要な湧水及びそれらを水源とする野川・元町用水等から 12 か所を抽出しました。

表 8-23 測定地点

No.	名称	地名	摘要
1	真姿の池東側水路（真姿の池湧水）	西元町一丁目	湧水
2	国分寺東側水路（国分寺湧水）	西元町一丁目	湧水
3	元町用水（不動橋）	東元町三丁目	水路
4	殿ヶ谷戸庭園排水口	南町二丁目	湧水
5	東京経済大学湧水	南町一丁目	湧水
6	野川鞍尾根橋	東元町一丁目	河川
7	姿見の池東側水路（姿見の池湧水）	西恋ヶ窪一丁目	湧水+地下水
8	日立中央研究所湧水（野川押切橋）	泉町一丁目	湧水+地下水
9	姿見の池西側湧出口	西恋ヶ窪一丁目	地下水
10	小林理学研究所湧水	東元町三丁目	湧水
11	元町用水路下流	東元町三丁目	水路
12	国分寺内	西元町一丁目	湧水

図 8-10 流量測定地点一覧図



(2) 測定結果

令和5年度の流量の測定結果を近傍の気象庁観測所（府中）雨量と併せて、それぞれ、図8-11-1、図8-11-2に示しています。流量は、多量の降雨の後には増大する傾向が見てとれます。

図8-11-1 流量測定結果及び気象庁府中観測所雨量

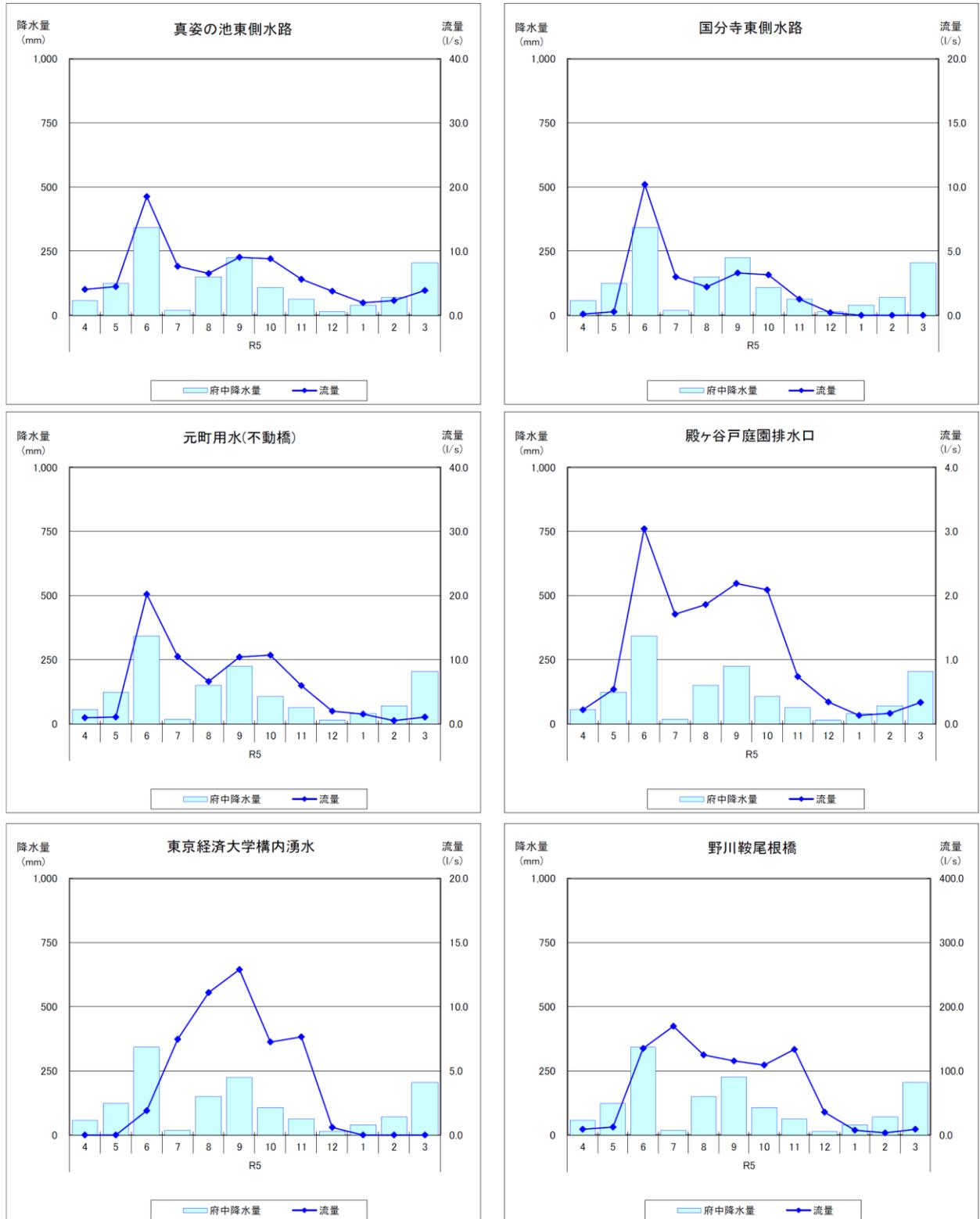
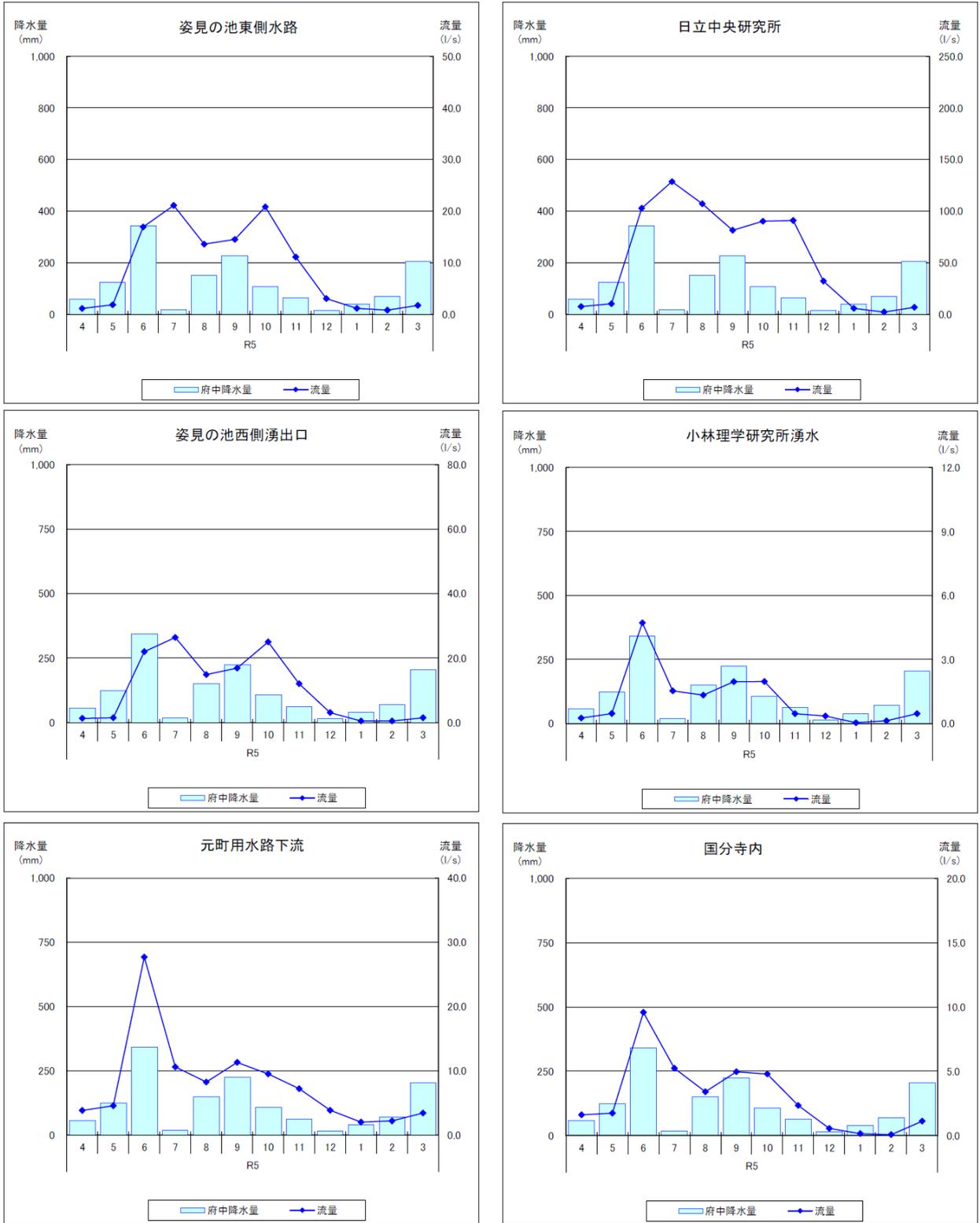


図 8-11-2 流量測定結果及び気象庁府中観測所雨量



10 放射線と放射性物質への対応について

○「国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針」の策定

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故によって放射性物質が拡散し、新たな課題が生じました。

市では、平成24年5月に、市民の身体・生命を守り、安全・安心なまちづくりを進めるため、放射性物質に対する総合的な対策として、測定などの具体的取組と、高数値及び基準値を超えた数値が検出された場合の対応を定めた、『国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針』を策定しました。

(1) 空間放射線量測定

- ・除染基準値（市）…地上5cmで0.23 μ Sv/h
- ・令和5年度は、市立中学校5校にて放射性物質の濃度測定を年3回実施しました。
- ・これまでの測定結果や他市の実施状況等を参考に、令和6年度以降、測定回数を年1回とすることを決定しました。

(2) 給食食品等の放射性物質濃度測定

- ・検査基準値（厚生労働省）…野菜類、穀類、肉・卵魚等：100Bp/kg、飲料水：10Bp/kg、牛乳・乳製品・乳児用食品：50Bp/kg
- ・令和5年度は障害者センター、市立保育所、私立保育所（測定希望の園のみ）、市立小中学校の給食食品を対象に、放射性物質の濃度測定を実施しました。
- ・これまでの測定結果において、基準値を上回る測定結果は検出されていないこと、また国のガイドラインに基づき、出荷時に各自治体において検査が実施されていること、さらに都内流通食品については東京都による検査が実施され、基準値を超えるものについては必要な処置がとられること等を踏まえ、令和6年度以降の測定について測定を休止することを決定しました。

(3) プール水・公園親水施設等に関する放射性物質濃度測定

- ・水道水中の放射性物質に係る管理目標値（厚生労働省）…セシウム10Bp/kg

※これまでの測定結果において、基準値を上回る測定結果は検出されていないことから、プール水・親水施設等の水の測定は令和3年度をもって休止しました。

(4) 廃棄物等に関する測定

- ・清掃センター焼却灰（焼却残さの放射性物質に関する日の出町と二ツ塚廃棄物広域処分場東京たまエコセメント化施設による特別協定書）…8,000Bp/kg以下
- ・排ガス（放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則）…セシウム134：20Bp/kg、セシウム137：30Bp/kg
- ・清掃センターで、もやせるごみ等を焼却した後の残さ（主灰・飛灰固化物）、焼却により発生する排ガスの放射性物質の濃度測定を行っていましたが、令和2年1月をもって清掃センターの焼却炉が休炉したことに伴い、焼却灰・排ガスの測定は実施していません。

○空間放射線測定器の貸出し

市民が自宅などの空間放射線量を測定できるように、平成24年3月から測定器の貸出しを行っています。

○測定結果について

令和5年度の測定において、基準値を上回る数値は検出されませんでした。測定結果は市のホームページ（トップページ→くらしの情報→地震関連情報【ページ番号：1000455】）を中心に公表しています。

11 環境基準※一覧

人の健康の保護及び生活環境の保全のために望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係わる環境基準が定められています。これは環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づいた公害対策を進める上での行政上の目標を示しています。

以下、本報告書に係る令和4年度現在の基準一覧を示します。

●大気汚染に係わる環境基準

物質	環境上の条件	用語説明
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	硫黄酸化物(SO _x)の代表的なもので、主に燃料中の硫黄分が燃焼して発生する。慢性気管支炎、喘息など呼吸器疾患の原因となる。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	燃料などの不完全燃焼により発生する。工場・事業所からも排出されるが、主に自動車から排出されている。血液中のヘモグロビンと結びつき酸素供給を妨げることで、中枢神経の痙攣・機能障害を起こす。頭痛・めまいなどの症状があらわれる。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	煤塵、粉塵やディーゼル車から排出されるガスに含まれる粒子など、大気中に浮遊する粒子状物質でその粒径が 10μm (1/100mm) 以下のものをいう。呼吸器に沈着し、呼吸疾患の原因となる。ディーゼル車排出ガス中の粒子は発がん性が疑われる。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	燃料の燃焼に伴い工場・自動車から排出された NO(一酸化窒素)が大気中で NO ₂ (二酸化窒素)になる。呼吸器障害を起こすほか、酸性雨の原因となる。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	空気中の窒素酸化物や炭化水素などが化学反応を起こしてできる酸化物の総称で、光化学スモッグの原因となる。目、のどの粘膜の炎症や、植物への被害を起こす。
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	基礎的な化学原料として広く使われている。大量吸入による急性中毒で、頭痛、めまい、吐き気が現れ、死亡することもある。高い発がん性がある。白血病の原因となることが知られている。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	油脂分解力が強く、金属機械部品等の脱脂洗浄剤として広く使用される。急症状として頭痛、吐き気、めまい、意識喪失などがある。慢性毒性として肝・腎臓障害が認められる。発がん性も疑われる。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	ドライクリーニング、金属の脱脂洗浄剤などとして用いられている。急性毒性として皮膚・粘膜刺激、麻酔作用(中枢神経抑制作用)、慢性毒性としては肝・腎臓障害が認められる。発がん性の疑いが高い。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	金属製品の洗浄剤及び脱脂溶剤、塗料剥離材などに使われている。めまい、吐き気、しびれなど神経系に対する作用がある。発がん性が疑われる。

※環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域を対象とする。

●騒音・振動に係わる環境基準

〈騒音〉

騒音規制法に基づく自動車騒音に係わる要請限度

(単位：dB デシベル)

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA区域を含む)	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	1車線	65	55
		2車線以上 近接区域	75	70
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一車線 2車線以上 近接区域	75	70

〈振動〉

振動規制法の道路交通振動に係わる要請限度

(単位：dB デシベル)

区域の区分		時間の区分				
	当てはめ地域	8時	昼間	19時	夜間	8時
第一種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域		65		60	
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70	20時	65	

項目	用語説明
騒音レベル (dB デシベル)	騒音の大きさを表す単位。通常の人間が聞きうる最小の音を0デシベルとし、耳に痛みを感じる音を130デシベルとすると、この間を感覚等分することにより決められた値
振動レベル (dB デシベル)	振動の加速レベルに振動補正を加えたもので、単位としてはデシベルを用いる。
等価騒音レベル (L_{Aeq})	変動する騒音レベルのエネルギー平均値、すなわち、変動音と等しいエネルギーを持つ定常音のレベルをいう。(※ L_{eq} と表わされる場合もある)
要請限度	自動車排ガスによる大気汚染や、自動車交通による騒音及び振動により、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると知事又は市町村長が認めるとき、道路管理者又は公安委員会に対しその改善を要請する際の基準

●水質汚濁に係わる環境基準

①生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU* /100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU /100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

※CFU: Colony Forming Unit の略。

※基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

細菌検査の結果に使用される単位。

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目	用語説明
水素イオン濃度(pH)	水の酸性・アルカリ性を示す指数。pH7が中性で7より小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなる。
生物化学的酸素要求量(BOD) Biological Oxygen Demand	水中の有機性汚濁物質が微生物により酸化分解されるために必要とされる酸素量。数値が高くなるほど川は汚れていることになる。BODが高いと水中の溶存酸素量(DO)が減少し、水生生物の育成に影響を与える。魚の生育環境としては5mg/L以下が望ましく、人為的汚染のないきれいな河川では1mg/L以下、10mg/L以上となると悪臭が発生する。
溶存酸素量(DO) Dissolved Oxygen	水中に溶けている酸素量で、空気や、水中の植物の光合成により供給される。酸素量が一定量を下回ると水生生物は生存できない。きれいな河川の状態では8~9mg/L。比較的汚染に強いコイ・フナなどでも5mg/L以上が望ましい。
浮遊物質(SS) Suspended Solid	水中に浮遊する直径2mm以下、孔径1μmの濾材上に残留する物をいう。プランクトン・生物の死骸やその破片、排泄物、泥粒、下水、工場排水など人工的汚濁物質からなる。水の汚濁の状態を示す重要な指標のひとつで、河川水にSSが多くなると光の透過を妨げ、自浄作用を阻害したり、魚類に悪影響を及ぼす。
化学的酸素要求量(COD) Chemical Oxygen Demand	有機物による水質汚濁の度合いを示す指標で、CODの値の大きいほど汚染がひどい。水中の有機物に酸化剤を加えて反応させ、消費した酸化剤の量を酸素の量に換算した値。湖沼および海域の環境基準や排水規制の項目、総量規制の対象項目に採用されている。湖沼の水質環境基準としては、非常に清澄な水は1mg/L以下、水道原水としては3mg/L以下、不快を感じない限度は8mg/L以下である。
大腸菌数	赤痢菌、コレラ菌、チフス菌等の水系感染症の多くは動物のふん便によってもたらされます。そのため、公衆衛生上の脅威となるこれらの病原菌を監視する必要があります。しかし各病原菌を個別に検査することが困難であるため、ふん便に大量に存在している大腸菌を指標細菌として「ふん便汚染の有無＝水系感染症のリスク」として監視しています。

②水質の人の健康の保護に関する環境基準及び 地下水の水質汚濁に係わる環境基準

項目	基準値	用語説明
カドミウム	0.003mg/L以下	メッキ、顔料、電池などで使用されている。腎・肝臓に蓄積し障害をおこす。慢性中毒では、異常疲労、貧血、骨軟化などがある(イタイイタイ病)。
全シアン	検出されないこと	メッキ、化学物質の原料、触媒などに使用。数秒～数分程度で中毒症状が現れ頭痛・めまい、意識障害、けいれんなどを起こし死亡することがある。
鉛	0.01mg/L以下	鉛管、板、蓄電池など金属のまま利用される他、その化合物も多く利用される。貧血・食欲不振、筋肉虚弱等の症状がある。発ガン性が疑われる。
六価クロム	0.05mg/L以下	顔料、染料、塗料、メッキや金属表面処理、酸化剤に使用。皮膚発疹、咽頭炎、鼻中隔炎症などがみられる。変異原性、発ガン性がある。
砒素	0.01mg/L以下	半導体の原料、医薬品、農業、殺鼠剤、防腐剤などに使用。急性では嘔吐、腹痛など。慢性中毒では皮膚の黒化・角化、神経炎を起こす。発ガン性も疑われる。
総水銀	0.0005mg/L以下	有機水銀化合物、無機水銀化合物をあわせたもの。化学品製造、医薬品、乾電池などに使用。慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響がある。有機水銀のメチル水銀(アルキル水銀)は特に毒性が高い。
アルキル水銀	検出されないこと	諸臓器・脳に蓄積され、運動失調、視野狭窄、知覚障害等の中枢神経障害の要因とされる(水俣病)。生物濃縮率が高く魚介類に高濃度に蓄積される。
PCB (ポリ塩化ビフェニール)	検出されないこと	熱やアルカリに強く、電気絶縁性が高いなど工業的に利用度が高く、トランス油、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙等に利用された。難分解性で脂肪組織に蓄積され、影響が長期化する。皮膚色素沈着、内臓障害がある。胎盤透過性があり胎児・乳幼児に障害が及ぶ(カネミ油症)。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	金属製品の洗浄剤および脱脂溶剤、塗料剥離材などに使用。分解されにくく地下水汚染の心配がある。めまい、吐き気、しびれなど神経系に対する作用がある。発ガン性が疑われる。
四塩化炭素	0.002mg/L以下	試薬、化学物質の原料として使用。オゾン破壊物質として「モントリオール議定書」にリストアップされている。発ガン性が疑われる。
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	塩化ビニル樹脂などの原料として使用。肝機能への影響がある。変異原性があり、発ガン性も疑われる。
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	塩化ビニルなど樹脂の原料、食品包装フィルムなどとして使用。肝・腎臓障害が知られている。麻酔作用がある。変異原性を持つ。
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	溶剤、プラスチックの原料として使用。高濃度で麻酔作用がある。
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	金属洗浄剤、ドライクリーニング溶剤、代替フロン原料として使用。中枢神経抑制作用がある。オゾン破壊物質。
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	油脂、ワックス、溶剤等として使用。変異原性を持つ。
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	代替フロン原料、金属機械部品の脱油洗浄、羊毛・皮の脱脂洗浄溶剤として使用。めまい、頭痛などの神経症状、肝・腎臓障害が認められる。
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	代替フロン原料、ドライクリーニング溶剤、などとして使用。頭痛、めまいなど神経系や肝・腎臓障害がある。発ガン性をもつ疑いがある。
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	農業として土壌害虫殺虫剤に使用される。変異原性があり、発ガン性が疑われる。
チウラム	0.006mg/L以下	農業(殺菌剤として種子消毒、茎葉散布材として使用)。分解が速く、環境中での寿命は短い。
シマジン	0.003mg/L以下	農業(野菜、果樹、芝生の除草剤)。安定性が高いため残留性が高い。内分泌かく乱作用が疑われる。
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	農業(水田除草剤)として使用されている。
ベンゼン	0.01mg/L以下	染料、医薬品、農業等様々な化学薬品の合成原料、溶剤、抽出剤として使用。白血病、再生不良性貧血を起こす。変異原性・発ガン性を持つ。
セレン	0.01mg/L以下	コピー機の感光ドラム、ガラス着色剤、化合物は絶縁体として広く使用される。呼吸器への影響が知られている。
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸塩、亜硝酸塩として含まれている窒素。人体内で亜硝酸イオンとなるため、多量に人体に摂取されると、メトヘモグロビン血症などの障害を起こす。
ふっ素	0.8mg/L以下	フッ素樹脂等の製造原料、ガラス等の表面加工に使用。過剰摂取により歯表面が斑状になったり、着色する。骨硬化症状による骨折リスクが高まる。
ほう素	1mg/L以下	ガラス繊維材料、化合物は防腐剤、ゴキブリ駆除剤などに使われる。傷口や粘膜から吸収された時の毒性が指摘されている。
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	トランジスター、合成皮革や塗料、洗浄剤の調整用溶剤、繊維処理・染色・印刷時の分散剤、潤滑材などに使用されている。発ガン性が疑われる。

参考資料:化学物質ファクトシート(環境省) 環境用語辞典(共立出版)他

③水生生物の保全に係る環境基準（河川及び湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	全垂鉛 基準値
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

注) 基準値は年間平均値とする。

④底質の暫定除去基準

項目	暫定除去基準
水銀	25ppm 以上
PCB	10ppm 以上

●ダイオキシン類に係わる環境基準

ダイオキシン類による大気・水質の汚濁（水底の底質）及び土壌の汚染に係わる環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1000 pg-TEQ/g 以下
用語説明	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) のことで、きわめて強い毒性を持つ。ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) とコプラナーPCB も似た構造を持ち、併せてダイオキシン類と定義されている。

※TEQ: 毒性を評価する際の単位

※大気、水質は年間値

●微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	用語説明
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること	煤塵、粉塵やディーゼル車から排出されるガスに含まれる粒子など、大気中に浮遊する粒子状物質でその粒径が 2.5 μm 以下のものをいう。呼吸器に沈着し、呼吸疾患の原因となる。ディーゼル車排出ガス中の粒子は発がん性が疑われる。

12 国分寺市の環境年表

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
享保年間 (1716-1735)	新田開発		
慶応3年	鷹場廃止		
明治22年	市制・町村制により国分寺村誕生（二村八新田が合併） 甲武鉄道（現JR中央線）開通 国分寺駅開業		
明治27年	川越鉄道（現在の西武国分寺線）開通		
明治43年	砂利運搬鉄道開通（下河原線）		
大正4年	電灯が点灯する		
大正9年	下河原線国有化となる		
大正10年	電話開通		
大正11年 (1922)	国分寺駅まで電車が開通 小学校に電灯		
大正12年	関東大震災		
大正15年 (1926)	国立駅開業		東京市民の郊外流出
昭和3年 (1928)	国分寺・府中間バス開通 多摩湖電車（国分寺・秋山間）開通		純農村から大都市近郊の農村型に移行 （野菜栽培が盛んになる）
昭和15年	町制施行（国分寺町となる）		
昭和16年	（第2次世界大戦）		
昭和20年	軍需景気を受け住宅、工場が増加する	人口13,900人	
昭和24年			東京都公害防止条例制定
昭和27年		2万人を超える	
昭和28年	リヤカー等による各戸ごみ収集開始		
昭和29年			清掃法制定
昭和30年	恋ヶ窪駅開設		
昭和31年	国分寺駅南口開設		
昭和31年	焼却炉完成（処理能力日量7t）		
昭和33年	国立駅北口開設	3万人を超える	
昭和35年 (1960)	町営水道始まる （西部の農村地区も住宅化）		
昭和37年		4万人を超える	（東京にスモッグ連続発生）
昭和38年	旧本庁舎完成		
昭和39年	市制施行（国分寺市となる） ポリバケツによるごみ回収方式採用	5万人を超える	
昭和41年	焼却炉改造（処理能力日量40t）	6万人を超える	
昭和42年	中部幹線下水道事業開始		公害対策基本法制定 大気汚染防止法制定
昭和43年		7万人を超える	騒音規制法
昭和44年			東京都公害防止条例制定
昭和45年 (1970)	市営運動場の開設		水質汚濁防止法制定 廃掃法制定
昭和46年	国分寺市公害防止条例制定		（PCBの環境汚染表面化）
昭和47年	公共下水道事業開始	8万人を超える	自然環境保全法制定
昭和48年	武蔵野線開通 西国分寺駅開業		
昭和49年			（酸性雨の被害発生）
昭和50年	粗大ごみ収集開始		（6価クロムによる土壌汚染発生）
昭和51年	公共下水道の使用開始（東元町）		
昭和52年	殿ヶ谷戸庭園開園		
昭和54年			エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）制定

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
昭和55年	三多摩地域廃棄物広域処分組合設立		
昭和58年		9万人を超える	
昭和59年	日の出町に最終処分場開場 資源物集団回収奨励金制度開始		
昭和60年 (1985)	清掃センター完成（処理能力日量140t） 「お鷹の道・真姿の池湧水群」が環境庁（現環境省）の『名水百選』に選定		
昭和62年			東京都管理計画の策定
平成元年 (昭和64年)	国分寺市水と緑の国分寺プラン策定		
平成3年	新小平駅 台風の影響による地下水位の上昇による水没事故発生（10月）		リサイクル法施行
平成4年		10万人を超える	東京都廃棄物の処理および再利用に関する条例制定
平成5年			環境基本法の制定
平成6年	生ごみたい肥化容器の斡旋開始		第1回環境の日（6月5日）
平成7年 (1995)	資源物（紙・布・ビン・カン）の収集が開始		東京都地球温暖化防止対策地域推進計画の策定
平成8年			容器包装リサイクル法施行
平成9年			東京都環境基本計画を策定 京都議定書採択
平成10年	事業系一般廃棄物の全面有料化		東京エネルギービジョン策定 地球温暖化対策推進法施行
平成11年	せん定枝のたい肥化開始		PRT法公布 ダイオキシン類対策特別処置法公布
平成12年 (2000)	ペットボトルの拠点回収を開始 有害ごみの日を新設 国分寺市都市マスタープラン策定		緑の東京計画策定 グリーン購入法施行 循環型社会形成推進基本法公布
平成13年	家電リサイクル法始まる 国分寺市緑の基本計画策定 国分寺市一般廃棄物処理基本計画策定		環境確保条例と自然保護条例の施行 家電リサイクル法施行
平成14年	資源プラスチックの分別収集開始（市内全域） 清掃センター・ダイオキシン類削減対策工事完了		エネルギー政策基本法制定 廃棄物処理計画の策定 土壤汚染対策法公布
平成15年		11万人を超える	エネルギー基本計画策定（第一次） 東京の名湧水選定 ディーゼル車規制開始
平成16年	国分寺市環境基本計画策定（3月） 国分寺市まちづくり条例制定（6月） 環境ひろば第1回開催（8月） 国分寺市環境基本条例制定（9月）		景観法公布 外来生物法制定
平成17年 (2005)	環境審議会第1回開催（2月） 環境推進管理委員会第1回開催（5月） 粗大ごみ有料化開始（10月） 公共施設のアスベスト使用状況調査 環境マネジメントシステム運用開始 国分寺市地球温暖化防止行動計画策定		京都議定書発効
平成18年	ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する条例の制定 国分寺市環境基本計画実施計画策定		持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラム策定 東京都再生可能エネルギー戦略の策定

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
平成19年	ごみの戸別収集開始（1月） グリーン購入の導入（4月） 環境家計簿モニター開始		エネルギー基本計画策定（第二次） 東京都気候変動対策方針策定
平成20年			G8北海道洞爺湖サミット開催 （新）東京都環境基本計画策定 生物多様性基本法制定
平成21年	一般廃棄物処理基本計画の改定		
平成22年 (2010)	緑の基本計画改定 ごみ減量化・資源化行動実施計画改定		生物多様性条約COP10愛知県開催 名古屋議定書、愛知目標採択 エネルギー基本計画策定（第三次）
平成23年	東日本大震災（3月）以降の公共施設及び清掃センター等の節電対策		
平成24年	国分寺市湧水及び地下水の保全に関する条例制定 国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針策定 地球温暖化防止行動計画改定（第二次）		都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）施行 再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始 東京都緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～ 生物多様性国家戦略策定
平成25年	家庭ごみ有料化開始（6月） ごみ減量化・資源化行動実施計画改定 住宅用太陽光発電機器等助成制度開始（7月）		東京都気候変動対策方針策定 小型家電リサイクル法施行 改正フロン排出抑制法公布
平成26年	日野市・国分寺市・小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書締結（1月） 環境基本計画改定（第二次） 地球温暖化防止行動計画改定（第三次） 国分寺市空き地及び空き家等の適正な管理に関する条例制定 環境基本計画実施計画改定（第二次 前期）		雨水の利用の推進に関する法律施行 エネルギー基本計画策定（第四次） 水循環基本法施行 空家等対策の推進に関する特別措置法制定
平成27年 (2015)	浅川清流環境組合設立（日野市・国分寺市・小金井市新可燃ごみ処理施設の整備及び運営）（7月）		改正フロン排出抑制法施行
平成28年	環境基本計画実施計画改定（第二次 中期）ごみ減量化・資源化行動実施計画改定	12万人を超える	地球温暖化対策計画策定 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）施行
平成29年	住宅用太陽光発電機器等設置助成金交付規則一部改正		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正
平成30年	地球温暖化防止行動計画改定（第四次）		気候変動適応法施行 気候変動適応計画策定 パーセル法改正
令和元年 (平成31年)	一般廃棄物処理基本計画の改定 浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設の試行運転開始（12月）		ゼロエミッション東京戦略の策定
令和2年 (2020)	清掃センター焼却炉を休炉（1月） 浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設の運転開始（4月）		2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言
令和3年	環境基本計画実施計画改定（第二次 後期）（3月）		地球温暖化対策計画改訂 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）改正
令和4年	2050年カーボンニュートラルを目指すゼロカーボンシティを表明（2月）		都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）改定 東京都環境基本計画2022策定
令和5年	国分寺市ゼロカーボン行動計画策定（3月） 地球温暖化防止行動計画改定（第五次）		

資料：東京都環境局「東京の環境」「東京都環境白書」

国分寺市教育委員会「郷土こくぶんじ」「国分寺市統計」

令和6年度 環境報告書

令和5年度実績報告

報告対象: 第二次国分寺市環境基本計画実施計画(後期)に基づく取組

報告対象期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日

編集発行: 国分寺市まちづくり部まちづくり計画課



この冊子は、「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の助成金を使用し、印刷しています。